

# 調 査 報 告 書

【公表版】

平成30年12月9日

平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会

# 目次

はじめに.....	9
<b>第1 本委員会の設置と活動経過.....</b>	<b>11</b>
<b>1 本委員会設置までの経緯.....</b>	<b>11</b>
(1) 平成27年の主な出来事.....	11
(2) 平成28年の主な出来事.....	11
(3) 平成29年の主な出来事.....	12
<b>2 本委員会の目的・所掌事務.....</b>	<b>12</b>
<b>3 委員構成.....</b>	<b>14</b>
<b>4 本委員会の活動.....</b>	<b>15</b>
(1) 開催経過.....	15
(2) ヒアリング調査について.....	17
(3) 調査資料.....	18
<b>第2 本事案に関する事実関係.....</b>	<b>19</b>
<b>1 Aさんについて.....</b>	<b>19</b>
(1) Aさんの家族関係.....	19

(2) Aさんの中学校入学前（主に小学校時代）の様子.....	19
2 当該中学校の概要.....	20
(1) 所在地・生徒数.....	20
(2) 校務分掌等.....	20
(3) 1年部の担当教員について.....	21
3 Aさんの中学校入学から本事案発生までの事実経過.....	22
(1) 中学校入学後の生活状況.....	22
ア 成績, 学習面, 生活態度.....	22
イ 部活動.....	22
ウ 友人関係.....	22
エ 性格, 周囲からの評価.....	23
(2) 平成27年9月の指導.....	23
ア 9月15日の指導.....	23
イ 9月18日の学年指導.....	25
(3) 9月19日から11月1日までのAさんの様子.....	26
(4) 平成27年11月の指導.....	27

ア	Bさんの欠席.....	27
イ	本事業直前（11月2日, 3日, 4日朝）のAさんの様子.....	28
ウ	11月4日の指導.....	28
(ア)	Bさんに対する聴き取り.....	28
(イ)	昼休みの指導.....	29
(ウ)	給食時間と昼休みの出来事.....	30
(エ)	放課後の指導.....	30
(5)	指導後の家庭訪問とAさんの死亡.....	33
<b>第3</b>	<b>自殺に至るまでの背景と当該中学校における指導の検証.....</b>	<b>35</b>
1	当該中学校における日頃の生徒指導.....	35
(1)	当該中学校の生徒指導に対する考え方.....	35
(2)	生徒指導における規定等.....	35
(3)	管理的なルールや一方的な指導.....	36
(4)	教員による体罰（暴力）や暴言.....	37
2	日頃の不登校対策.....	39
3	9月の指導への評価.....	40

(1) はじめに.....	40
(2) Bさんの事情を把握していないこと.....	40
(3) 情報共有・組織対応の欠如.....	41
(4) Aさんら生徒に対する指導における問題点.....	43
(5) 記録保存の欠如.....	45
4 11月の指導への評価.....	45
(1) はじめに.....	45
(2) Aさんの行為が「いじめ」に当たるか.....	46
(3) Bさんに対する対応の不適切さ.....	48
(4) 組織対応の欠如.....	50
(5) Aさんら生徒に対する指導における問題点.....	51
ア 対応が拙速である点.....	51
イ 5名の生徒をまとめて指導した点.....	51
ウ 事実確認が不十分な点.....	52
エ 指導時の発言の問題点.....	53
(6) 家庭訪問について.....	53

5	小括	54
第4	本件自殺の心理的考察	56
1	自殺の定義	56
2	青少年の自殺について	56
3	本件自殺に関する危険因子の検討	57
(1)	家庭要因	57
(2)	Aさんの精神的要因	58
(3)	地域要因・仲間要因	60
(4)	学校要因	60
4	自殺直前の状況と遺書について	62
5	小括	64
第5	本件自殺の原因（事後的因果関係）の考察	67
第6	学校及び市教委の事後対応について	68
1	はじめに	68
2	市教委が一夜にして経緯を「いじめ」と断定したこと	68
3	翌日の臨時保護者会での学校側の不適切な対応	71

4	基本調査報告書の問題点について.....	74
5	学校の不適切な指導を生徒のせいにして正当化しようとしたこと.....	78
6	「生徒の立場」に立って考えていないため問題の核心が見えていないこと.....	82
7	市教委アンケートから判明した事実・課題.....	87
	(1) 市教委アンケートの実施.....	87
	(2) 生徒の言い分を聴き, しっかり確かめてからにしてほしい.....	88
	(3) 暴力, 暴言はやめてほしい.....	88
	(4) 先生のいじめだ.....	88
	(5) X先生は優しく良い先生です.....	89
	(6) 一人の保護者からの手紙.....	89
	(7) 生徒たちから「原因を知りたい」という声が多数寄せられていた.....	90
8	1月29日の臨時PTA全体会～校長の説明内容の問題点.....	90
	(1) はじめに.....	90
	(2) 不十分な情報提供.....	91
	(3) 校長がいじめと認識し, いじめを前提とした説明をしていること.....	91
	(4) 家庭訪問時のX教諭の言動を正当化していること.....	92

(5) 実際には十分な検証がされていないこと.....	93
9 次年度に至るまでのその他の問題点.....	94
(1) 市教委指導主事らのアンケートから分かること.....	94
(2) 教員評価「自己申告書（校長用）」の問題点.....	95
10 次年度以降の問題点（詳細調査への対応等）.....	96
11 小括.....	98
第7 本委員会の再発防止に関する提言.....	100
【提言1】市教委は本事案の発生及び事後対応について主体的な検証を実施し、結果を市のWebサイトに公表すること.....	100
【提言2】市教委は文科省に「自殺した児童生徒が置かれていた状況」について修正報告を行うこと.....	101
【提言3】学校において教職員は「生徒の立場」に立った共感的子ども理解に基づく生徒指導・生徒支援を実現すること.....	101
【提言4】学校において教職員は体罰（暴力）及び暴言その他生徒の尊厳を害する行為を行わないこと.....	103
【提言5】生徒の不登校は「問題行動」とは捉えずに共感的理解に基づく支援を行うこと.....	103
【提言6】本報告書を公表し活用すること.....	104
おわりに.....	106

(別紙)

添付資料一覧

- 1 平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会設置規約
- 2 調査資料一覧
- 3 作文「部活動を通して学んだこと」(奄美市児童生徒作文コンクール特選の作文)
- 4 作文「語り継がなければならないこと」(学級弁論大会の作文)

## はじめに

平成27年11月4日、当時奄美市立中学校（以下「当該中学校」という。）1年生の男子生徒 ██████████（以下「Aさん」という。）が、自ら命を絶つという痛ましい事案（以下「本事案」という。）が発生した。

本事案発生の日から、当該中学校では平成26年7月1日付けで文部科学省の児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議が明らかにした「子供の自殺が起きた時の背景調査指針（改訂版）」（以下「文科省背景調査指針」という。）に基づいて、Aさんが死亡に至った背景の基本調査を実施した。

当該中学校は同年12月7日、Aさんの家族（以下、「遺族」という。）に対して、基本調査の結果、「事故の原因を特定することはできなかった。」と報告をした。最愛の我が子を突然亡くし、なぜ我が子が亡くなったのか知りたいと願っていた遺族としては、納得し難い内容であった。

平成28年1月には、遺族の申し入れにより、奄美市教育委員会（以下「市教委」という。）が、当該中学校の全校生徒対象のアンケートを実施する等したが、当該中学校の「事故の原因を特定することはできなかった。」という結論は変わることはなく、Aさんが死亡するに至った背景は明らかにならないままであった。

その後、遺族側より、文科省背景調査指針に基づき、公平・中立な第三者による詳細調査を実施することの申し入れがあり、本事案発生から1年4か月後の平成29年3月3日に「平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会設置規約」（以下「本委員会設置規約」という。）が施行され、「平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会」（以下「本委員会」という。）が設置されるに至った。

当該中学校の基本調査等において、Aさんが、学校から帰宅後、担任教諭がAさん宅を家庭訪問した直後に亡くなったこと、Aさんが亡くなった当日の放課後に、担任教諭から指導を受けていたことがすでに明らかになっていた。

このような事実を受けて、本委員会は、Aさんが亡くなった当日の担任教諭による指導及び家庭訪問に着目するとともに、当該中学校におけるAさんの生活状況、当該中学校及び生徒を取り巻く環境、Aさんの学校外での状況等多方面の情報を収集し、事実関係の整理及び分析を行い、Aさんに何があったのか、どのような過程を経て死亡するに至ったのかをできる限り明らかにすることに努めた。

本報告書は、本委員会の調査の結果明らかになった事実及びその考察結果をまとめたものであり、遺族が事実に向き合い、Aさんがなぜ亡くなったのかを知りたいと思う気持ちに応えるとともに、当該中学校関係者及び市教委が本事案に向き合い、同種の事案が二度と発生しないようにするための再発防止の取り組みや当該中学校の再出発に資することを願って作成したものである。

また、Aさんの友人やその保護者をはじめとした地域の方々も、遺族同様にAさんがなぜ亡くなったのかを知りたいという思いを抱えたまま今日まで至っている。本報告書が、このような地域の方々の思いに応え、地域の再出発につながることも願ってやまない。

さらには、本報告書で指摘した生徒指導の在り方や子どもとの関わり方については、当該中学校以外でも共通する課題であると思われる。本報告書が、学校、教育関係者をはじめとした広く子どもと関わる大人の目に触れ、各自においてAさんが遺した思いを受け止め、教訓にしていただければ幸いである。

平成30年12月9日

平成27年11月奄美市立中学校生徒の  
死亡事案に関する第三者調査委員会

(50音順 ◎：委員長，○：副委員長)

内 沢 達 (◎)

大 貫 隆 志

小 山 献

清 田 晃 生

餅 原 尚 子

柳 優 香 (○)

## 第1 本委員会の設置と活動経過

### 1 本委員会設置までの経緯

#### (1) 平成27年の主な出来事

11月4日	本事案発生。
11月5日	10時：市教委3階会議室で臨時校長研修会実施。 19時30分：当該中学校で臨時保護者会実施。
11月9～ 12日	市教委学校教育課課長，補佐，主幹の3名で分担をして，当該中学校教職員30名に聴き取り調査（1名につき3分～16分）。
11月9日	遺族が関係生徒2名の保護者とともに当該中学校を訪問し，校長と担任に説明を求める。
11月11日	校長と担任が遺族宅を訪問。
11月18日 (一部19日 ～25日)	当該中学校の教員14名で分担をして，2名1組（1名は聴き取り，1名は書記）で，サッカー一部所属の生徒15名及び1年2組の生徒34名に聴き取り調査（記録が残っているものによれば1名につき5～13分）。
11月27日	当該中学校の教員4名で分担をして，2名1組（1名は聴き取り，1名は書記）で，本事案に関係の深い生徒5名（Aさんが亡くなった当日に担任から指導を受けた際に同席していた生徒）に聴き取り調査を行う（1名につき20分～46分）。
11月30日	当該中学校長が奄美市教育委員会教育長あてに本事案についての基本調査報告書を提出。
12月7日	当該中学校長，教務主任が，遺族宅を訪問し，基本調査結果を口頭で報告（書面の交付はなし）。
12月8日	校長と担任が遺族宅を訪問。
12月18日	遺族（父親）が当該中学校を訪問し，校長と担任に説明を求める。

#### (2) 平成28年の主な出来事

1月8日	市教委が当該中学校全校生徒にアンケート調査実施（1月15日回収）。
1月29日	当該中学校で臨時PTA全体会実施。
2月1日	当該中学校で遺族が基本調査報告書を閲覧。
2月2日	遺族が市教委より基本調査報告書の写しを受領。

4月25日	市教委と遺族及び遺族側代理人弁護士が第三者調査委員会設置について協議。
5月19日	遺族側代理人弁護士より詳細調査実施の依頼を申し入れる書面が奄美市に届く。
6月30日	奄美市代理人弁護士と遺族側代理人弁護士が調査委員会設置について協議。
8月1日	市教委学校教育課長，奄美市文書法制係長より市長に説明。
8月12日	遺族側代理人弁護士より，奄美市に対して設置要綱等の必要性について申し入れ。

### (3) 平成29年の主な出来事

3月3日	本委員会設置規約施行。
3月4日	奄美市より各職能団体等に委員の推薦依頼送付。
5月14日	第1回本委員会開催。

## 2 本委員会の目的・所掌事務

本委員会は、本事案の発生を受けて、奄美市長により設置された第三者調査委員会である。

本委員会の設置及び運営に必要な事項は、本委員会設置規約に定められている。

本委員会設置規約第1条には、以下のとおり記載されている。

**第1条** この規約は、文部科学省設置児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議平成26年7月1日付け「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(以下「指針」という。)に基づき、平成27年1月4日に奄美市立中学校に通う生徒が自殺した件(以下「本件自殺」という。)について詳細調査を実施し、もって、関係者が事故に向き合い、再出発に踏み出す足がかりを作るとともに、今後の自殺事件等の再発を防止するため設置する平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会(以下「調査委員会」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。

また、上記文科省背景調査指針には、背景調査の目的として、以下のことが定められている。

①今後の自殺防止に活かすため

②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

③子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

○この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである

○学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が何よりも重要である

○学校及び学校の設置者は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む

○背景調査実施に当たり、この趣旨、目的・方法・得られた情報の取扱いなどについて、遺族・保護者・子供に丁寧に説明しておく必要がある

本委員会は、本委員会設置規約第1条、及び文科省背景調査指針に定められた目的のために、調査を行った。

また、本委員会設置規約第2条には、本委員会の所掌事務として以下のことが定められている。

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 本件自殺に至るまでの事実経過並びに本件学校及び学校外における事実及び背景を含め、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。

(2) 本件自殺に至るまでの事実経過に関して、本件学校の本件生徒に対する対応及びその背景を明らかにすること。

(3) 前2号で明らかになった事実を踏まえて、本件自殺の原因について考察をすること。

(4) 第1号及び第2号によって明らかになった事実に対して、本件学校及び市教育委員会の本件自殺の前後における対応について適切であったかを考察すること。

(5) 前各号によって明らかになった事実経過及び考察から、本市の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた今後の再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。

(6) 前各号についての結果をもとに、人権的配慮を行った上で、調査結果を公表すること。

(7) 前各号について市長及び本生徒の保護者（以下「本件遺族」という。）に対して報告を行うこと。

したがって、本委員会は、本委員会設置規約第2条各項に記載された所

掌事務の範囲内で事務を行い、本調査報告書を公表するものである。

また、本委員会設置規約第5条には以下のとおりの定めがある。

第5条 調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公平に調査及び審議を行い、合意形成を諮るものとする。

本委員会は、上記規約のとおり、事実のみに誠実に向き合い、各委員の専門的知見等を活かしつつ、中立かつ公平に調査及び審議を行い、合意形成を諮った結果本調査報告書の作成に至ったものである。

### 3 委員構成

本委員会設置規約第3条第1項には、以下のとおり定められている。

第3条 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、本件学校、奄美市教育委員会、奄美市（以下「市」という。）及び本件遺族並びに関係生徒やその保護者と利害関係を有しない者であって、法律、精神医学、心理、教育等に関する専門的な知識経験その他いじめや生徒の自殺に関する調査及び審議を行うために必要な知識経験を有する別紙推薦団体から推薦された者とし、本件遺族と市が同意の上で必要と認めた者を市長が委嘱する。

(別紙推薦団体)

- 1 鹿児島県弁護士会
- 2 日本弁護士連合会
- 3 日本教育法学会
- 4 一般社団法人日本児童青年精神医学会
- 5 一般社団法人日本臨床心理士会
- 6 特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト

本委員会設置規約第3条を受けて、奄美市の依頼を受けた各職能団体等の推薦により、以下の委員が選任され、調査を行った（カッコ内は推薦団体及び所属）。

内 沢 達（日本教育法学会推薦、元鹿児島大学教育学部教授）  
大 貫 隆 志（特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト推薦、一般社団法人ここから未来代表理事、自死遺族）  
小 山 献（鹿児島県弁護士会推薦、小山法律事務所、弁護士）  
清 田 晃 生（一般社団法人日本児童青年精神医学会推薦、大分療育

センター副所長，児童・青年精神科医師)

餅原尚子 (一般社団法人日本臨床心理士会推薦，鹿児島純心女子  
大学大学院教授，臨床心理士)

柳 優香 (日本弁護士連合会推薦，六本松中央法律事務所，弁護  
士)

#### 4 本委員会の活動

##### (1) 開催経過

本委員会は全22回(41日間，313.5時間)，委員が会しての協議や関係者へのヒアリング調査を行った他，調査にあたっての当該中学校及び市教委等との事前調整，当該中学校の生徒及び保護者への説明会，遺族宅訪問，当該中学校訪問，当該中学校の卒業式の参加等の活動も行った。また，随時遺族に対する活動経過の報告等を行った。

本委員会の日程等は以下のとおりである。

回	日程(時間数)	参加 委員数	内容(カッコ内は人数)
1	平成29年5月14 日(2)	6	委員協議
2	平成29年6月16 日(3.5)	6	委員協議
3	平成29年7月15 日(6)	6	委員協議 ヒアリング：遺族(3)
4	平成29年7月31 日～8月2日(31)	1	保護者及び生徒への調査のお願い と説明，当該中学校及び市教委等 との事前調整
5	平成29年9月1日 ～3日(27.5)	6	委員協議，遺族宅訪問 ヒアリング：生徒(9)，保護者 (12)
6	平成29年10月 20日～22日 (32.5)	6	委員協議，当該中学校訪問 ヒアリング：生徒(5)，保護者 (4)，教職員(2)
7	平成29年12月8 日～10日(30.5)	6	委員協議 ヒアリング：生徒(2)，保護者 (4)，教職員(9)，教委(1)
8	平成29年12月	6	委員協議

	23日～24日 (14.5)		ヒアリング：生徒(1), 保護者 (2), 教職員(1), 教委(2)
9	平成30年1月28 日(2)	2	ヒアリング：生徒(1), 保護者(1)
10	平成30年2月1日 ～2日(12)	6	委員協議 ヒアリング：教職員(1), 教委(1)
11	平成30年2月11 日～12日(16)	6	委員協議 ヒアリング：遺族(2), 教職員(3)
12	平成30年3月3～ 4日(15)	6	委員協議 ヒアリング：教職員(1), 教委(1)
13	平成30年3月12 日～13日(17)	3	委員協議, 当該中学校卒業式参加, 現市教委担当者との面談 ヒアリング：教職員(1)
14	平成30年3月24 日～25日(17)	5	委員協議 ヒアリング：遺族(2), 生徒(8), 保護者(1), 教職員(1)
15	平成30年4月22 日～23日(15)	6	委員協議 ヒアリング：教職員(1), 教育長 (1)
16	平成30年5月27 日(7)	6	委員協議 ヒアリング：教委(2)
17	平成30年6月23 日～24日(9.5)	6	委員協議
18	平成30年7月22 日(6.5)	6	委員協議
19	平成30年8月19 日(7)	6	委員協議
20	平成30年9月17 日(8)	6	委員協議
21	平成30年10月 14日(8)	6	委員協議
22	平成30年11月2 日～11月5日 (26)	6	委員協議

※「教委」は県又は市の教育委員会（本事案当時）所属の関係職員。

## (2) ヒアリング調査について

ヒアリング調査は、遺族、当該中学校のAさんと同級生の生徒及びその保護者、当該中学校の教職員、Aさんの小学校時代の担任、本事案当時の市教委及び県教委の職員を対象に行った。

生徒については、Aさんが亡くなった当日にAさんと一緒にAさんの担任の■■■■教諭（以下「X教諭」という。）から指導を受けた生徒、平成27年9月15日にAさんと一緒にX教諭から指導を受けた生徒（指導の詳細については後述する。）、当該中学校の基本調査におけるヒアリングで参考になる証言をしていた生徒、Aさんと親しかった生徒、遺族がヒアリングを希望した生徒、本委員会のヒアリングを進める中でヒアリングの必要性を感じた生徒を対象に行った。数名からはヒアリングを断られたが、計22名（男子生徒16名、女子生徒6名）の生徒からのヒアリングを実施した（2回実施した生徒もいる）。

ヒアリング実施前の平成29年7月31日に保護者に対して、同年8月1日には生徒に対して、本委員会の委員長が直接、調査の趣旨を説明し、協力を依頼する文書を配布する等の準備をした。その際、委員長の連絡先を伝えて、積極的に情報提供をしてほしいとの呼びかけを行った。なお、このような呼びかけを受けて、実際に委員長に連絡をしてくれた保護者は複数いたものの生徒はいなかった。

実際に、個別にヒアリングのお願いをする際には、遺族が対象者の連絡先を知っている場合には、遺族からまずもって保護者に連絡をして、調査の協力依頼を行ったり、本委員会の委員長が遺族から連絡先を聞いて直接調査の協力依頼の連絡を行ったが、それ以外の場合には、奄美市総務課の担当者より調査協力依頼の連絡をし、日程調整等を行い、ヒアリングにご協力いただいた。

また、生徒のヒアリングの際に、保護者の同席もお願いし、同席した保護者にも合わせてヒアリングを行った。保護者の同席を希望しない生徒には単独で行った。さらに、同席時とは別に、積極的に話を聞いてほしいという申し出があった保護者については別途ヒアリングを行った。その結果、保護者計21名のヒアリングを実施した。

また、当該中学校の教職員は計15名、Aさんの小学校時代の担任から計3名、ヒアリングを実施した。X教諭及び本事案当時の■■■■校長（以下「校長」という。）は2回実施した。

当該中学校の教職員においては、Aさんが在籍していた学年の教職員、基本調査時にAさんが亡くなった当日にAさんと一緒に指導を受けた生徒のヒアリングに関わった教職員、管理職、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、スクールカウンセラー（以下「SC」と

いう。)等からヒアリングを行った。しかしながら、教職員のうち2名は、ヒアリングが電話のみになってしまい残念であった。なお、電話のヒアリングについては上記日程や人数に含まれていない。

また、本事案後の事後対応等に関わった市教委及び県教委の職員計6名、及び市教育長からヒアリングを実施した(2回実施した職員もいる)。

遺族に対しては、3回ヒアリングを行うとともに、本委員会の活動経過の報告を随時行い、遺族との信頼関係を構築することに努めた。

ヒアリングの際には、できる限り委員全員が参加し、直接声を聴くことで心証形成できるように努めた。また、正確性の担保のために、ヒアリング時には録音をし、録音の反訳も行った。

ヒアリング時には、事前に聴き取りの主担当者を決めて、主担当者を中心に質問をし、その他の委員が補充で質問をするという形式をとった。質問事項は事前に主担当者を中心に検討し、ヒアリング前に委員間で意見交換をして臨んだ。ヒアリング場所は、公的施設等を借りて実施したが、生徒の一部については生徒の都合により自宅等で実施した。

### (3) 調査資料

本委員会の調査にあたっては、市教委を通じて、多数の当該中学校及び市教委作成の資料やデータの提供を受け、これらが事実認定の基礎となった。

また、遺族や、ヒアリングの対象者である保護者や生徒からも多くの資料の提供をいただき、大いに参考になった。

また、各委員の専門的分野の情報や知見を共有する他、生徒指導やいじめ、さらには第三者調査委員会に関する文献や他の第三者調査委員会の報告書等を複数読み、本報告書作成の参考にした。

調査において使用した主な資料の一覧は、別紙添付資料2のとおりである。

## 第2 本事案に関する事実関係

### 1 Aさんについて

#### (1) Aさんの家族関係

本事案当時、Aさんは、中学1年生（13歳）であり、母方実家にて、両親、母方祖父母、曾祖母、XXXXXXXXXX弟とともに生活していた。

父親（会社員）は県内の離島に単身赴任中であつたが、月1～2回、1回の帰省につき3～5日間程度は帰省し、Aさんら家族と過ごしていた。Aさんも春休み、夏休み等の長期休暇には泊りがけで父親の下に遊びに行き、父親とともに過ごしていた。

Aさんは、釣りとサッカーが好きで、休日は、父親や弟、友人と一緒に釣りに行ったり、サッカーチームの練習に参加する等していた。父親もサッカーの経験があり、サッカーチームの練習の補助をする等して関わっていた。

母親は、XXXXXXXXXX稼働しており、学校行事には祖母が出席することもあつたが、XXXXXXXXXX一緒に朝食を摂ったり、サッカー部の仲間たちとの食事会をする等、Aさんとの関係は良好であつた。

また、Aさんは、母親に、学校での出来事その他、友達関係の悩みや学校での不満等もよく話をしていた。

#### (2) Aさんの中学校入学前（主に小学校時代）の様子

Aさんは、小学校1年生から、地元のサッカーチームに所属しており、サッカーチームの仲間を中心として友人が多くおり、友人関係は良好であつた。

小学校低学年の頃に、友人がちょっかいを出してくることを不快に思い、学校からチラシを配布されて知った相談機関に電話相談をしたことがあつた。学校には知らせないと聞いていたのに、翌日、担任教員から相談内容について聞かれたため、「学校に言わんって言ったのに言われた。」と不信感を表したという出来事があつた。

小学校6年生の頃、女子生徒からあだ名で呼ばれる等のちょっかいを掛けられることがあつたが、Aさんも、女子生徒にあだ名で言い返したりしていた。また、Aさんを含む男子生徒のグループ数名と、女子生徒グループ数名のグループ同士でちょっかいを掛け合ったりしていた。Aさんは、当時、女子生徒に対する苦手意識をもっており、母親に女子に対する不満を漏らしたこともあつたが、周囲の生徒は、楽しくじゃれ合っていると感じていた。

性格は真面目で、何事にも一生懸命であり、教員からは責任感が強いと評価されていた。小学校5年生の頃、担任教員は、どちらかという

おとなしいという印象をもっていたが、クラスメイトは、「友達からみたみんなの良い所」というアンケートで、Aさんのことについて、「おもしろい・おもしろいことを言う」、「いつも笑っている」、「笑わせてくれる」、「いつも明るい・何事も明るくしようとする」等と回答していた。

小学校6年生頃からは、教員からみても、明るく外交的な面が見られるようになった。

学校の成績も良好であり、小学校6年生の時には、学級副委員長を任される等、教員にも同級生にも信頼が厚かった。

## 2 当該中学校の概要

### (1) 所在地・生徒数

本事案が発生した当該中学校は、[REDACTED]に創立され、現在は、奄美大島の中心地である旧名瀬市[REDACTED]に所在する公立中学校である。[REDACTED]

[REDACTED]小学校と中学校での情報共有や連携も行われており、地域のつながりも強く、生徒間や保護者間のつながりは比較的密な関係にある地域と言える。

本事案発生当時、全校生徒[REDACTED]名（男子生徒[REDACTED]名、女子生徒[REDACTED]名）1学年は2クラス、2学年と3学年は3クラスあり、Aさんが在籍していた1学年においては、1年1組が37名、1年2組が37名、合計74名の生徒が在籍していた。

### (2) 校務分掌等

当該中学校には、校長、教頭の下、生徒指導主任、進路指導主任、保健主任、教務主任、道徳主任、教科主任、学年主任等が置かれ、また、各種委員会が設置されていた。

生徒指導に関することは、生徒指導委員会が担当し、生徒指導委員会のメンバーは、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生活指導係、養護教諭となっており、生徒の問題行動の他、不登校対応、いじめ対応等も、同委員会が担当をしていた。本事案発生当時の生徒指導主任は、Aさんの担任のX教諭であった。

当該中学校の「いじめ防止基本方針」には、「いじめ対策委員会」が設置され、管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導係、学年主任、養護教諭、SSW、SC及び外部専門家が構成員と記載されているが、実際には、「いじめ対策委員会」は独自に組織されておらず、いじめ対応は生徒指導委員会が行っていた。また、外部専門家が生徒指導委員会に関与し

ているという事実はなかった。

生徒指導委員会は、毎週月曜日4時間目（50分の一コマ）を取って行われており、学年ごとに不登校の生徒の状況報告、指導を要する事例の報告や指導状況の報告、各学年共通の実践事項や連絡事項の確認や協議等が行われていた。生徒指導委員会で報告された内容は、その後、放課後の終礼時に、全職員が集まる場で簡潔に報告されていた。

当該中学校には、全体職員室の他、学年職員室が各学年のフロアに設置されていた。そのため、各学年の教職員は、主に学年職員室を利用しており、他学年の教職員同士が会して話をする機会は多くなかった。特に、本事案当時の平成27年度は、日々の職員朝礼はなく、週2回月曜日と木曜日の放課後に行われていた終礼が、職員全員が集まって情報共有する機会となっていた。

また、平成23年度よりSSW2名が配置されており、「心の教室」（様々な理由で教室に入れない子どもが来室し、学習をしたり相談をしたりする場所）に在室し、「心の教室」に来室する生徒の学習支援や不登校の生徒に対する対応を中心に業務を行っていた。不登校の生徒に対しては、SSWが担任等と分担をして、家庭訪問をしたり、朝自宅に迎えに行き、時には、SSWの私用車に乗せて学校に連れてくることもあった。なお、当該中学校に配置されていたSSWは、いずれも社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者ではなく、退職した元教員（元中学校校長と元小学校教員）であった。

また、平成23年度より奄美市からSCが1名配置されており、本事案当時は、週に1回、3～4時間程度来校し、生徒からの相談に対応したりしていた。なお、当該中学校に配置されていたSCは、心理の専門職ではなく、退職した元小学校教員であった。その他、平成21年度より鹿児島県教育委員会からもSC（元養護教諭）が派遣され、月に数回来校していた。

### （3）1年部の担当教員について

Aさんが在籍していた1年部は、6名の教諭が担当をしており、1年1組は担任が■■■■教諭（以下「Y教諭」という。学年主任、数学担当、野球部顧問）、1年2組は担任がX教諭（生徒指導主任、体育担当、女子バスケットボール部顧問）、その他各クラスに副担任が1名ずつ、学年副担任（主担当は特別支援学級）として2名の教員がいた。

### 3 Aさんの中学校入学から本事案発生までの事実経過

#### (1) 中学校入学後の生活状況

##### ア 成績, 学習面, 生活態度

Aさんは、平成27年4月に当該中学校に入学し、X教諭が担任を務める1年2組に在籍した。Aさんの自宅は、当該中学校の裏門から、徒歩1分程度で着く距離にあったが、当該中学校では、生徒が裏門から登下校するのを禁止していたため、Aさんは、3分程度歩き、正門から出入りして登下校をしていた。

成績も良く、毎日「XXXXXXXXXX」(宅習帳)にも丁寧に細かい字でびっしりと書き、真面目に課題に取り組み、提出物等も期限どおりに確実に出していた。

文章力もあり、奄美市児童生徒作文コンクールで特選をとった(添付資料3)。

学級の係として、生活委員会、途中から転校した生徒の引き継ぎで学習委員会も務めるようになり、係の仕事にも真面目に取り組んでいた。例えば、生活委員会の仕事に関して、X教諭が、「前任校の生徒が、授業の前にチョークをきれいに揃えてくれていて感心した。」というエピソードを話したところ、それ以降、Aさんも、授業の前にチョークをきれいに揃えてくれるようになったという。

X教諭からの信頼も厚く、入学して約1か月後に実施された集団宿泊学習の研修終了時の挨拶担当や、他の生徒の生徒会選挙応援演説の担当や、体育大会で1500m走の選手に選ばれていた。

ただし、Aさん自身は、このような役割を与えられることについて、母親や父親の前では、「何で俺が？」と不満を漏らすことがあった。

生活態度は良好で、後述の9月15日と11月4日を除いて、教員から特段指導を受けたことはなかった。

##### イ 部活動

中学校入学後、サッカー部に入部し、キーパーを任せられ、周りにアドバイスを求める等しながら練習にも一生懸命に取り組んでいた。

10月頃、当該中学校からキーパーとして地区のトレセン(選手の強化育成活動)の練習に参加しとても喜んでいた。

##### ウ 友人関係

サッカー部の生徒を中心に仲の良い友人が多くおり、休み時間も友人とサッカーをする等して過ごし、一人でいることはなかった。また、2学期に転校してきたクラスメイトCさんとは気が合い、学校が休みの日にも一緒に釣りに行く等して仲良くしていた。

友人関係での大きなトラブルはなく、毎日欠席なく学校に登校してい

た。

## エ 性格、周囲からの評価

教員からは、挨拶をしっかりする、真面目で責任感が強く、一生懸命な優等生、几帳面で手抜きをしない等の評価を受けていた。

例えば、本委員会の調査において、教員からは、「90点でもミスしたことを反省して、自分に分析を加えて高得点を目指していた。」「理科の実験で班長に選ばれていたが、班の実験がうまくいかなかった場合、自分のせいで失敗したと思うようなタイプであった。」「サッカー部でチームメイトから言われたことに対してしゅんとなることもあった。」というエピソードも聞かれた。

また、はにかみ屋で恥ずかしがりや、おとなしいといった印象をもった教員もいたが、授業中に、教員にあてられて、本当は答えが分かっているのに「分かりません。」と答え、後ろの生徒に答えを教えて、その生徒に答えさせ、「すげー。」と言う等、羽目を外したり、冗談を言って笑わせることもあった。

生徒からも、真面目で、勉強を教えてくれる、明るく、穏やかで、周りに気遣いができる等の評価を受けていた。また、本委員会の調査において、複数の生徒より、教員の真似をして周りを笑わせたり、仲がいい友人といるとふざけたり、抜けているところもあっておもしろいという話も聞かれた。また、「我慢強くストレスが溜まりやすかったかもしれない。」「周りよりちょっと大人びている。」と証言した生徒もいた。

## (2) 平成27年9月の指導

### ア 9月15日の指導

9月13日(日)は、当該中学校の体育大会であった。Aさんは1500m走に出場した。途中で倒れて足首を怪我したが、最後まで走り切った。

翌9月14日は代休のため学校は休みであった。

9月15日、Aさんが所属する1年2組は、1校時は1年1組の担任であるY教諭の数学の授業であった。授業中、Y教諭がBさんに質問し答えさせる場面があった。Bさんの答えも、それに対する周りの生徒たちの反応もおかしなことはなかった。しかし、Bさんの様子がいつもと違っていたため、学習支援のために教室に入っていた支援員が授業終了後にBさんに「大丈夫よ。」と声をかけたところ、Bさんの目に涙が溢れた。支援員は泣いているBさんを保健室に連れて行き、経緯を伝えた上で、養護教諭に委ねた。

Bさんが泣きながら保健室に来室したことを聞いたX教諭は、Bさん

の下へ行き、Bさんに嫌なことがあったら話すように伝えた。

その際の出来事として、本事案後に、X教諭が作成し、市教委に報告した記録には、以下のような記載がある。

・9月15日(火)

Bが2校時に泣きながら保健室に来室。話をきいたところ、消しカスを投げられる、「きもい、うざい」の言葉など、周囲から嫌がらせを受けていることがわかる。3校時に本人から事情を聞いたところ、

- ・消しカスを投げる・・・A, 生徒①(Aは「Bが投げってきたから・・・」)
  - ・石を投げる・・・生徒②, 生徒③
  - ・「死ね, きもい, うざい, 消えろ」などの言葉・・・生徒④, 生徒⑤, 生徒①, 生徒⑥
  - ・足をかけて倒す, ぶつかったら「何お前」と言ってくる・・・E
  - ・調子のんなよ・・・生徒③, 生徒⑦
  - ・■■■■(註: 宅習帳)を顔にぶつける・・・生徒⑧
  - ・無理やり腕相撲をさせる・・・生徒④, 生徒①, E
- といったような状況がわかる。

その日の放課後に全員を集めて指導。個別にBに謝罪させる。

生徒②, 生徒③, 生徒⑦は1年1組, その他の生徒は1年2組の生徒であった。

上記のように、X教諭は、各行為を行ったとされる生徒10名全員を、その日の放課後に1年2組の教室に集めて、Bさんが述べた各行為を行ったかどうか確認し、指導をし、個別にBさんに謝罪をさせた。

また、X教諭は、生徒らに、「■■■■」(宅習帳)に反省文を書くように指示した。

指導された生徒らは、X教諭が怒っていたため、自分の言い分や行為時の状況について話を聞いてもらえなかったと感じた。

指導の後、Aさんも「俺は悪くない。」「Bからやってきたのに自分が怒られた。」という不満をCさんに述べていた。

かかる指導に関して、同日、X教諭は、生徒指導主任として自らが作成を担当している「生徒指導委員会報告(9月15日)」という書類に、「B・・・9/15(火)2校時に泣きながら保健室に来室。話をきいたところ、消しカスを投げられる、『きもい、うざい』の言葉など、周囲から嫌がらせを受けていることが分かる。学級・個別に指導」との記載をした。

X教諭から、Aさんを含む各生徒の保護者に対して、指導をしたとい

う連絡はしなかったが、Aさんは帰宅後に、母親にX教諭から指導を受けたことを伝えた。その際、Aさんが [REDACTED] と不満を述べた。そのため、母親が、「X教諭 [REDACTED] に話そうか。」と言ったところ、Aさんは、「チクリと言われるし、先生も言い訳するなっち怒られるから言わんでいい。」と答えた。そのため、母親はX教諭に [REDACTED] 連絡はしなかった。

AさんはX教諭の指導に不満を持ちながらも、X教諭の指示に従い、「 [REDACTED] 」(宅習帳)に「今回はとても反省しています。冗談のようにB君もやり返してくるので、いじめとはとらえていませんでした。B君に謝って、これからは、協力し合い、『絆』でつながっていきたいと思います。自分の態度、行動、言動を見つめなおし落ち着いた学校生活を送りたいと思います。」と反省の言葉を記載した。

これに対してX教諭は「冗談が発展して・・・ということもよくあります。Bにも自分がしたことを反省するように伝えておきます!!」とコメントをした。

同じく指導を受けた他の生徒も、「 [REDACTED] 」(宅習帳)に「今日、ぼくは、何日か前にBさんに『気もい』とか言いました。ぼくは、こんなことを言ったらダメなのに言って、気づつけて(原文ママ)しまいました。これからはもっと反せいして口に気を付けたいです。」と記載した。これに対して、X教諭は「そういう言葉は、人が言うのを聞いても嫌な気持ちになります!!行動を変えなさい!!」とコメントをした。

反省文を書いて来なかった生徒もいたため、X教諭は、そのような生徒に対しては、反省文を書いてくるように再度指導した。

また、指導翌日、Aさんは、音楽教室に移動する際に、一緒にいたCさんと生徒⑧に対して「俺死のうかい。」「学校つまらん。」と述べた。3名で笑い合いながらの会話の中で出てきたAさんからの不満であったため、Cさんらは深刻なものとは受け止めず「冗談言うなよ。」と返した。

## イ 9月18日の学年指導

9月19日から同月23日までは5連休で学校が休みだった。そのため、当該中学校では、連休前の9月18日の6校時に、全生徒を体育館に集めて、連休中の生活について注意事項を説明する等の指導をした。

その後、1年部の教員は、1年部の生徒だけを体育館に残して、生徒らに全体指導を行った。本事案後に、X教諭が作成し、市教委に報告した記録によれば、以下のような発言や指導が行われたと記載されている。

- ・人の気持ちを考えない思いやりのない言動について
- ・「死ね、うざい、きもい」といった言葉を学校生活の中で絶対に使わない
- ・嫌がらせを受けている子どもの苦しみは、その親の苦しみにもなるということを1年部職員で指導をする。

この指導は、X教諭が9月15日に行った指導を受けて行われたものであり、名前こそ出されなかったが、Bさんの他、Aさんや指導を受けた生徒らは、自分たちのことを言われていると認識した。

さらに、X教諭は、同日に発行した1年2組の学級通信に「残念なことです。心ない生徒がいます。『きもい、うざい、消えろ』などの言葉。『冗談のつもりで』と行って嫌な思いをさせる行動。ある人が触れた物に触ろうとしなかったり、ちょっとぶつかっただけで足をかけて転倒させたり……。なぜそういう行動をとってしまうのか？すごく心の痛む出来事でした。いい加減なことをして、人に嫌な思いをさせて、それが流されて、反省もせず、自分をみつめなおすこともしなくなったら、学校は、学年は、そして人の心は崩れていくような気がします。(中略)どうか人の心の痛みがわかる人になって欲しい。叱られるのが怖いではなく、自分がやったことを正直に話し反省し、その中で一人ひとりに成長してもらいたい。」と記載した。

また、X教諭は、9月25日の1年2組の学級通信にも「失敗や過ちをせずに生きていける人はいません。大事なことはその後どうするかです。素直に謝って反省して、次に生かせばいい。それをわかってくれる人がいます。そして、わかってもらえなかったからといって開き直ったり、腹を立てたりするのは何か違いますね……。みんなも中学校になってからたくさんの失敗もしてきただろうし、これからもたくさんの失敗をしていくでしょう。大事なのはその後です。ごまかしたり逃げ出したりするのはやめましょう。」、「連休前に相手を思いやった言動、言葉遣いなど学年全体指導を行いました。みんなの成長に期待したいです。」と記載した。

### (3) 9月19日から11月1日までのAさんの様子

9月20日から同月24日にかけて父親が帰省をしていた。同月23日には、父親は、Aさんと、Cさんを連れて釣りに連れて行く等した。

また、同月24日、Aさんは、父親に対して、生徒会選挙に立候補するクラスメイトでサッカー部の友人の応援演説(9月25日実施予定)を頼まれたことについて、「サッカー部というだけで、俺が書くことにな

った。他にもサッカー部はいるのに。」と不満を述べた。父親は、「一人で考えずに、他の友達にもその子の長所を聞いてみたり、生徒会でどんな活動をしたいと考えているかを本人に聞いてみたらどうか。」とアドバイスをした。その後は、Aさんはアドバイスを聞いて嬉しそうでやる気に満ちているようだった。

また、10月5日、Aさんは、父親と母親の前で、「すぐせばキレる。意味の分からないところで怒る。」「先生の目を見るのが怖い。なんでもかんでもすぐAに言ってくる。」とX教諭に対する不満を述べた。

母親が、何を言ってくるのかと問い返したところ、Aさんは、「なんでもよ！体育大会の1500m走も走りたくないのに、先生に言われて走りまいになった。」「係も一つ増やされたから仕事が増えた。」と答えた。

母親は、「なんでもかんでもAに言ってくるって、Aならできるって期待してるんじゃないの。目を見るのが怖いって言っても、先生への挨拶はちゃんとしないといけないよ。」と述べた。

10月30日は、当該中学校では文化祭が行われ、10月31日、11月1日は休日であった。

Aさんは10月31日と11月1日は、サッカーの試合に出場していた。10月31日には、雨風が強い中、必死でゴールを守る等、一生懸命にプレーをしていた。11月1日の試合後には、左足の股関節が痛いと言っていたため、母親が、翌日病院に行くように勧めたが、大丈夫と言って結局病院には行かなかった。

その他、Aさんに特段変わった様子はなかった。

#### **(4) 平成27年11月の指導**

##### **ア Bさんの欠席**

11月2日午前8時頃、Bさんの母親はX教諭に、Bさんが欠席をするという連絡をした。その後、8時20分頃、X教諭は、Bさんの母親に連絡をした。本事案発生後、X教諭が作成し市教委に報告した記録によれば、X教諭がBさんの母親に欠席の理由を尋ねたところ、Bさんの母親は「(Bが)友達に嫌がらせを受けるので学校に行きたくないと言っている。」と告げた。これに対して、X教諭は、「今日は無理をせず、家でゆっくり話をしてください。」と伝えた。この日、Bさんは学校を欠席した。

翌3日19時頃、再びBさんの母親よりX教諭に電話があり、「明日は教室には入れないが、心の教室なら登校できる。」と伝えた。X教諭は、Bさん本人とも電話で話をし、「明日登校した際に詳しく事情をきかせてほしい。」と伝えた。

## イ 本事案直前（11月2日、3日、4日朝）のAさんの様子

11月2日、Aさんは、いつもどおり登校し、家族から見て特に変わった様子はなかった。Aさんは帰宅後、「[ ]」（宅習帳）が返却されていないため、コピー用紙に使い切った「[ ]」（宅習帳）の枠線を写し書きして、宿題をしていた。母親は「[ ]が返却されていないんだから、たまには休憩しろってことじゃない？一日くらいしなくていいよ。」と言った。しかし、Aさんは「いや、する。」と言って、いつもどおり宿題をやっていた。

11月3日も休日であり、Aさんはサッカーの試合に2試合出場し、いつもどおりで笑顔も見られて、変わった様子はなかった。この日、母親より新しいスパイクを買ってもらい喜んでいました。

11月4日、Aさんは起床後、宿題をして朝食を食べた。朝食を食べながら、母親と祖母と週末に出場する予定であった試合に向けて等サッカーの話をした。当日は、部活は休みの予定だったが、「もしかしたら今日、サッカーあるかも。」と言って、前日に買ってもらったばかりの新品のスパイクを持って家を出た。

## ウ 11月4日の指導

### (ア) Bさんに対する聴き取り

11月4日午前8時20分～25分頃、Bさんが登校し、心の教室に来室した。心の教室には、SSWが在室していた。8時50分頃、X教諭が心の教室に来室し、保健室に連れて行き、Bさんに紙を渡し、他の生徒からされた嫌なことを書くように告げた。Bさんは渡された紙に、5～10分くらいかけて、他の生徒からされたことを書いた。

Bさんが紙に書いた内容は以下のとおりである。

「歩いていたら急にDが向かってきてたたいてきたり、じゃまといいながらおしてきたりする。くびをしめたりボールでがんめんにけって当てたりまどの外を見ていたらあごをまどの下に当てたり、小指1本でかてるわといいながら、わきばらをうったりする。

Eはどうせ先生かお母さんなんかにちくるんだろうといたり、歩いていたらろうかをとうせんぼうされたりする。

Cは[ ]とわらいながらAといたり、[ ]方言をいっているのかわからないけど、悪口みたいなのをいたりする。Aに方言をおしえて、いっしょにいたりする。

Fは、話をしていて何かしゃべったら、お前はどうでもいいといたりする。」

このうちDさんのみは1年1組、他の生徒は1年2組に在籍していた。

その後、X教諭がBさんに書いたことを基に聴き取りをした。聴き取った際のX教諭のメモには以下のことが書かれている。Aさんについては、行為の主体として項目は設けられておらず、Cさんの箇所に名前が挿入される形で記入がなされていた。

<D>

10月頃 ・武道館の近く(外)。授業の前・・・脇腹たたいてきたり、「じゃま」おしてきたり ・文化祭の当日、廊下で首を絞めてきたり、窓にあごを当てさせる。・昼休み・・・ボールを顔面に当てる。

<E>

・どうせ先生にちくるんだろ。歯ブラシしてる時、頭をこついてくる

<C>

Aも

・[redacted]悪口

・音楽の時間、「俺のふで箱隠しただろ」「何で俺に言うの意味わからん」

<F>

・「お前はどうでもいい」と言ってくる

・文化祭の時、体育館の2階のカーテン カーテンを開けたわけではないが、「Bあけただろ」「あけてないよ」その後階段のところで首をしめてくる(後ろから)

### (イ) 昼休みの指導

X教諭は、上記各行為を行ったとされた生徒に対して指導をすることにし、昼休みに、Dさん、Eさん、Fさん呼び出した。そして、本事案発生翌日に、市教委がX教諭から聴き取ったところによれば、X教諭は、Dさん、Eさん、Fさんに対して「いい話ではないぞ。Bにしたことを正直に書け。うそはつかないように。」「やられているほうは覚えているから、何とか思い出さないといけないんじゃないか。」等と話し、Dさんを武道館、Eさんを応接室、Fさんを全体職員室に連れて行き、Bさんにしたことを紙に書かせた。

この時、各生徒が紙に書いた内容は以下のとおりである。なお、Dさんによれば、Dさんが紙に書いている間、X教諭が前に立っており、具体的にもっと書けとか、本当にこれだけかとか、Bがこんなことを言っている等と言ったため、書き直したとのことであった。そのため、修正をした形跡がある部分は修正が分かるようにそのまま掲載する。

<D>

~~指でつついたり おちよくったり からかった~~

指でお腹をつついたり，けんを入れたり 背が小さいとってからか  
ったり，くすぐったり 首をにぎったり，~~ボールを間違っ~~て当てた時に  
~~謝らず，ダサいとか言った~~ 昼休み外で遊んだ時にしました。10月に  
昼休み校庭でボールを間違って当てた時に謝らず，ダサいとか言いま  
した。~~首をしめる真似を首をしめました。たり~~

<E>

文化祭の時いいすぎたこと

生徒④と場所こうたいしてあげれ

<F>

・後ろからのしかかった。・おどろかしたりした。・10月の休み時間  
におどろかしたり，後ろからのしかかった。話しをしているとどうで  
もいいといった。体育館の2かいでカーテンをあけて，言い争いにな  
り，自分が頭をたたいてしまった。物をとってあげる時に，物を投げ  
てわたしてしまった。

X教諭は，Dさん，Eさん，Fさんそれぞれに紙に書かせた後，3名  
を武道館に集め，「放課後は謝罪の場を設けるので，クラスで宿題をし  
ておくように。」と伝えた。

#### (ウ) 給食時間と昼休みの出来事

給食の時間，Aさんは，心の教室にいたBさんに給食を持って行った。

また，昼休み，Aさんは，他の生徒とともに，心の教室を訪れ，Bさ  
んに対して「サッカーをしよう。」と誘った。BさんはAさんらととも  
に校庭に行って，サッカーをした。

#### (エ) 放課後の指導

X教諭は，放課後，16時15分頃，Bさんを心の教室で待たせ，D  
さん，Eさん，Fさんを，宿題をさせながら教室で待たせた。

そして，X教諭は，CさんとAさんに対しても，残るように告げ，C  
さんを全体職員室，Aさんを応接室に連れて行った。本事案発生翌日に，  
市教委がX教諭から聴き取ったところによれば，X教諭は，Dさん，E  
さん，Fさんに対してと同様の話をCさんとAさんに申し向けて紙を渡  
して，自分がしたことを書かせた。

Aさんは自分がBさんに何をしたのか思い出せない様子のように見  
え，X教諭も「本当にAがBに対してちょっかいを出したのだろうか？」  
と疑うほどであった。

Aさんは、X教諭から渡された紙に、「自慢話のとき、『だから何』と言った。話を最後まで真剣に聞いていなかった。」と書いた。

その後、X教諭はAさんに、教室にいるDさんと呼んで、一緒に心の教室に来るように言って立ち去った。AさんはDさんと呼びに行き、心の教室に行った。その際に、Aさんは「なんで俺が(呼ばれるのか)」と不満を述べていた。

X教諭は、全体職員室に行き、Cさんに対して、「Bに何か言っただろう。」等と問いただした。X教諭は、Cさんに対して「言ったことを紙にかけ。」と告げて、紙と鉛筆を渡した。Cさんが書いている間、X教諭はCさんの前に座っていた。

Cさんは、X教諭から渡された紙に、「・  
方言・へたくそ・うんこ・バカ・クソ・マヌケ」と書いた。

Cさんが紙に書いているのを見ながらX教諭はCさんに質問をしてきた。X教諭は、その際のCさんの態度が悪いと感じて、「ちゃんと聞く気あんのか。」と言って、平手でCさんの頭を叩いた。また、Cさんが、「Bから言ってきた。」と言うと、「言い訳するな。」と言われた。また、X教諭は、紙に書いた内容を見て、「いいことなのか。」と問いかけ、Cさんが「いいえ。」と答えたところ、X教諭は「嫌な気持ちになるようなことはするなよ。」と述べた。

Cさんが全体職員室で指導を受けている際に、Cさんが所属する部の顧問が通りかかった。X教諭からCさんが指導されている様子を見た部の顧問は、Cさんに「C、試合どうする？身長と体重教えて。」と声をかけた。X教諭は、「こんなやつ試合に出る資格ないですよ。」と言った。Cさんが指導をされている際に、校長や教頭も職員室内にいたが、X教諭やCさんに指導内容や経緯を具体的に尋ねることはなかった。なお、Cさんは、本事案発生後の教員からの聴き取りにおいて、指導を受けている時に、「先生がたくさんいて、見られているように感じた。」と証言をしている。

指導が終わると、X教諭は、Cさんにしばらく待つように告げて、全体職員室から立ち去った。

X教諭の指示で、Fさんが全体職員室にCさんと呼びに来て心の教室に行った。

16時45分頃、X教諭は、心の教室の前にDさん、Eさん、Fさん、Cさん、Aさんの5名を集めて、一人ずつ入室させ、Bさんの面前で一人ずつBさんに対してした行為の確認をした。

X教諭は、話を聞く中で、Dさん、Eさん、Fさんには大きな声で叱責したこともあった。Fさんが「首をしめていない。グーで叩いた。」

と言い分を述べると、X教諭は「どっちも信じたいけど、どっちもやっている。」「両方信じたいけど、やられたほうが言っているのだから。」と述べた。X教諭は、Dさんに対しては、「どんな風にやったか。」と確認し、Dさんに行為を再現させ、「お前はひどい。」「最低だな。」等と述べた。また、「前にもこんなことがあった。また1か月したらするだろう。」と述べた。Cさんに対しては、「Bもだけど、他の人にもするなよ。」と述べた。

Aさんが、心の教室に入室した際には、Bさんによれば、Bさんと目が合ったのでニコツとしたところ、Aさんもニコツとしてきた。X教諭がAさんに、Bさんが「XXXXXXXXXX」と言われたと言っていると伝えたところ、Aさんは思い出したように、「あ、言ったことあります。」と答えた。

その後、X教諭は、Dさん、Eさん、Fさん、Cさん、Aさんの5名をBさんがいる心の教室に入室させた。そして、本事案発生後にX教諭が作成し、市教委に報告した資料によれば、以下の内容を話したと記録されている。

- ・自分がされて嫌なことはしない
- ・ささいなことでも、一つ一つが積み重なれば心が苦しくなる。先生のところへ行くことは「ちくる」ことではなく「相談」である。
- ・Bも明日から学校に出てこようと努力するので、自分自身が頑張ったことを振り返り、行動を改善する努力をするように

また、X教諭は、「悪いことは悪い。でもそれをしっかり反省していくことが大事。」「これからもそういうことせんで仲良くやれ。」等と発言した。

そして、X教諭は、Dさん、Eさん、Fさん、Cさん、Aさんに対して、「ちゃんと謝ってBがこれから学校に来やすくしなさい。」と言い、5名それぞれにBさんに謝罪をさせた。

Aさんは、「意味分かんこと言ってごめんなさい。これからも仲良く遊ばしましょう。」と述べて謝罪をした。緊張して声が震えている生徒、涙目の生徒もあり、Aさんは、涙を流していた。

X教諭は、Bさんに対して、「自分が一方的にされただけではなくて、自分が何かしたからされているということもある。自分がされたこと、ちゃんともっともっと見えるようにならんといかんぞ。」と告げた。そして、BさんもDさん、Eさん、Fさん、Cさん、Aさんに対して、「僕も悪いことをしてごめん。」「言い過ぎた。」等と謝罪し、CさんやAさ

んに対しては、「僕も方言の意味が分からなくて文句を言われていると思ってごめん。」と謝罪をした。Bさんも泣いていた。

X教諭が、Bさんに、「謝られて学校に来る気になったか。」と尋ねたところ、Bさんは、「ちょっとだけ学校に来る気になった。」と答えた。

X教諭は、Dさん、Eさん、Fさん、Cさん、Aさんに対して、「もしBが学校に来られなくなったらお前ら責任をとれるのか。」と述べた。

17時15分頃、X教諭は、Dさん、Eさん、Fさん、Cさん、Aさん、Bさんの6名を心の教室から退出させた。

X教諭は、Bさんに「お母さんに電話するね。」と述べて、Bさんの母親に電話をしたところ、Bさんは放課後、██████に行く予定であったため、その時、ちょうど学校に母親が正門まで迎えに来ていた。X教諭は、Bさんを連れて、Bさんの母親の下へ行った。Bさんの母親によれば、「名前が出た子呼んで話をした。何人かひどい子もいたけど、Aなど2名くらいはそんなにひどくはなかったから、お互いにもう仲直りになったので大丈夫でした。」という説明をした。Bさんは母親とともに下校した。

AさんはCさんと一緒に下校した。Aさんは納得をしていない様子で「意味分らんや。」「俺からじゃないのに、怒られてイライラする。」「前もあったし。」「まじ、何で分かってくれんのかい。」「学校つまらんから明日学校行かんようにしようかい。」と言っていた。CさんはAさんに対して、「学校来いよ。」と述べ校門のあたりでハイタッチをして別れた。

Eさん、Fさんは指導後に、遅れて██████部の部活動（1年1組担任のY教諭が顧問）に行った。

#### **(5) 指導後の家庭訪問とAさんの死亡**

17時40分頃、Aさんが帰宅した。祖母が振興会館に展示されていたAさんの絵と作文（添付資料3）を見てきて「絵と作文、二つ展示されているってすごいがね。」と言うと、Aさんは「まあね。」と言ってにっこり笑った。その後、Aさんは居間で弟と一緒にテレビ番組を観る等して過ごしていた。

18時頃、X教諭がAさんの自宅を訪問した。祖母によれば、Aさんと弟が18時から始まるNHKのEテレのアニメ「おじゃる丸」を観ているところだったとのことである。

X教諭は、Aさんの自宅を訪問する前に、事前に連絡はしなかった。Aさんの自宅は、中学校の裏門から徒歩1分程度の場所にあった。

X教諭の来訪に気がついたAさんは玄関に行き、X教諭と話をした。

X教諭は、Aさんに「お母さんいる？」と尋ねたが、当時、母親は不在であったため、「いません。」と答えた。

X教諭は、Aさんに対して、「嫌な思いをしている人もいるが、誰にでも失敗はあることなので、改善することができればいい。部活も勉強もよく頑張っているのだから、これまでの自分を貫いていけばいい。」等と発言をした。AさんはX教諭の発言の際に泣いていた。

夕食の準備中であった祖母が玄関に顔を出したところ、X教諭は、「ちょっと名前があがったから来ました。」と述べるだけで、家庭訪問をした理由について、詳しい説明はしなかった。祖母は、Aさんが泣いていたため、涙をふくようにと首にかけていたタオルを渡した。

X教諭が立ち去った後、Aさんは号泣して自分の部屋がある自宅の上階に上がって行った。Aさんの様子を心配した祖母が、仕事に出ている母親へLINEで連絡をし、以下のやり取りをした。

- 18時23分 祖母「早く帰ってきて 大変」  
18時29分 母親「何？」「もう少しだけ」  
18時32分 祖母「Aはなにもないけど先生は言ったけど一応名前があがったからち言って先生が家に来たからよ それから二階に上がってこをからよ」

18時45分頃に母親が帰宅した。母親がAさんの部屋をのぞいた他、室内をくまなく探したが、Aさんが見つからず、18時55分頃、

Aさんを発見した。Aさんの母親は、Aさんを心肺蘇生をした（後に病院で死亡確認）。

19時02分頃、祖母が119番通報をし、19時08分に救急隊が到着し鹿児島県立大島病院へ搬送された。19時15分頃、Aさんの祖母は、X教諭に「大変なことになった。すぐにきてください。」と電話をした。

その後、病院でAさんのズボンのポケットから遺書が見つかった。遺書には、「」と記載されていた。母親は病院で遺書をX教諭に見せた。

### 第3 自殺に至るまでの背景と当該中学校における指導の検証

#### 1 当該中学校における日頃の生徒指導

##### (1) 当該中学校の生徒指導に対する考え方

当該中学校では、学校経営の基本を定める「**〇〇**の教育」において、重点目標と課題の一つとして「積極的な生徒指導の推進」を掲げ、「基本的な生活習慣を確立し、規範意識を醸成するとともに『自尊感情』を高める積極的な生徒指導を推進する。」としていた。

その具体的内容として、「生徒理解に基づき、粘り強く語り込み、諭し、情熱と愛情による導きを基本におきながら、**〇〇**的ゼロ・トレランスを確立し、問題行動の未然防止・早期発見・迅速な対応に努める。」「『**〇〇**いじめ追放6項目』に基づき、いじめを撲滅するとともに、規範意識や正義感を醸成するような積極的な生徒指導の推進に努める。」「生徒個々の実情を把握した上で、SSWやSCと連携を図り、家庭訪問や相談活動を充実するなど個に応じた指導に努め、組織で不登校や問題行動の改善に努める。」等とされていた。

なお、ゼロ・トレランスとは、日本語に直すと「不寛容」を意味し、学校教育においては、クリントン政権以来、米国の学校現場に導入されている教育理念及び教育実践を表現したもので、学校規律の違反行為に対するペナルティーの適用を基準化し、これを厳格に適用することで学校規律の維持を図ろうとする考え方であり、「毅然たる対応方式」と訳されている<sup>1)</sup>。

特に、平成23年度以前に、当該中学校では、授業抜け出し、生徒間暴力、生徒に対する暴言等のトラブルが頻発していたため、そのような経緯を背景に、厳格な指導態勢で臨んでいたようである。

しかしながら、生徒の問題行動や不登校が思うように改善せず、平成23年度からSSWが配置され、家庭訪問を行う等して、生徒を学校に登校させ、学習支援や生活支援を行った結果、徐々に問題行動や不登校は減少していったとのことである（平成27年度は、対教師暴力も、学校管理下での生徒間暴力も0であった。）。

もっとも、SSW導入後も後に述べるような厳格な生徒指導は続いていた。

1) 平成18年1月31日付け、文部科学省初等中等教育局児童生徒課『生徒指導メールマガジン』第16号

##### (2) 生徒指導における規定等

「**〇〇**の教育」においては、生徒の問題行動・いじめ等が発生した時や情報をキャッチした時の連絡系統図には、生徒指導部、生徒指導係に

連絡をし、そこから、校長・教頭、PTA生活委員会、関係機関に連絡をし、校内で職員会議を行うこととされていた。また、情報を得た職員は早急に校長・教頭に連絡する、担任は、速やかに保護者へ連絡する、係は連絡と対応を、迅速かつ的確に行う、まず、関係生徒を落ち着かせてから、情報を詳細に聴き取り、事実確認を行うとも規定されていた。

特にいじめについては、①いじめに気づいた職員やいじめられている生徒の家族から連絡を受けた職員は、すぐに校長・教頭に報告し、当該学級担任と学年部で対応策を検討する、②担任は当事者から事情を聞き、事実確認を行う、必要に応じて、家庭訪問なども行う、③いじめの事実が確認できた場合には、担任は校長に報告し、生徒指導主任に連絡する。生徒指導主任は生徒指導部会を開き、全校指導態勢を整える、④担任は家庭訪問を行い、生徒の家庭でのようす、保護者の考えや学校への要望などをしっかり聞いてから、誠意を持って解決に努めることを伝える、(中略)⑧生徒指導主任は、いじめの実態について全体に報告し、全職員が一致団結して再発防止に取り組むことを確認する、(中略)⑫担任は事故について指導記録を取り、生徒指導主任に報告する。生徒指導主任は事故報告書を作成する、との規定があった。

また、「報告」という項目においては、ア.担任は問題行動の内容とその指導内容を記録しておき、学年の生徒指導係に報告する、イ.学年の生徒指導係が生徒指導主任に、生徒指導主任が校長・教頭にそのすべてを報告する、ウ.必要があれば、生徒指導主任は事故の内容を全職員に報告し、再発防止に全校体勢で努める、エ.事案が発生した際には速やかに校長に報告する、等とも規定されていた。

他方で、「教育相談」という項目の「相談はどんなときに失敗するか」という項目において、

- ・教師が尋問口調で質問し、説教口調で建前論を述べたとき。
- ・生徒が話したがらないことを追及したり、解決を急いだりして、一方的に自分の都合のよい方向に生徒を向けようとしたとき。
- ・生徒が話し手、教師が聞き手という立場が逆になったとき。
- ・生徒から出てきた悩みに、過剰な指導意識を出したとき。
- ・教師が生徒の悩みを聞き出そうと懸命になって、相談が調査のようになってしまったとき。

との記載があった。

### (3) 管理的なルールや一方的な指導

当該中学校では、靴下の色や長さ（くるぶしが隠れる長さ）、スカート

(膝立ちしたときにスカートが地面につく) やズボンの丈の長さ、ベルトの絞め具合、シャツをズボンの中に入れる、制服の下に着ているシャツの色といった服装に関するものの他、爪の長さ、髪の色、長さ(女子は肩についたら結ぶ、男子は耳が見えなくなったらだめ、ツーブロックにしたら坊主にする等)等について、不文律があった。そして、生活委員会の生徒に服装点検として、他の生徒の服装等に違反がないかクラスの朝の会でチェックをさせて、違反者を名簿に書いて担任に報告をさせていた。

そして、ルールに違反した者や遅刻者の人数を廊下の壁に掲示していた。本委員会が調査のために学校を訪問した際には、そこに生徒の苗字が書かれていた学年もあった。

また、月に1回程度生活委員会の生徒が集まって話し合い、3回違反したら雑巾がけ等のペナルティーを決めたりしていた。

本委員会の調査において、生徒にこれらのルールあるいは校則についてどう思うか尋ねたところ、入学時から決められていたので、そういうものだと思ったと何ら疑問に感じないという生徒も複数いる一方で、理由が分からない校則がたくさんあって厳しいと感じていたという生徒も複数いた。

本事案後に、市教委が生徒に実施したアンケートの中にも、「校則が厳しすぎる(去年の先輩と違う)。」、「校則が意味分からないものばかり。」と書かれたものがあった。

もっとも、このようなルールについて、教員の中には、鹿児島県内の他の中学校にはより厳しい中学校もあり、むしろ、当該中学校は緩やかな方だという意見も聞かれた。

また、校内の生活においても、廊下は走らない、廊下は端を歩く、ポケットに手を入れて歩かない、挨拶は目を見て大きな声でする、時間を守る等の指導がなされていた。

他方で、生徒からは、先生は廊下を走っていた、教室移動の時に10分しか時間がないのに走らないように注意されるので歩いていくと間に合わず怒られる、給食をおかわりしろと言うのにおかわりをすると急いで食べるという等の不満が聞かれた。Aさんも、両親の前で、「先生はポケットに手を入れて歩く。」、「生徒には廊下の端を歩けというのに、先生は歩かない。」等と不満を述べる事があった。

#### **(4) 教員による体罰(暴力)や暴言**

本委員会のヒアリング調査の中で、特に1年部に所属していたX教諭及びY教諭について、複数の生徒より、以下のような証言があった。

< X教諭について >

- ・教室で上履きをボールがわりにサッカーをしていたら、怒られて、頭を叩かれた。
- ・服装点検の時にベルトが緩いことが3回続いた生徒が、ベルトをつかまれて押したり引いたりしてバーンと突き飛ばされた。
- ・爪の検査の時に、女子生徒が爪をぱっと見せてぱっと行ったら、「おっ。」て怒って、教卓をバーンと倒した。その音と怒鳴り声が隣のクラスにまで聞こえた。
- ・女子バスケットボール部の練習で、同じミスを繰り返して、失敗した生徒にくるぶしあたりにバスケットボールを投げて当てていた。
- ・生徒が教室の床で柔道みたいなことをして遊んでいたら、学級委員長だった生徒が注意しろと怒られてバインダーのようなもので叩かれた。
- ・体育館の中の控室で、指導を受け、たばこの吸い殻の入ったコーヒー缶を顔付近めがけて投げられた。避けようとした時に手に当たった。
- ・体育の授業で下を向いて話を聞いていなかった生徒が、顎を叩かれて口の中を切った。
- ・体育の授業中、準備運動とか真面目にやっていなかったら、顔をバンって叩かれた。
- ・入学後間もない放課後、冗談で壁ドンをしたら、無言でポンと体を押されて怖い目つきで「なんだよ。」と言われて、他の生徒がいないところに連れて行かれてガーッと怒られた。その後、教室に戻って帰る準備をして、階段を下りていたら、少人数教室まで連れて行かれて、椅子を投げられて怒鳴られ「このことは一生忘れるなよ。」「親に言えるもんなら言ってみろ。」と言われた。
- ・授業と授業の間の休み時間が10分しかないのに、体育の授業でチャイムが鳴るまでに武道館の畳に入っておかないと、遅れたと言われて、男女問わず100回腕立て伏せをさせる。

< Y教諭について >

- ・教室でハンカチで綱引きをしていたらゴンってげんこつをされた。
- ・忘れ物をしたとき等、生徒に対して罰として自分で自分の頭にげんこつをさせる。
- ・野球部で練習中同じミスを繰り返すと「げんこつ。」と言って、自分で自分の頭にげんこつをさせる。
- ・野球の試合でサインミスをした時、試合後に呼び出されてお腹(みぞおち)をやられた。
- ・宿泊学習の時、ボールがあったのでサッカーをしたら、「遊んでいた

やつ手を上げる。」と言われて、手を上げるのが遅かったらお尻を蹴られた。

また、本事案後、市教委が行ったアンケート調査においても、教員に関して、以下の回答があった。

- ・担任の先生が女子にも暴力をふるうことを怖がっていた。
- ・いきなりキレて叩いたりするのはやめてほしい。言葉で説明してほしい。
- ・先生が生徒にするいやがらせも生徒がいやがっていればそれもいじめだと思う。指導の方法も口調が荒く、手をあげることが多いので、気分が悪くなる。
- ・友達が先生（Y先生）にいじめられるのを見るのがとても不愉快な気分になる。入学当時より、荒い口調で暴力や指導を受けている。
- ・暴言、暴力等があるのでやめたほうがいい。生徒の気持ちも聞いてほしい。
- ・すぐ暴力をふるわないでほしい。生徒によって態度が変わる（ひいき）。生徒と同じ目線でみてほしい。
- ・先生は自分の思いどおりにしなければすぐ怒る。暴力をふるう先生が何人もいる。生徒の気持ちを少しもわかっていない。
- ・怒る前にちゃんと話を聞いた方がいいと思います。
- ・もっと傷ついて困っている人たちに対して考えてほしい。ただ怒って注意するだけで終わっているのでは、実際言う意味がないと色々な人が思っています。
- ・自分たちの機嫌によって学校生活が違う。ちょっと先生たちはおかしいと思う。

## 2 日頃の不登校対策

当該中学校では、不登校の生徒が多く、不登校対策に力を入れていた。平成23年度以降は、SSWが配属され、学習支援の他、不登校支援を行っていた。登校をしない生徒については、自宅にまで迎えに行き、SSWが制服に着替えるのを手伝ったり、自家用車に乗せて学校に連れてきたりもしていた。

平成22年度の不登校者数は17名、平成23年度は12名、平成24年度は3名、平成25年度は7名、平成26年度は8名といったんは減少したが微増しており、依然、不登校は大きな課題となっていた（なお、平成27年度は13名、平成28年度は27名）。そのため、生徒指導委員会でも不登校傾向の生徒のケアをどうするかについて先に議論した後に、問

題行動の事例を共有する等、不登校の対応に力を入れていた。平成26年度の校長作成の学校関係者評価書には、「不登校の生徒が年々少なくなっているのは、先生たちの取組が素晴らしいと思います。来年は不登校0を期待しています。」と記載されており、平成27年度の目標として「完全不登校数を0、30日以上欠席者を5人以下にする。」と掲げていた。

奄美市においても、生徒指導主任の研修等で不登校の状況についての話題があった。

そのため、X教諭をはじめ、当該中学校の教員は不登校はなくさなければならぬという意識が強かったようである。

### **3 9月の指導への評価**

#### **(1) はじめに**

X教諭は、Aさんを含む10名の生徒に対して、9月15日に、Bさんに対して嫌がらせをしたとして指導をしている。この日の指導については、Aさんが亡くなった当日に受けた指導とも関連性があり、後述のAさんが死亡するまでの心理的考察をする上でも重要な出来事であったと考える。そのため、9月15日の指導の問題点について考察する。

その結果、9月15日の指導については、以下のとおりの問題点があると考える。

#### **(2) Bさんの事情を把握していないこと**

X教諭は、Bさんが泣きながら保健室に来たと聞き、Bさんに、嫌なことがあったら話すように伝え、Bさんから話を聴き出している。

しかし、その前提として、X教諭は、そもそも、Bさんがどのような経緯で保健室に来たのか、その直前に授業を担当していたY教諭、Bさんの様子を気にかけて声をかけた支援員、支援員から事情を聞いた養護教諭に事情の確認をしていない。

そして、事情を正確に把握しないまま、X教諭は、Bさんに嫌なことがあったら話すようにと伝えた結果、Bさんは、泣いてしまった事情とは直接関係のない話をした。

X教諭は、Bさんが他の生徒から何か嫌なことをされたとの思い込みを基に、Bさんや他の教員から保健室に来た事情を聞かないまま、Bさんから聴き取りを行い、Bさんに話をさせているのである。

Bさんが保健室に来た事情は、前の時間の授業中、いつもと違う様子であったため、支援員が授業終了後「大丈夫よ。」と声を掛けたところ、Bさんの目に涙が溢れたということである。授業中、Bさんは周りの生徒に笑われたように感じたということであったが、実際にはそのような

ことはなかった。X教諭は、Bさんから、泣いた事情やBさんの気持ちを丁寧に聴き取りすべきであった。

このようなBさんの背景も踏まえて丁寧に聴き取りをすれば、Bさんの想いをこの時点で把握することも可能であったはずである。

また、BさんがX教諭に聞かれて話した他の生徒からされたとする行為についても、十分な聴き取りがなされたとは言えない。他の生徒の行為について、Bさんがどのような気持ちであったのか、どういう場面での出来事であったのか等、丁寧な聴き取りを行ったことはうかがえない。

そして、X教諭は、Bさんの話を聞いて、単に他の生徒から何をされたのかだけを聴き取り、Bさんが受けた行為は「いじめ」あるいは「嫌がらせ」であると判断し、個々の行為を行った生徒の行動を問題と捉えて呼び出して、叱責し、指導するという行為に及んでいる。

本来は、Bさんが授業中に感じた辛さや、Bさんが嫌に感じたことについて、Bさんの気持ちや受け止め方、背景、事実関係等について、丁寧に聴き取り、Bさんの気持ちに寄り添って対応をすべきであった。

また、X教諭は、9月15日の出来事について、当日の各生徒に対する指導以外にBさんに対して特段の対応を行っておらず、Bさんがその後、欠席がなかったことをもって、問題は「解消した」と考えたことと述べており、表面的な現象に捉われて、Bさんに対する継続的なフォローを行わなかったことも問題である。

### (3) 情報共有・組織対応の欠如

上述のように、X教諭は、Bさんが泣きながら保健室に来た事情について、他の教員から事情の聴き取りを行ってもいないし、Bさんの様子について把握していた支援員や養護教諭も、X教諭をはじめ他の教員と十分な情報共有を行っていない。

そして、情報共有を行わず、Bさんへの対応をどのように行っていくのか協議も行わないまま、X教諭一人の判断でBさんからの聴き取りや、10名の生徒に対する指導を行っている。

9月15日の指導に関しては、同日付けの生徒指導委員会の報告書の中で「B・・・9/15（火）2校時に泣きながら保健室に来室。話をきいたところ、消しカスを投げられる、『きもい、うざい』の言葉など、周囲から嫌がらせを受けていることが分かる。学級・個別に指導」との記載があるが、少なくとも、X教諭が、Bさんに対する対応、及び10名の関係生徒に対する対応について、事前に他の教員に相談をして、そも

そも指導が必要か否かも含めて意見を求めたり，対応を協議したりしていない。そして，対象者が複数いるにもかかわらず，事実確認や指導について共同で行うよう要請した事実も認められない。

当該中学校の「          の教育」における生徒指導の方法においても，問題行動・いじめ等発生時には組織対応をすることが明記されており，連絡系統図には，情報を入手したら，生徒指導部，生徒指導係や学年部に連絡をして情報共有し，校長，教頭にも連絡し，職員会議にかけることが記載されている。また，問題発生時の対処方法として，「情報を得た職員は，早急に校長・教頭に連絡する。」，「担任は，速やかに保護者へ連絡する。」，「係は連絡と対応を，迅速かつ的確に行う。」，「まず，関係生徒を落ち着かせてから，情報を詳細に聴き取り，情報の収集を行う。」と記載されている。

しかるに，X教諭は，指導が必要な「いじめ」ないしは「嫌がらせ」と判断していたにもかかわらず，事前に他の教員と情報共有をして，対応を協議したり，業務分担したりせずに，一人の判断で行動をし，組織対応を行っていない。9月15日に指導を受けた10名の生徒のうち3名は，1年1組の生徒であり担任であるY教諭に対して，放課後に生徒指導をする旨伝えていたようであるが，Y教諭とX教諭が協議をして方針を決めたり，Y教諭に協力を求めたり，役割を分担しようとした形跡もうかがえないし，1年2組には，副担任がいたが，副担任に相談した形跡もうかがえない。

組織対応がなされず，一人の教員が抱え込み，一人で判断，対応をしてしまうと，計画性もなく，丁寧さに欠く拙速な対応となりがちであり，思い込み等により誤った判断をした場合でも修正の機会がなくなってしまう。

X教諭の対応は，当該中学校の生徒指導マニュアルやいじめ防止対策推進法等でも求められている組織対応という生徒指導の基本的事項に反している。

しかしながら，これは，X教諭個人の問題ではなく，当該中学校全体の問題である。

当該中学校の「          の教育」には組織対応をすることが明記されている他，危機対応マニュアルには，管理職の役割分担として，「日常的に発生する小さな問題行動に対し，平時から組織として対応する訓練をしておく。」と記載されている。

しかしながら，当該中学校では，生徒指導主任であるX教諭には，生徒指導に割く時間を取るために，授業担当時間に配慮する等しており，生徒の問題行動が起こった際，特に1年部においては，生徒指導主任で

あったX教諭に対応を任せ、これを容認していた実態があった。

9月15日の生徒指導委員会の報告の際に、対応の具体的内容がどこまで詳細に報告されたかは不明であるが、少なくともX教諭が一人で10名以上の生徒に対して、事実確認や指導等の対応をしたことは把握できたはずである。しかし、職員間で、当該対応について疑問が呈された様子はいかたがえなない。

組織対応がなされず、X教諭一人に対応を任せたために、拙速で不適切な指導につながってしまったことは、当該中学校全体の問題として重く受け止めなければならない。

#### **(4) Aさんら生徒に対する指導における問題点**

X教諭は、Bさんから話を聞いたその日のうちに、Bさんから名前が出てきた関係生徒10名を一度に集めて事実確認や指導をしている。

関係生徒10名の各行為については、行われた時期も、場面も異なり、それぞれ行為を行った際の事情は異なる。また、本来、事実確認と指導、謝罪（修復）は別の目的をもった行為であり、段階的に分けて行うのが適切である。事実が確認されなければ指導の必要性や対象は決まらないし、謝罪の対象や在り方も決まらない。最初から指導ありきで話を始めると、生徒も本心や言いたいことを言えなくなってしまう、事実確認が不十分になりがちであるし、生徒の納得にもつながらず、適切な指導や謝罪にはつながらない。

そうすると、本来は一人ひとり個別に事実確認をした上で、必要であれば指導をし、必要であれば謝罪等につなげるべきであった。そうであるにもかかわらず、このような段階を踏むことなく、全員を一度に何か所に集めて、同時に事実の有無を確認した上で、十把一絡げに指導をし、同日中に一律に謝罪まで行わせている。かかる対応は、粗雑でかつ拙速と言わざるを得ない。

また、X教諭は、Bさんから聴き取った行為について、指導の際に、各生徒に対してやったかやってないかを確認し、行為をしたこと自体を認めた生徒には叱責をして、Bさんに謝るように指導している。そして、その際に、各生徒に対して、言い分を聞いてそれを受け止めたり、行為時の状況の事実確認を丁寧に行ったりした様子はいかたがえなない。

例えば、「石を投げた」とされる生徒は、体育大会の練習中に、運動場に腰を下ろして座っている時に、手元にあった砂粒を放ったら当たったと自分の言い分を述べた。これを聞いたX教諭自身も、運動場に座っているときに、手遊びで地面に絵を描いたりする子どもたちがいるように、手遊びで砂粒を投げたというイメージを持ったようであるが、Bさんか

ら話があったことをもって、「嫌がらせ」として当該生徒に指導しており、当該生徒はそれ以上言い返せなかったという。

他にも、指導を受けた生徒に対して、調査委員会がヒアリングをしたところ、「からかったつもりじゃなかった。」と言ったが聞いてもらえず怒られたという生徒、自分はしていないと言ったが反省文を書くように指導されたという生徒、腕相撲をみんなでしている時にBさんを誘って一緒にしたことはあるが無理やりしたことはなかったという生徒、「          」(宅習帳)を渡す時にコミュニケーションとして頭にポンと軽く当てたことはあったが、嫌がらせはしていないという生徒、「調子に乗んなよ。」とか言ったことはあるかもしれないが、会話の中で言い返したりするだけでいきなり一方的に言うことはないと言証する生徒もいた。AさんもX教諭の指導後に、自分の言い分を聞いてもらえなかったという不満を周囲に漏らしている。

各生徒の言い分が、必ずしも行為を正当化するものではない場合もあるが、思い当たることがない場合や故意ではない場合もあるし、行為に至った経緯に事情がある場合もある。こうした言い分を聴き取ることが、正確な事実確認にも、納得した生徒指導にもつながり、まさに、当該中学校の「          の教育」に記載された、「自尊感情」を高める生徒指導や、「生徒理解」に基づく生徒指導ではないだろうか。

また、Aさんが消しカスを投げた件に関して、当時1年2組では、授業中に教員が黒板に板書をするために後ろを向いている間に消しカスを投げ合うことが男子生徒の間で流行っていたとのことである。しかし、そのような事情についても、当時、X教諭が1年2組の生徒に聴き取りをして把握していた様子はいかぬ。

X教諭は、一人ひとりの生徒から、各行為を行った際の状況や、生徒らの言い分を丁寧に聴き取り、Bさんと生徒らの言い分が異なる場合には、再度Bさんに聴き取りを行ったり、あるいはクラスの他の生徒にも確認したりする等して、丁寧に事実確認をすべきであったがこれを怠ったと言わざるを得ない。

X教諭は、この時の思いとして「早くこの状況はなくしていかないといけないなというのは感じました。」と述べている。しかしながら、生徒が辛さや困難を抱えていることが判明した場合、「早期対応」は必要であるが、早期に事態を決着させることが適切な対応とは限らない。Bさんから話を聞いたその日のうちに、しかも、複数の生徒を対象に、短時間で聴き取りから指導まで終えてしまったこと、しかも、その後のフォローも特段なされていないことは問題である。

X教諭の指導は、丁寧さを欠き、「生徒理解」に基づく指導とはいえず、

結果として、Aさんらが指導に不満をもつことになった。

そして、その後も、9月18日の学年指導、9月18日及び9月25日の学級通信で繰り返し指導をし、Aさんの不満を増幅させたと考えられる。

## (5) 記録保存の欠如

9月15日に行われた指導について、当時作成された資料としては、本委員会が調査した際には、その頃行われた生徒指導委員会の報告書しか存在していなかった。しかも、そこには、「B・・・9/15(火)2校時に泣きながら保健室に来室。話をきいたところ、消しカスを投げられる、「きもい、うざい」の言葉など、周囲から嫌がらせを受けていることが分かる。学級・個別に指導」と簡潔な記載しかなかった。

その他の資料は、本事案後に、市教委に提出するために、X教諭が作成した資料であり、Bさんが述べたとされる嫌がらせと行為者が簡潔に箇条書きされているが、X教諭が行った指導内容については、「その日の放課後に全員を集めて指導。個別にBに謝罪させる。」とのみ記載されており、具体的に記載されていない。

結局、9月15日に具体的にどのような指導を行ったのかという記録が一切残されておらず、当該指導についての具体的内容を知る教員もX教諭以外にいないため、本委員会の調査では、X教諭及び関係生徒のヒアリングのみで事実認定を行った。

また、大島地区の小・中学校では、「大島地区小・中学校生徒指導月例報告」と題する書類を校長名で毎月作成し、教育委員会に、いじめ・問題行動の発生状況や学校の取った措置、現在の児童生徒の状況を報告することになっている。しかしながら、9月15日の指導に関しては平成27年9月の月例報告では報告がされておらず、本事案発生後に、11月4日の指導とまとめて報告がされている。そこでの報告でも、具体的な指導内容は記載されていない。

いじめ等の対応も含め、生徒指導を行う際には、記録を作成し、保存しなければ、情報共有や組織対応もできないし、事後的な検証も困難である。「          の教育」でも、記録作成について言及されている。この点も、当該中学校が、1年部の生徒指導をX教諭に委ねていたことの現れとも指摘でき、当該中学校全体の問題であると考える。

## 4 11月の指導への評価

### (1) はじめに

11月2日にBさんが、学校に行き渋り欠席をしたのち、11月4日

には「心の教室」に登校している。

Bさんの欠席した理由が学校生活に関係する問題、生徒間に生じた問題であったとすれば、その問題が、「いじめ」に当たるか否かにかかわらず、学校、教員は、何らかの対応しなければならないのであり、X教諭が、登校してきたBさんに対応したことそのこと自体には問題は認められない。

このことは、過去に学校が「いじめ」を見逃し、あるいは適切な対応をせずに、深刻な事態が生じてきたことを踏まえ、いじめを防止するための基準として、「いじめ」が「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法2条1項）と広く定義されていること、いじめの疑いがある場合には対応を求められていることから明らかである。

そのため、11月4日の時点では、Bさんの受けた行為が「いじめ」であるか否かは、本来重要な問題ではなかった。

しかしながら、本事案においては、後で指摘するとおり、事後的に、市教委より、AさんがBさんに行った行為（「XXXXXXXXXX」と発した行為）が「いじめ」であり、Aさんがいじめの加害者として責任を感じて自殺をしたという説明がなされたという経緯がある。

そのため、本委員会においては、AさんがBさんに行った行為は「いじめ」であるか否かについての判断が必要と考えたため、この点について、判断を行う。

その上で、本事案において、X教諭ないしは当該中学校の取った対応の問題点について述べることとする。

## **(2) Aさんの行為が「いじめ」に当たるか**

本委員会においては、「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法2条1項の定義、すなわち「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているもの」に従う。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つこと、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではないとする、文科省の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「文科省いじめ基本方針」という。）の考え方に従

う。

そこで、本事案について検討すると、まず、BさんがX教諭に対して、Aさんの行為を申告した状況は、X教諭から学校に行きたくないと思っただ理由として、他の生徒からされた嫌なことを紙に書くように促された中で出てきたものである。Bさんが積極的に申告したものではない。Bさんの母親は、「もう頭がこうなっているときの状態のときに、仲のいい子の二人からのちょっとしたことも、ちょっとくらいでも。」「先生に、何かちょっとしたことでも全部言えと言われたときに、名前をだしちゃったのかなと思うんですよ。」と述べている。

また、Bさんの主観を検討すると、Bさんが書いた紙にも、Aさんは行為の主体として積極的には書かれていないし、Bさんも調査委員会の調査の際に、Aさんの行為については「遊びみたいな」ものであったと答えている。

また、行為が起こった時の状況や内容についてみると、Bさんは当初、「[ ]」と悪口を言われたと申告しているが、実際には、それは誤解であったことが判明している。実際にAさんが発した「[ ]」( [ ] ) という言葉は、Cさん( [ ] )に教えられたものであり、BさんとCさん及びAさんとの会話のやり取りの中で、Cさんが発した言葉をAさんが真似をして使ったものである。Aさん自身は、X教諭による指導において、「自慢話のとき、『だから何』と言った。話を最後まで真剣に聞けていなかった。」と書いている。

そして、BさんとCさん及びAさんは、教室での席も前後等で近く、昼休みにサッカーをして遊んだりする友達であり、Bさんの日記にも「昼休み、Cさんと遊んで楽しかった。」と書かれており、Aさんも11月4日当日に、Bさんに給食を運んであげたり、昼休みに一緒に遊んだりしており、BさんはAさんについて友達だったと述べている。

以上、本委員会が調査した限りで判明した事実によれば、Aさんが「[ ]」と発した行為は、友達同士のたわいのない会話の中でのやり取りであり、BさんというよりむしろCさんに向けられた言葉とも考えられ、Aさんが多少ふざけて言った面はあったとしても、「心身の苦痛」を与える「嫌がらせ」ないしは「いじめ」と認定するのは困難である。

そして、Aさんの発言に対してBさんが多少不快感をもったことはあったとしても、BさんとAさんの関係性、Bさん自身「遊び」と答えていること等からすれば、Bさんが「心身の苦痛」まで感じたとも認定することも困難である。

したがって、本委員会が調査によって把握できた事実には限界はある

ものの、これら事実を前提にすると、Aさんの発言を「いじめ」と認定することはできない。

ましてや、11月4日の指導当時においては、X教諭は、「行為の起こったときのいじめられた児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認」しておらず、その時点で、「いじめ」と認定することはできない。

また、後述のとおり、本事案翌日には、市教委は、Aさんが「いじめ」をした加害者であると説明しているが、当該時点においても、十分な事実確認はなされておらず、「いじめ」と認定することはできない。

子どもたち同士の会話や関わりの中で、傷つきや不快な思いをすることは、ありうることである。しかし、そのすべてを「嫌がらせ」や「いじめ」と捉えて、指導が必要であると考えてしまえば、子ども同士のコミュニケーション能力、社会性、主体的な解決能力等を育み、適切な人間関係を築いていくことが困難になり、かえって健全な成長発達を阻害してしまう。

また、生徒の行為を「いじめ」に当たると早急に判断することが必ずしも重要ではないし、また、仮に「いじめ」に当たったとしてもどのような対応を取るべきかは慎重に判断すべきである。「いじめ」に当たると判断した場合でも、厳しい指導を要するとは限らないし、むしろ、話を聞くだけで見守るほうが良い場合もあることを銘記すべきである。

### **(3) Bさんに対する対応の不適切さ**

登校したBさんに対しては、まずは、登校してきたこと自体を評価して、学校に行きたくないと思った、辛かった気持ちを受け止めることが求められた。そして、Bさんが、自ら学校に行きたくないと思ったことについて話ができる状況にあれば、丁寧に話を聴くことが必要だった。

しかし、X教諭は、登校してきたBさんに対して、まずもって、他の生徒からされた嫌なことを書くようにと告げて、紙を渡し、Bさん本人に申告をさせるという対応を取っており、Bさんの気持ちに寄り添う対応にはなっていない。

しかも、X教諭は、Bさんの書いた内容を踏まえて、Bさんに補充で聴き取りを行っているが、何をされたか、された場所や時期等を中心に聴き取り、その時の前後の状況や経緯、気持ち等の詳細な聴き取りは行わず、事実の確認としても不十分である。これは、9月15日に行われたBさんへの聴き取りと同様である。

また、他の生徒からされたこと、嫌なことを書かせるだけでは、Bさんがなぜ学校に行きたくないと思ったのか、その理由と直接つながるとは限らず、学校に行きたくないという気持ちの解消につながるとは限ら

ない。

一般的に、子どもが学校に行きたくないと思う事情には単一の原因があるものではなく、様々な背景要因があると言われている。

一日休んだだけのBさんは不登校（文科省では、「連続又は断続して年間30日以上欠席し、『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）』」と定義している。）とは言えない。しかし、例えば、平成28年7月の文科省の不登校に関する調査研究協力者会議による「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(以下「文科省不登校支援最終報告」という。)では、不登校には、本人・家庭・学校に関わる要因が複雑に絡み合っている場合が多いと指摘されている。

Bさんが学校を休んだきっかけは、他の生徒からされた特定の嫌な行為にあったのかもしれないが、それを解消しただけでは、根本的な問題の解決になるとは限らないし、Bさんの気持ちに寄り添う対応とは言えない。

しかしながら、当該中学校全体においても、X教諭においても、「不登校はなくさなければならぬ」という考えの基、Bさんが学校に行きたくないと思う状況を早く取り除かなければならぬと考えて、その原因は、Bさんが友達からされた嫌なことに違いない、それを取り除かなければならぬと思いついで対応を行っている。その結果、X教諭は、登校してきたBさんに対して、真っ先に友達からされた嫌なことを書かせるという対応を行っている。

友達からされた嫌なことを書くように言われたBさんとしては、学校を欠席した直接的な原因ではない事実も含め、友達からされた嫌なことを書かざるを得ない。

また、当該中学校においては、「不登校はなくさなければならぬもの」とされていたことからすれば、学校を欠席した理由を問われたBさんとしては、自分が学校を欠席した行為を正当化するために、嫌だと思ったことはできるだけ多く申告せざるを得ない状況に追い詰められてしまう。

文科省不登校支援最終報告でも指摘されているように、不登校は「問題行動」ではない。「行きたくても行けない」現状に苦しむ児童生徒とその家族に対して、「なぜ行けなくなったのか」といった原因や「どうしたら行けるか」といった方法のみを論ずるだけではなく、不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが重要である。

まずは、Bさんが登校してきたことを評価して、Bさんの気持ちが落

ち着くのを待って、Bさんに寄り添いながら、その背景やBさんが学校で感じている辛さについて時間をかけて聴き取り、Bさんに対するアセスメントを行った上で、他の生徒に指導が必要だと判断した場合には指導をしていくべきだったと思われる。

X教諭の対応は、まさに、前述した「          の教育」における「教育相談」の「相談はどんなときに失敗するか」という項目において指摘されている、「・教師が尋問口調で質問し、説教口調で建前論を述べたとき。・生徒が話したがらないことを追及したり、解決を急いだりして、一方的に自分の都合のよい方向に生徒を向けようとしたとき。・生徒が話し手、教師が聞き手という立場が逆になったとき。・生徒から出てきた悩みに、過剰な指導意識を出したとき。・教師が生徒の悩みを聞き出そうと懸命になって、相談が調査のようになってしまったとき。」という対応になってしまっていたと考えられる。

この点に関して、Bさんの父親は、本事案発生後にX教諭に対して、Bから話を聞くのはいいけど、すぐに指導に入らず、見守ってほしかったと述べており、当委員会の調査時においても、話は聞いても、それをすぐ指導として行動をするのではなく、内容を把握して、様子を見てほしかったと述べていた。Bさんの対応として求められたのはこのようなことであり、保護者の思いもきちんと聴き取り、対応すべきであった。

#### (4) 組織対応の欠如

X教諭は、9月15日の生徒指導と同様に、Bさんへの対応も、Aさんら5名の関係生徒への対応も、すべて一人で行っている。

これは、前述のとおり、組織対応を求めるいじめ防止対策推進法はもとより、当該中学校自らが定めた「          の教育」にも反している。

本事案でも、当該中学校及びX教諭に、組織で対応するという姿勢があれば、Bさんに対しても、SCや養護教諭に協力を仰ぎ、Bさんの話を時間をかけて聴いてもらうこともできたのであり、いきなり、登校してきたBさんに自分がされたことを紙に書かせるといった対応にならずに済んだはずである。

また、Aさんら5名の生徒に対しても、後述のように、言い分も丁寧に聴かないまま紙に書かせ、事実確認が不十分なまま、全員まとめて指導するということがなかったはずである。

少なくとも、Cさん及びFさんが職員室で指導をされている様子を校長、教頭を含む複数の教員が目撃しており、Aさんの指導のために、応接室が使用されていることも管理職は把握していた。また、1年1組の担任であり、          部の顧問であったY教諭も、自分が担任をしているD

さんや■■■部のEさんやFさんが指導を受けていることは把握していた。しかしながら、いずれの教員も、成り行きに任せて、X教諭に指導を委ねている。

当該中学校には、組織対応をするという意識が欠如していたと言わざるを得ない。

## (5) Aさんら生徒に対する指導における問題点

### ア 対応が拙速である点

「いじめ」が疑われる事態が発生した場合、早期発見、早期対応は重要なことである。しかし、そこでいう早期対応を早期の決着と取り違えてはならない。

「いじめ」に当たるか否かにかかわらず、苦しんでいる子どもに対して、時間をかけてでも丁寧に話を聴き、問題の所在を的確に把握し、アセスメントをし、問題にどう関わるべきか計画をし、対応にあたらなければならない。

また、「いじめ」と疑われる事態にも、軽重があり、直ちに対応が必要と思われるケースから、「いじめ」を受けたとされる生徒の気持ちを受け止めて様子を見たり、何らかの指導をしたりはするが、生徒間の自主的な解決に任せて見守ることが適切な場合もある。

しかるに、X教諭は、Bさんの話を聞くやいなや、Aさんら5名の生徒が「いじめ」ないしは「嫌がらせ」をしたと考えて、その日のうちにAさんら5名の生徒を指導し、その日のうちに謝罪までさせている。このような対応は、拙速と言わざるを得ない。

本事案のAさんら5名の生徒の各行為は、すべてが教員の指導が必要であるとは思われないし、直ちに対応が必要なケースとは思われない。具体的な行為内容にかかわらず、すべての行為について一律に対応し、その日のうちに謝罪までさせるという対応は適切ではない。さらに、この時、Bさんにも謝罪をさせる必要があったのかも疑問である。

また、互いに謝罪をさせるという解決方法が、形式的、表面的なものとなり、かえって問題の本質を見えづらくさせ、深刻化させる場合もある点は留意が必要である。仮に謝罪をさせる場合でも、適切な時期や方法検討しなければならない。

### イ 5名の生徒をまとめて指導した点

Aさんら5名の生徒の行為は、全員で一緒に行われたものではないし、その時期も行為態様もまったく異なるものである。また、各生徒とBさんとの関係性もそれぞれ異なり、Bさんの受け止め方も、各生徒の抱える課題も異なるはずである。

そのような生徒をまとめて、同時に、同じ内容の指導をした点は9月15日の指導と同様に問題である。

文科省の「生徒指導提要」にも、「一人一人の児童生徒」が異なることを前提に生徒指導を行うこと、特定の問題への対応については、個別指導を行うことが指摘されている。当該中学校の「          の教育」にも、「生徒の個々の実情を把握した上で」「個に応じた指導に努め」とされている。

まとめて同時に、同じ指導を行った場合、指導を受ける生徒にとっては、自分の行っていない行為についてまで連帯して責任を負わされるように感じたり、行為に軽重があっても、自分の行為に見合わない厳しい指導を受けたりすることにもなりかねない。また、自分に対する直接の指導ではなくても、目の前で他の生徒が厳しく叱責等をされている姿を見ると、見せしめのような形になり、そのことが与える心理的な影響も懸念される。

本事案においても、各生徒について、個別に指導ないしは対応することが必要であった。

#### **ウ 事実確認が不十分な点**

Aさんら5名の生徒に対しても、X教諭は、自分がBさんにしたことを紙に書かせるという方法を取っている。これは、Aさんら5名の生徒が、Bさんに「いじめ」ないしは「嫌がらせ」をしたことを当然の前提としており、各生徒らに言わば「自白調書」を自ら作成させるようなものであり、その方法自体不適切である。

加えて、書かれた内容やそれに対する聴き取りについても、例えばDさんに対する聴き取りの場面では、Bさんの申告内容を告げて書き直させたりして、Bさんの申告内容と一致させることにとらわれた聴き取りを行ったり、その行為が行われた具体的な状況や経緯について丁寧に聴き取ったり、各生徒の言い分をしっかりと聴いた形跡が見当たらず、事実確認としても不適切、不十分である。「生徒理解」に基づく指導が行われたとは言えない。

文科省いじめ基本方針においても、「いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。」と記載されており、Bさんの申告があったとしても、「いじめ」と決めつけることなく、Aさんら5名の生徒の話は丁寧に聴くべきであったし、場合によっては、周囲の生徒からも話を聴くことも必要であった。

また、特定の行為や発言が「いじめ」に当たるか否かは、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であることは言うまでもないが、行

為や発言の表面的な意味だけで決まるものではなく、その場の雰囲気、ニュアンス、場面、生徒の関係性等によっても、そのもつ意味や影響、効果が異なってくるため判断が難しい場合がある。

事実が確認できないことには、問題の所在は明らかにならないし、指導方針や支援方針を立てることができない。したがって、事実確認は丁寧に行われるべきであった。

## エ 指導時の発言の問題点

X教諭は、Aさんら5名の生徒に対する指導時に、大きな声で叱責をしたり、「責任とれるのか。」といった発言をしている。

また、Cさんに対しては、平手で頭を叩いたり、■■■■部の顧問の教員に対して「こんなやつ試合に出る資格はないですよ。」といった発言もなされている。

このような、言動は、生徒の尊厳を傷つける不適切な行為である。

「生徒指導提要」においても、「教員は、共感的な態度で指導を行い、児童生徒が、自分を理解してくれる、存在を認めてくれるなど自己存在感を持つよう指導しなければなりません。」と書かれているが、そのような生徒指導とは到底言えないし、「■■■■の教育」で掲げられた「自尊感情」を高める生徒指導、「生徒理解」に基づく生徒指導とも言えない。

また、X教諭は、「不登校」や「いじめ」は絶対になくさなければならぬという厳しい態度で本事案の指導にも臨んでいたようである。

しかしながら、「いじめ」は防止しなければならないが、集団ではどこにでも起こり得る現象であるとの認識を前提に、対応していかなければ、かえってその本質を見誤ってしまい、不適切な対応に陥ってしまう。

「いじめ」が起こる背景には、様々な要因があるため、仮に、各生徒の行為が「いじめ」に当たると判断した場合にも、X教諭が行ったような、厳しい指導を行う必要があったかについては大いに疑問である。

文科省いじめ基本方針にも、「いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。」と指摘されている。当該中学校及びX教諭においては、生徒指導について、杓子定規に厳しい指導をするという単純な方法を見直さなければならない。

また、嫌な思いをしている生徒がいるという状況が判明した場合、自分自身の学級経営や学校全体の経営に問題はないか、学級や学校全体の雰囲気に問題はないか等を振り返ることも必要である。

## (6) 家庭訪問について

X教諭は、学校における指導後、放課後に事前の連絡もなく、Aさん

の自宅を訪問している。X教諭は、Aさんにとって家庭訪問がどのような意味を持ち、どのような影響を与えるのか具体的に検討し、評価した上で行動に移した形跡はうかがえない。

また、X教諭の指導に納得をしていないAさんにとっては、突然の家庭訪問は衝撃的な出来事であったと想像される。

当該中学校においては、不登校の生徒等に対して、家庭訪問をするということはあるようであるが、少なくとも、Aさんにとっては、担任が事前の連絡もなく、家庭訪問をするという経験は初めてのことであった。

しかも、X教諭が、家庭訪問時にAさんに向けた言葉は、「嫌な思いをしている人もいるが、誰にでも失敗はあることなので、改善することができればいい。部活も勉強もよく頑張っているのだから、これまでの自分を貫いていけばいい。」というものであった。Bさんとの些細なやり取りの中で発した言葉が、「嫌な思いを」させる「失敗」であり、「改善」しなければならないことであると、学校で指導を受けた上に、わざわざ自宅に来てまで告げられることは、X教諭の指導に納得していなかったAさんにとっては、追い打ちをかける言葉に他ならない。

X教諭のかけた、「部活も勉強もよく頑張っているのだから、これまでの自分を貫いていけばいい。」という言葉も、Bさんに対する行為について指導を受けたこととは何ら関係のないことであり、Aさんにとっては、どんなに頑張ってもX教諭には自分の気持ちを分かってもらえない、納得できないという気持ちを強くさせるだけであったと推測される。

Aさんとしては、部活や勉強を頑張っていることを評価してもらうのではなく、指導を受けたことについて、自分の言い分をきちんと聞いてもらいたかったはずである。X教諭が家庭訪問した際に涙を流し、X教諭が立ち去った後に号泣したのは、自分の気持ちを分かってもらえないことや理不尽さに対する怒りや悔しさの涙であったと考える。

X教諭が家庭訪問をし、Aさんに向けた言葉は、Aさんの気持ちや立場を理解しない不適切なものであったと考える。

## 5 小括

以上より、当該中学校における生徒指導は、組織的に対応するという基本的な事項がなされておらず、組織として適切に機能していなかったという大きな問題点がある。形式的には生徒指導委員会等が開催されていたとしても、実際の指導の場面においては、個々の教員の判断、力量に任されており、事前にアセスメントをしたり計画を立てたり、それを検証することはほぼなされていなかったと考えられる。

各教員が多忙であり、多様な職責を担っている現状は十分に理解できる

が、このような個々の教員の判断や力量に頼るような指導体制は組織として見直さなければならない。

また、当該中学校の日頃の生徒指導や9月15日及び11月4日の指導の在り方を考察すると、結局は「生徒の立場」に立った生徒指導がなされていなかったことが問題の本質であると考えられる。

X教諭をはじめ、各教員が熱心であったことは否定しない。しかしながら、熱心で、「生徒のため」と思っていた指導が、教員はかくあるべき、生徒はかくあるべきという思いにより、ひとりよがりになっていなかったか。生徒指導の前提として、日頃より生徒一人ひとりを尊重し、生徒を理解していたか。教員の考える「生徒のため」は必ずしも本当に「生徒のため」になるとは限らない。「          の教育」にも掲げられた、「生徒理解」に基づく、「自尊感情」を高める生徒指導を推進するためには、「生徒の立場」に立った生徒指導を行わなければならない。

## 第4 本件自殺の心理的考察

### 1 自殺の定義

自殺は「その結果を予測しつつ自ら意図して自らを殺す行為」と定義され、一般に「自らの死の意図」と「結果予測性」が重視される。しかし現実には、小児の場合等、両者を確認し難い事例も存在する<sup>2)</sup>。フェファー<sup>3)</sup>は、子どもの特性を考えて、「子どもの自殺行動は自分自身をひどく傷つけたり、あるいは死をもたらすという意図を持ったすべての自己破壊行動」と定義した。

本事案においては、遺書が存在し、Aさんが[ ]致死性の高い手段を用いている点から、本委員会として上記定義に照らしてAさんの死は自殺であると認定する（以下「本件自殺」という。）。これは当時の警察の所見とも合致する。

2) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所. 自殺対策の基礎知識. 2008年

3) フェファー. 死に急ぐ子供たち. 1990年

### 2 青少年の自殺について

自殺は、単に一つの原因から起こるのではなく、健康問題、家庭問題、経済・生活問題等、様々な要因が複雑に絡み合う中で発生すると考えられている<sup>2)</sup>。文科省は、次のような特徴を数多く認める子どもには潜在的に自殺の危険が高いと考えるべきであると、教員向けのリーフレット<sup>4)</sup>を作成し注意を喚起している。それは

- ① 自殺未遂
  - ② 心の病
  - ③ 安心感のもてない家庭環境
  - ④ 独特の性格傾向（極端な完全主義、二者択一的思考、衝動性など）
  - ⑤ 喪失体験（離別、死別、失恋、病気、怪我、急激な学力低下、予想外の失敗など）
  - ⑥ 孤立感（とくに友だちとのあつれき、いじめなど）
  - ⑦ 安全や健康を守れない傾向（最近、事故や怪我を繰り返す）
- である。

また標準的な児童精神医学の教科書<sup>5)</sup>では、子どもの自殺の危険因子として、

- ①遺伝学的・生物学的因子（例：自殺の家族歴）
- ②社会・人口動態学的因子（例：年齢、性別、社会経済状態）
- ③家族特性・児童期体験（例：両親の精神疾患、不適切な養育）
- ④子どもの性格特性
- ⑤環境要因

## ⑥精神疾患の存在

をあげている。

これらの危険因子が子どもの自殺にどの程度寄与するかは事例ごとに異なる。

また「自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的である<sup>4)</sup>」と言われている。一方で18歳未満の自殺114例の分析から、自殺着想から既遂に至るまでの時間経過が短いと推定される事例が複数認められ、若年層において心的外傷後の発作的、衝動的な自殺例が他の年齢層よりも多い可能性を示唆する報告<sup>6)</sup>もある。

自殺直前の子どもの心理状態について、文科省のリーフレット<sup>4)</sup>では、

- ① ひどい孤立感（誰も助けてくれないとしか思えない心理状態）
- ② 無価値感（「私なんかいない方がいい」など）
- ③ 強い怒り（強い怒りを他者や社会にぶつける）
- ④ 苦しみが永遠に続くという思いこみ（絶望感）
- ⑤ 心理的視野狭窄（自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態）

と説明している。

すなわち、自殺直前には通常とはまったく異なる心理状態に陥り、冷静な思考や判断が難しくなると言える。多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」といわれる所以である<sup>2)</sup>。

以上の知見を踏まえながら、Aさんの自殺における危険因子の存在と、それらの関与の程度、そして自殺直前にAさんがどのような心理状態に置かれていたのかを総括する。

4) 文部科学省. 教師が知っておきたい子どもの自殺予防. 2009年

5) Rutter M. Rutter's Child and Adolescent Psychiatry. 第5版. 2008年

6) 鈴木秀人. 児童精神医学とその近接領域. 第59巻. 2018年

## 3 本件自殺に関する危険因子の検討

### (1) 家庭要因

本委員会が入手した情報では、Aさんの第一度及び第二度親族に自殺したものはなく、また両親には精神疾患も認めなかった。父親は県内の離島に単身赴任していたが、長期休暇には父親の下に遊びに行き好きな釣りをして楽しく過ごしたり、父親がサッカーを教える等、関係性は良好だったと考える。母親は██████████稼働していたため、小学校の行事には祖母が出席することも多かったようだが、Aさんのサッカー部仲

間との食事会をする等、Aさんの部活動を積極的に支援していた。友人も「優しいお父さん。」「こっちの気持ちをしっかり受け止めてくれるお母さん。」「仲の良い家族。」と述べている。Aさんは、小学校低学年での友達関係の悩みや中学校での不満等、その成長過程でいろいろと母親に話しており、母子関係に問題は認めなかった。Aさんの友人やその保護者の話を総合すると、Aさんの家庭・養育環境がAさんの精神的発達に影響を及ぼすほど不適切なものだったとは認められない。

Aさんは幼稚園年中時に1年間県内の離島で暮らしたが、それ以降は奄美で母親の実家に同居している。Aさんは釣りやサッカー等、好きな活動を自由にさせてもらえており、経済的には何の問題もなかった。

## (2) Aさんの精神的要因

精神疾患は自殺の重大な危険因子であり、特にうつ病には注意が必要である。子どものうつ病は症状の出現様式等で大人とは異なる特徴を示すが、Aさんは死亡前日まで熱心にサッカーをしており、学習活動にも問題はなかった。11月3日の「XXXXXXXXXX」(宅習帳)には、「今週の土曜日大会がある。リーグ戦の反省点を克服し、一人ひとりが絶対に勝つという気持ちで挑み最後まで一生懸命プレーしたい。」と書いており、意欲をもって生活していた様子がかがわれる。友人らもこの頃のAさんに変った様子はなかったと述べていることや、すべての教員がAさんの自殺に当惑していることも、Aさんが自殺直前まで平時と変わらない姿を見せていたことを意味する。両親の話では、睡眠や食欲の異常も認められておらず、得られた情報を総合してうつ病は否定的と考えられる。Aさんがシャープペンシルで手を刺していたというエピソードも聞かれたが、著名人の逸話に影響を受けてその真似事を眠気覚ましに行っていた可能性が高く、いわゆる自傷行為とは言えないと考える。また友人の中には、Aさんが「死のうかい。」と言ったのを聞いたことがあると述べているものもいたが、冗談のように男子同士で話していたものや、不満が溜まった状況で思わず吐き出した程度の発言と考えるのが自然であり、自殺念慮を疑わせるものではない。Aさんは中学校1年の時に曾祖父の戦争体験について作文を書いているが(添付資料4)、その中で「『お前は生きていることに感謝しろ』と、ひい祖父は良く語ってくれた。」「僕は、生きていることに感謝するようになった。」と書いており、生命に対する尊さを感じている子どもだったと言える。以上から、Aさんには自殺念慮はなかった。その他、自殺と関連して注意すべき精神疾患である不安障害や統合失調症、反社会的行動、摂食障害等の徴候も認めなかった。

Aさんの性格特性に関して、他章でも詳述しているように、真面目で何事にも一生懸命な優等生という点で周囲の評価は一致している。責任感も強く、完璧主義的傾向も認められる。小学5年時の担任も、はにかみ屋、恥ずかしがり屋でおとなしい子どもという印象をもっていた。Aさんの友人らは、自己主張は少なく、我慢強い性格で、嫌な役割でも断れないタイプと評するものが多かった。母親によると、些細なことで言い返すと物事が大きくなるからやり返したらいけないと幼稚園の先生から言われ、小学校入学後に「自分はやり返さないんだ。」と話していた。就学前後からのエピソードを総合すると、Aさんは周囲、特に教員に対して過剰に適応的な面を有していたと考えられる。それは社会的には周囲からの高い評価や信頼につながる一方、Aさん自身には責任を果たさなければならないと重荷に感じる可能性があった。実際、サッカーで点を取られた時にゴールキーパーとして自責的になっている姿が見られており、また作文の中でも「僕にはゴールを守る責任があるのだと改めて感じた。(中略)部活動を通して、あいさつの大切さ、責任感、諦めない心などこれから生きていく上で必要なことをたくさん学んだ。」と書いている。小学5年時の「XXXXXXXXXX」(宅習帳)には、すでに「ぼくはこれから責任を持って行動することを決めました。」と書いており、小さい頃から責任感の強い子どもだったことが分かる。

一方、同じ小学5年終了時の文集の表紙に激しい怒りの言葉も書き込んでいた。この文集は引き出しの奥にしまわれており、自殺後に両親が見つけている。おそらく、書き込んだ時点では相当立腹していたのだろうが、気持ちが落ち着くと、本来の真面目さから文集を他者に見せたくないと思い隠したのではないだろうか。小学5年生という年齢を考慮すれば、思春期の反抗期的な心的エネルギーの増大により、怒りや不満、攻撃的感情等が自然に高まり、時にそれが表出されるようになったものと理解できる。その頻度や程度からは、年齢相当の衝動性や攻撃性のレベルだと言える。小学6年以降、周囲を笑わせたりする等、明るく外交的な面が見られるようになったことも、こうした心的エネルギーの増大や積極性の高まりを示唆する。中学になり物に八つ当たりする姿が散見されているが、これも思春期特有の変化と合致する。

Aさんの性格特性を総合的にみると、強迫的で自己抑制的な面があり、全般的に自己統制力が強く社会適応的な人柄であった。思春期になり、怒りや不満を抱きやすい年代になると、両者が拮抗し緊張が高まりやすくなっていたと考えられる。その内的緊張の亢進のため、ストレス状況に置かれた場合、Aさんが過度に自責的になったり、内面に溜め込んだ感情を爆発させたりする可能性はあったといえる。ただしこの年代の男

子としては、年齢相応と言えるレベルと考えるのが妥当である。

### (3) 地域要因・仲間要因

次に環境要因について検討する。

Aさんの自宅は当該中学校のすぐ近隣の普通の住宅地域にあり、地域的に暴力性や攻撃性が目立つ地域ではない。自殺や自己破壊的な報道に接することが多い地域でもない。したがって地域性のAさんの自殺への関与は認められない。

Aさんはもともと積極的なタイプではなかったが、サッカー部を中心とする仲間との交流は維持されていた。小学校時代には、時に友達関係で不満や悩みを感じていたものの、持続的なトラブルや重篤ないじめ被害等の外傷的出来事は確認できなかった。同級生の中には問題行動が見られた子どももいたが、Aさんがその子らと行動をともにすることはなく、影響を受けた様子は見られない。高学年になり、女子から軽口を言われたり、ちょっかいを掛けられたりすることがあり「うざい。」と述べていたと複数の友人が述べていたが、Aさんからやり返すこともあり、周囲からはじゃれていると見られるレベルだった。周囲との関わりを経時的に見ると、仲間要因もAさんの自殺の関連要因とは考えられない。

### (4) 学校要因

Aさんが通った当該中学校は、服装や生活指導が厳しく、Aさんは教員が怖いと家族に述べている。実際に担任のX教諭は大声で叱責したり、教卓を倒して指導したりすることがあり、時には体罰を与えることもあった。Aさんにとっては相当のストレスだったと予想される。他の生徒や保護者からもかなりストレスフルな環境だったとの発言があった。こうした過度に厳格な学校文化は、生真面目なAさんの強迫的スタイルを強化する方向に働いたと考えられる。すなわち、「きちんとしなければならない」という思いが強化され、厳しい学校文化への適応ストレスが高まったと推測される。一方で、Aさんは日頃の教員の姿勢について「ポケットに手を突っ込んで歩くなど言うけど、先生はこうやってポケットに手を突っ込んで歩いている。」「廊下の端っこを歩きなさいと言うけど、先生は真ん中を堂々と歩いている。」「挨拶をしなさいと言うけど、挨拶をしない。」「給食でおかわりしろと言うけど、おかわりしたら食べるのが遅いと言う。」と母親に述べており、教員に対して批判的な視線も向けていた。この中にはX教諭に対する不満も含まれていた。Aさんは、小学校低学年の時に、クラスでのいじめについて「先生には言いたくない。」と学校外の相談機関に相談したが、その機関のチラシに書かれていた「約

束」とは異なり、翌日には相談内容が学校に伝わってしまったという経験をしている。この頃から学校や教員に対して不信感や不満をもつようになった可能性がある。

担任のX教諭は、転出した生徒の委員会の役割代行や同級生の生徒会役員選挙の応援演説をAさんに依頼し、Aさんもそれを引き受けている。また本委員会の聴き取りの中で、前任校で生徒がチョークを揃えてくれたことをAさんに話したところ、Aさんが同じように自主的に揃えてくれるようになったエピソードを語った。X教諭はこれらをAさんの真面目な性格のエピソードと認識していたようだが、Aさんの性格傾向を考えれば、担任が語ったことイコール自分が果たすべき課題あるいは責任と受け取ったと理解することが自然である。聴き取りにおいて、X教諭はAさんのことを「優等生」、「リーダーとなったらいい。」と述べており、高く評価し、期待もしていた。しかしAさんはX教諭のことを「うざい。」と漏らしているのを聞いた友人らもいることから、本心から納得して「課題」を引き受けたとは思われない。体育大会の1500m走の選手になった時も、X教諭に走るか聞かれ、やりたくないと思っていたが引き受けている。X教諭はある意味熱心な教員であり、その厳しい姿勢を肯定的に評価している生徒が存在することも事実である。しかしAさんの内界では、担任あるいは学校への批判や不満と自分が果たすべき義務感や責任感が拮抗し、不信感や抵抗を感じながら指示に従うという葛藤状態にあったと推察される。

以上のように、学校要因はAさんにとって厳格でプレッシャーの強い環境であるとともに、学校や担任の要求への従順と反発・不信との葛藤亢進を引き起こしていた。多くの子どもにとって、葛藤状態の亢進は不適応行動や精神的不調の準備要因となるため、その意味で本件の関連要因の一つと考えられる。ただし、葛藤状態亢進が自殺に直結するわけではなく、あくまで情動不安定を引き起こす可能性があるストレッサーとして理解すべきである。

以上から、Aさんには明らかな自殺の危険因子は同定されず、Aさんには明白な自殺準備性はなかったと判断することが妥当である。したがって本件自殺は衝動的、突発的に企図・実行された可能性が高い。Aさんの自殺について、聴取した生徒、保護者及び教員の多くが「どうして自殺したのか」という疑問を抱いていることも、Aさんの自殺がまったくの予想外の出来事であり、自殺準備性はなかったという本委員会の判断を支持する。

Aさんの自殺が突発的なものであるとすれば、その直前の状況に影響され誘発された可能性を考えることが自然である。自殺当日にAさんに

何があったのか、あるいはそれ以前の出来事がどのように自殺行動に影響したのかについては他章で詳述されているが、自殺に至った経過を踏まえながらAさんの残した遺書を手がかりにAさんの心理過程を検討する。

#### 4 自殺直前の状況と遺書について

Aさんは遺書を残して自殺した。遺書はAさんの最後のメッセージであり、その時のAさんの精神状態を知る手がかりになるため、自殺に至る経過を含めて総合的に慎重に検討する必要がある。

これだけでも当時のAさんの混乱した精神状態が推察される。前述のようにAさんに自殺準備性はなかったため、この遺書は前もって準備されたものではなく自殺行動の直前に書かれたと考えることが合理的である。遺書に残された

「  
」

という言葉の正しく理解するには、当時のAさんの混乱した状態に思いを馳せながらこの文言と向き合うことが必要である。

自殺当日、X教諭から呼び出された時、Aさんは「なぜ呼ばれるか分からん。」と友人に話していた。呼び出しを受けた時にも、Aさんには思い当たる点はなく、X教諭からBさんにしたことを書くように言われても「自慢話のとき、『だから何』と言った。話を最後まで真剣に聞いていなかった。」とのみ記入し、X教諭が問題とした「  
」という言葉は書いていなかった。X教諭から促されてようやく思い出す程度だった。しかし指導ではX教諭から「Bが学校に来られなくなったらお前ら責任とれるのか。」と叱責された。Aさんは人一倍責任感の強い性格であり、この言葉は非常に重荷に感じられたと推察される。学校の関係生徒からの聴き取りによれば、指導の最中には涙を流し、指導後は納得いかず「意味が分からん。」、「俺からじゃないのに怒られてイライラする。前もあった。」、「学校つまらんから明日学校いかんようにしようか。」と友人に話していた。その友人は「明日学校来いよ。」と励ましの言葉をかけている。この時のAさんの心理状態を考えると、言われなきことで指導を受けたことから、より強い過剰適応への圧力を受けただろうし、一方で「先生の言うとおりにやってきたのに…」という無力感や徒労感、あるいは理解されない虚しさ等を感じたと推察される。友人はAさんのこうした落ち込みを感じていたし、X教諭もいつもと違うAさんの様子だったために家庭訪問をしようと思っている。これらは、指導時にAさんが通常とは異なる精神状態になっていたことを



い。

市教委の見解のように、遺書の文言を、Aさんが自責の念から自殺に至ったと理解することはあまりに皮相的である。家庭訪問時の様子や遺書の文字、書き方からは前述のようなAさんの多くの感情が混在し、興奮あるいは混乱した様子がひしひしと伝わってくる。Aさんの遺書は、Aさんが極めて混乱した精神状態や心理的視野狭窄にあったことを示唆するものであり、追い詰められた状況で自殺に至ったことを物語るものである。

## 5 小括

本章ではAさんの自殺について検討し、Aさんには自殺の準備要因は認められなかったこと、X教諭の放課後の指導と家庭訪問時の対応を誘因として精神的混乱を生じ、心理的視野狭窄に陥る中で自殺行動に至ったと考えられること、遺書の解釈について述べた。

最後に、検討してきたAさんの心理過程を踏まえて、重要な点を整理しておく。

最初に、Aさんは自殺を選択したのではなく、選択せざるを得なかったという点である。自殺の直前、もしかしたらAさんには「自分がしたことは本当に失敗や罪になるのか。」という思いもあったかもしれない。しかし混乱した状況の中で冷静にこの問いに答えを出すことは誰にも不可能であり、それがまさに心理的視野狭窄状態である。

では、心理的視野狭窄となったのはAさんに責任があるのだろうか。これまでの経過をみれば、一連の指導の中で著しい心理的混乱を来して心理的視野狭窄を生じたのは明らかであり、むしろ本章冒頭の国立精神・神経医療研究センター「自殺対策の基礎知識」に書かれているように、Aさんは心理的に追い込まれた末に自殺を選択させられたと理解すべきである。

X教諭は、放課後の指導の後でAさんの変調に気づき家庭訪問した。しかし、結局はこの家庭訪問が自殺のトリガーとなってしまった。

その理由として、X教諭がAさんの本心あるいはお互いの関係性を見誤っていたこと、Aさんにとって不適切な指導をしてしまったこと、家庭訪問という方法や訪問時にかけた言葉がAさんに対してはどのようなインパクトを与えるか予測できなかったことがあげられる。X教諭の思いには理解できる点があるものの、X教諭のAさんとの関係性についての判断や選択した行動が不適切であったことに留意すべきである。

教育は人が相手である。子どもは一人ひとり様々な背景や性格、特徴を有しており、同じ言葉や行動であっても、受ける影響には個人差が非常に大きいことを忘れてはならない。子どもと対するとき、適切な生徒理解や

コミュニケーション・スキルが伴わなければ、教員の思いや気持ちがその子どもにとって逆に有害に作用する可能性もある。場合によっては、子どもにとって一種のトラウマ体験ともなり得る。

つまりある行動が、文脈の中で有効である場合もあれば、有害となる場合もある。絶対的に「正しい」行動というものには存在しない。これは心理学において常識である。だからこそ、生徒と関わる時、十把一絡げに同じように扱うのではなく、個人の特性を考えながら丁寧に理解しようとする謙虚な姿勢とスキルが求められる。

中学生と対する時、思春期心性への配慮も重要であり、特に「両価性」について知ってもらいたい。両価性とは、対象に対して相反する心情を有する状態である。例えば、「大好き」と思っている人を、ある場面ではいきなり「大嫌い」になったりする。思春期はこの両価性が亢進する時期であり、日頃従順そうに見える子どもでも、その内面に怒りや不満などの否定的な感情も同時に存在している可能性を忘れてはならない。

本件自殺は、X教諭が「よかれ」と一方的に励ました「善意」が招いた悲しい出来事と言える。Aさんの心を想像できず、自分の思い込みで行動した結果である点を再度指摘しておく。

生徒指導という言葉は広く一般的に使用されている。確かに、教員には生徒を教え導くという一面はあるが、「指導」という言葉から生徒は教員に従うものという誤解も生じやすいのではないだろうか。それでは生徒の真の声に耳を傾ける態度が疎かになる。X教諭は熱心にAさんを指導したが、指導というフィルターを通して接していたために、Aさんの本心が見えなくなっていたのかもしれない。いま必要なのは生徒指導ではなく「生徒支援」という視点だろう。当時のX教諭の校内分掌は「生徒指導主任」だったが、もし「生徒支援主任」という呼称であれば生徒に対するときの気持ちは違っていたのではないかと思われる。

X教諭の指導や家庭訪問は、多くの教員にとっては日常的なものであり、面接したほとんどの同僚教員がX教諭の指導方針に何の違和感もなかった。とすれば、どの教員もAさんと同じような取り返しのつかない悲しい出来事を引き起こしてしまう危険性がある、ということになる。この点を教員らはどの程度自覚しているのだろうか。

当時の当該中学校校長による平成28年1月29日の臨時PTA全体会口述書という文書には、「今、職員会議で、今回の事故を検証しておりますが」と書かれている。その前日には市議会議員へも同様の説明を行ったという資料も残されている。しかし入手できた職員会議の議事録には検証した記載はなく、本委員会の聴き取りにおいても複数の教員が職員会議では

検討されていなかったと回答している。つまり正式には何ら振り返りが行われていなかったことになる。

Aさんへの関わり方や学校全体の生徒指導の方針を一つずつ真摯に見直し、自らの生徒対応の姿勢を見つめ直すこと、より良い生徒支援のために必要な体制やスキルを考えて実行する意志をもつことが、Aさんの死にきちんと向き合うことであり、子どもを相手にする教員という専門職の根幹に関わることではないだろうか。この点で、市教委や学校関係者には果たすべき課題あるいは責任が残されている。

Aさんの自殺は、すべての教員に対して生徒理解や生徒支援の在り方の本質を問い直しているという点を銘記すべきである。

## 第5 本件自殺の原因（事実的因果関係）の考察

本章では、本件自殺の原因を考察する。ここでいう、原因とは、事実的因果関係、つまり「あれなければこれなし」という考え方であり、法的責任を前提としたものではないし、特定の個人の責任を問うものではない。

第3章において日頃の当該中学校の生徒指導、9月15日の指導、11月4日の指導及び家庭訪問時の対応の問題点を指摘した。さらに、これに続く前章において、11月4日の指導と家庭訪問時の対応を誘因として精神的混乱を生じ、心理的視野狭窄に陥る中で自殺行動に至ったという心理的考察を示した。

以上のような事実認定と評価、及び心理的考察の結果、特に11月4日の指導と家庭訪問時の対応の問題が本件自殺の背景にあることが明らかになった。

前章までに明らかにしたとおり、Aさんには自殺につながるような家庭要因、自殺念慮、友人とのトラブル、その他自殺につながるような事実は認定できなかった。本委員会の調査によって明らかになった事実によれば、11月4日の指導と家庭訪問時の対応が不適切であり、Aさんを追い詰めたことはすでに明らかにしたとおりであり、これらの事実は本件自殺の原因であると考えられる。

## 第6 学校及び市教委の事後対応について

### 1 はじめに

本章では、前章までに明らかにした事実やその評価・考察を踏まえ、当該中学校及び市教委の事後対応について、主な問題点を指摘し、その意味について考察を加える。

文科省背景調査指針によると、「調査の目的」は「①今後の自殺防止に活かすため、②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため、③子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」の3つだという。

その上で「この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者として、上記目的を踏まえて事実に向き合うものである」、「学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である」と述べている。

求められる事後対応は、しっかりとした調査を行うことがそのすべてではないにしても、それなしには、遺族はもちろんのこと、生徒や保護者の理解や納得も得ることができず、当該中学校の再出発も心から期待できるものにならない。そこで、当該中学校や市教委が「事実にしっかりと向き合おう」としたかどうかを評価の基軸に据えつつ、以下、事後の対応について見ていきたい。

本章で取り扱う主な項目をあらかじめ時系列に沿って挙げておく。

1 1月5日（翌日）	市教委臨時校長研修会
同上	臨時保護者会
1 1月9日	遺族が学校を訪問し説明を求める
1 1月11日	校長と担任が遺族宅訪問
1 1月30日付け	当該中学校が基本調査報告書を作成
1 2月7日	当該中学校から基本調査結果を遺族へ報告
1 2月8日	校長と担任が遺族宅訪問
1 2月18日	遺族が学校を訪問し説明を求める
翌年1月8～15日	市教委アンケート
翌年1月29日	臨時PTA全体会
次年度以降	詳細調査への対応等

なお、上記項目内で個別に詳細な事実について触れることがある。

### 2 市教委が一夜にして経緯を「いじめ」と断定したこと

市教委の記録によると、平成27年11月4日当日19時15～20分頃、X教諭はAさんの祖母からの電話で重大な事態を知ることになり、病院へ向かった。

当該中学校から市教委への第一報は同日20時27分、教頭からの「校長は学校に来たが情報が入らないので病院へ向かった。」というものだった。

校長は同日20時35分、「残念な結果になりそうだ。市教委に連絡するように。」と指示し、教頭は同日20時50分「A君が自殺したかもしれない。」と連絡を入れた。

市教委も対応を開始する。学校教育課の課長補佐や主幹が病院に出向き、校長やX教諭から聴き取りを始めた。「21:10 教育長へ連絡」との記載もある。

市教育長は自宅から近いこともあり、その後病院に向かった。「21:23 補佐より連絡」として、「今日学校であったこと」、「X教諭が指導した」、「A君が思いつめるかもしれないということで、家で話した」、「                    」等の記載がある。

その22分後「21:45 補佐より連絡」のところに、「いじめていたのか、からかっていたのかは不明」との注目すべき記載がある。X教諭から一通り説明を受けても、市教委の課長補佐らには経緯がどのようなものだったかよく分からなかったのだろう。情報がまだまだ少なく限られている中、それは無理からぬことで、もっともな受け止め方でもあった。当のX教諭自身がほんの数時間前の「指導」中、Aさんは「本当にちょっかいを出したのだろうか？」と思っていたのである。

「からかい」や「ちょっかい」だからといって「いじめ」ではないとは言えない。しかし、Aさんには「いじめ」はもちろんのこと、「からかい」や「ちょっかい」もまったく心当たりがないことだった。その点は前章までに明らかにしたところだが、この時点で重要なことは、市教委において経緯は「不明」としており「いじめ」とは断定していなかったことである。

ところが、翌11月5日の記録には、「いじめた側の子が責任を感じて自殺した。」と記載されることになる。同日午前10時より市教委3階会議室にて、市の臨時校長研修会が開催された（市立学校は全28校である。当該中学校の校長は出席していない。）。

その際の市教委の説明が記録として残っている。その記録には、「いじめに関する自殺」、「5人の子どもが1人の子どもをいじめた」「→いじめた側の子が責任を感じて自殺した。遺書有。」等と記されている。

質疑についての記録もあり、短く「Q. いじめという断定でよいか→よい。」と記載されている。これらは、臨時校長研修会の際の市教育長の説明や答弁と思われるが、まだ情報も限られているのにどうして一夜にしてそのような断定ができるのだろうか。

また、「責任を感じて」とまでは述べていないものの、同日、市教委学校教育課が作成した別の文書にも同様の記載がある。

一つは、電子ファイル「職員会議における説明資料」で、市教委が午前の臨時校長研修会の中で、市内各学校での説明の「概略をそろえるため、メールで流す。」と言っていた文書であり、臨時校長研修会終了後に、市内各学校にメールで送付されたと思われる。そこにはやはり「いじめに関する自殺」、「いじめた側の一人である」との記述がある。

もう一つは電子ファイル「報道発表想定問答」で、これはいっそう断定的で問題が大きい。「いじめが原因で自殺したのか」という想定質問に対して、「答弁例」は「現時点では、いじめに関する自殺であるととらえている。自殺した生徒は、加害者の一人である。」、続けて「なぜ加害者と言えるのか。」という想定質問に対しては、「被害生徒が名前を挙げており、本人も被害生徒から指摘されて認めたということまでは把握している。」と記している。

こうした捉え方は、本事案が報道されなかったため公にはならなかったが、重要な問題であるので、少し説明を加える。

すでに述べたように、BさんがAさんの名前を出さざるを得なかった経緯を考慮すべきで、名前を出したのも自分を「いじめ」た「加害者の一人」としてではなかった。「本人も認めた」というのも、実態とは異なる。

Aさんにとっては、「なんで俺が呼ばれるのか」との発言がみられたように指導を受けること自体がまったく納得のいかないことだった。「認めた」というのは、「被害生徒（Bさん）から指摘されて」ではなく、X教諭から「Bに対して何か言わなかったか？」と聞かれ、なかなか思い出せない中で「(そういえば)思い当たるところがあった」という程度のものであった。

その言葉は、9月に転校してきたCさんが以前過ごしていた土地の若者言葉で、Bさんには少し悪口を言われたように思われた。他方で、X教諭によって書かされたAさんの筆記文面は、「自慢話のとき、『だから何』と言った。話を最後まで真剣に聞けていなかった。」というものである。

Cさんの場合は、Bさんに対して多少あてつけ的な面もあったかもしれないが、それでも「苦痛」を与えるほどのものとは評価できない。ましてやAさんの場合はどうか。彼は、Bさんに対して言ったというよりも、近くに一緒にいたCさんに同調したという面が大きく、それはからかいでもなければ、ましてやいじめとは到底言えない。Bさんも含め3名は友達同士で、時にそうした会話のやり取りがあっても何らおかしいことではない。

ところで、「想定問答」の中には、Aさんについて「学校では、どのような生徒だったのか」の問いに、「まじめで、穏やかな優しい性格である。学習に臨む態度もすばらしく、勉強も部活も一生懸命がんばる生徒である」との答えも用意していた。こうした評価は、X教諭に限らない彼を知る多くの教員の一致した見方だと思われる。

亡くなった当日深夜には職員会議も開かれた。多くの教員がAさんの日頃を評価し、その情報が市教委にも届いていたものと思われる。

周囲の誰もが「まじめで、穏やかな優しい性格」と認めるAさんが本当にいじめをしたのだろうかという疑問は、市教委にはなかったのだろうか。このようなAさんの人柄や学校での生活状況に加えて、事実関係が「不明」と思うところがあっても、翌日午前中には、Aさんが「いじめた側」、「加害者の一人」と断定したのはなぜであろうか。

BさんはAさんのことまでどうにかしてほしいと訴えていたわけではないのに、Bさん本人が少しでも嫌に思ったのであれば、それはいじめ防止対策推進法にいう「心身の苦痛を感じている」状態に他ならないとして、市教委は、定義に機械的にあてはめて「いじめ」に該当すると判断したと考えられる。

そうなれば、経緯として悪いのは亡くなったAさん自身だということもできる。「いじめた側」、「加害者の一人」といった言葉に決して良い響きはない。また、そうまで言わなくても、Bさんが「いじめ」を訴えたのだから、X教諭がAさんもいっしょに「指導」した当該中学校の対応は仕方なかったということもできる。

「→いじめた側の子が責任を感じて自殺した。遺書有。」とすれば、少なからず学校側の責任を回避することができる。市教委はそういう基本的な認識を急いで揃えたかったのではないか。

その日の臨時校長研修会の内容について、市教委の記録によれば、「帰宅後（註：「帰校後」の間違い）、職員に説明。他言無用。」とある。各学校へ送信するメールの文案にも「このことについては、まだ他言無用である。」とあり、さらに「教育公務員としての守秘義務事項である。」とまで付け加わる。

そこまで情報を規制した目的は何だったのだろうか。間違った情報はコントロールできるはずもなく、Aさんが「いじめた側の子」で「責任を感じて自殺した」ということが、地域に広がる大きな憶測の一つとなった。

### 3 翌日の臨時保護者会での学校側の不適切な対応

前節同様、市教委の記録を紹介しながら問題点を指摘したい。

11月4日当日深夜の市教委の様子について、記録には「23：55」のところに、「SC（註：スクールカウンセラー）をつけるよう対応する」、「明日の朝会」、「道徳の授業」のこととならんで、保護者会のことについて、「保護者会は早めに開き、現時点で分かっていること、今後の対応を話し、詳しいことが分かったら再度開くようにする」と記されている。当該中学校との相談の結果でもあろう。その12分後、「24：07」のところ

には、「教育長帰庁」、「対応について確認」、「PTAの説明会について、11/5夕方開催」、「現時点で分かることを説明する」とある。

本章のはじめに紹介したように、文科省背景調査指針によると、調査の目的の一つは「保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」でもある。また「一般に、自殺が起こったときに、亡くなった人と関係が深かった人が『なぜ亡くなったのか知りたい』という切実な感情を抱くことは、自然なことである。」とも述べている。当該中学校や市教委は当初、保護者らの希望や自然な感情に応えられるよう臨もうとしていたと思われる。

ところが、実際に11月5日19時30分から開催された臨時保護者会では、「現時点でわかっていること」の「話」や「説明」はなかった。市教委の電子ファイルによると、校長が話したのは、Aさんが昨夜亡くなったこと、今朝緊急に全校集会を開いたこと、本当に悲しく残念でならないこと、Aさんはしっかり挨拶もでき、勉強もでき、何事にも一生懸命取り組む自慢の生徒だったこと、全校朝会後の1校時に命の授業をしたこと、ショックの大きかった子どもたちにカウンセリングを行ったこと、一番心配なのは事故の連鎖で、今後もカウンセリングをしていきたいと考えていること、保護者の皆様にも子どもたちを見守り、心のケアをしてほしいということ、ご遺族の心情に配慮して、くれぐれも憶測で情報を流さないでいただきたいこと、憶測で情報を流すとさらに子どもたちを不安にさせ、同様な事故が起こることを危惧していること、今、状況や経緯について適切に調査を進めていること、以上が話したことの項目としてはすべてである。

「現時点でわかっていること」等、当該中学校からの情報提供はなかった。

出席の保護者からの質問とその答えについても記録がある（質問等の数字は、叙述の都合上、本委員会が付した）。

Q1 父親「息子はA君と仲が良く、ショックが大きい。校長先生は調査を進めているとおっしゃいましたが、親としては、何が原因か知りたい。どのように調査していくのか、そして調査したことは報告してもらえるのか、説明してほしい。」

A1 校長「具体的に申し上げることができません。ご遺族の心情等があるので、今、具体的にお答えすることができません。」

（中略）

Q2-1 母親「子どもが帰ってきて、事情を聞いた。子どもに本人の変化、気づいたことはなかったのと尋ねた。でも、子どもは、普段と変わらない生活をしていたと答えた。ということは、このようなことがどの子にも起こりうるということではないか。学校での子どもの様子を知っているのは担任の先生である。担任の先生は、何か気づけなかつ

たのか。」

A 2-1 校長「担任も、子どもたち一人ひとりの様子を見ようと努力している。」

Q 2-2 「それは担任の先生の口から聞けないのでしょうか。(中略) どういう学校生活を送っていたのかを、担任の口から教えてほしい。」

A 2-2 担任

「1-2の担任のXです。A君の学校生活を見ていて、朝早く登校し、ボランティア等も精一杯頑張っていました。昨日の柔道の授業でも、体に触れてサポートしながら、授業をしました。僕自身、今までの学校の様子を見ていて、何でこうなったのか、その原因を知りたい、はっきりさせたいと考えている。曖昧な答えですが、以上です。」

Q 3 「いじめなどの問題は全国で起こっていると思うので、学校側は情報として把握していることはなかったのか。」

A 3 校長「今日全校朝会を開いたことも、PTAの集会を開くことも、ご遺族の意向を聞いております。全校朝会で話すことも、自分で自分の命を絶ったということだけを伝えるということで、遺族の方に了解を得ているので、他の具体的なことは話せません。」

Q 1～3のように、保護者としては、なぜ亡くなったのか、亡くなる前に何かあったのかを誰もが知りたいと思う。保護者としては、気づいたことはなかったか、いじめについて把握している情報はなかったか、教えてほしいと思っていた。ところが、A 1, A 3のように、当該中学校はその気持ちには答えていない。A 2-1, 2は答えているように見えてもはぐらかしているにすぎず、実質的にはまったく答えていない。「子どもたち一人ひとりの様子を見ようと努力」などしなくても、その日「指導」があったこと、「普段」とは変わる出来事があったことは明らかである。放課後のことなので、指導の場にいた5名の生徒以外は知らなかったが、Aさんは納得のいかない「指導」に涙していた。そしてX教諭の家庭訪問がありその直後に亡くなったのである。

確かに校長が述べるように「心のケア」や「憶測を流さない」こともとても大切だった。

しかし、実はそのためにも当初の方向性にあったように、当該中学校は「現時点でわかっていることを説明する」ことが重要だった。Aさんが亡くなった経緯や背景がまったく分からない状態では、子どもたちは不安なままである。文科省背景調査指針には、「調査と心のケアを一体的に行っていく」とある。文科省の「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月)には、「『心のケア』と『事実関係の確認』の両立を図ることに努める」と

ある。また、「保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、(中略)状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う」ともある。

経緯や背景が分からない状況では、関係する人たちは心理的にも混乱し、眠れない、不安、といった状況に陥ってしまう。少なくとも当該中学校が把握している経緯を提示し、保護者等からも、分かる範囲での情報提供を、といった協力を求め、情報の共有ができるような保護者会であれば、文科省のいう「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに、少しでも近づくことができたのではないだろうか。

そうした情報提供を求める姿勢・協力を求める姿勢があれば、本事案の事後の展開は違っていたと思われる。

ところが当該中学校から情報提供がなかったことから、憶測が広がることになる。あることないこといろいろなことが言われ、中には中傷も出てくる。その一つがBさんに対するもので、「Aが亡くなったのはお前のせいだ」と言われたりもした。これにBさんは深く傷つき不登校になり、年度末には転校を余儀なくされた。事後対応の不適切さゆえのことでもあると言わざるを得ない。

なぜ当該中学校や市教委の当初の方向性が実行に移されなかったのだろうか。

鹿児島県教育委員会義務教育課の平成27年11月5日付け文書に「当該事案への今後の対応について」と題するものがある。その中に「奄美市教育委員会教育長への説明」という項目があり、「大島教育事務所長より■■■■教育長に対し事案の取扱いについて理解を得るとともに、今後とも事務所を通じ義務教育課と連携を緊密にとり報告を随時行うよう指導する」と記されている。市教委の記録にも、同日「16:00 県教育庁義務教育課企画生徒指導係 ■■■■主任指導主事 教育事務所 ■■■■指導課長 ■■■■指導主事 来庁 教育長室にて、教育庁(註:長の間違い)、課長、補佐と打ち合わせ」とある。

校長は、本委員会の聴き取りに「保護者会の時にどういう話をするのか、県教委や市教委も含めて検討していた。私は今分かっていることだけでもと申し上げたが、ご指導を受けているなかで、今一番大事な子どもたちの心のケアをしようという方向になった」と述べた。当該中学校の事後対応には、教育行政からの指導が影響していたと推察される。

#### 4 基本調査報告書の問題点について

ここでは当該中学校がまとめた11月30日付けの基本調査報告書のこ

とを中心に見ていく。

文科省背景調査指針によると、基本調査は「設置者の指導・支援のもと」行うもので、「調査の主体」としては学校が想定されているものである。「事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの」と説明されている。本事案の場合、X教諭からのものがほとんどとはいえ、当該中学校は本事案発生から間もない時点ですでに相当の情報を有していた。

それに加え、基本調査の期間中には11月9～11日に当該中学校の全教職員を対象に（市教委による）、同月17～25日に1年2組やサッカー部の生徒を対象に、そして同月27日に関係が深い5名の生徒を対象に聴き取り調査が行われた。特に最後の関係生徒5名については、当日放課後一緒に「指導」を受けていた経緯があり、もっとも注目される聴き取りだった。

ところで文科省背景調査指針によると、背景調査の目標は次の三つである。

- ① 何があったのか事実を明らかにする
- ② 自殺に至る過程（①で明らかになった事実の影響）をできる限り明らかにする
- ③ 上記①②を踏まえ今後の再発防止への課題を考え、学校での自殺予防の取組の在り方を見直す

本事案の場合、X教諭からの情報と5名の生徒たちからの聴き取り結果を突き合わせ整理するだけでも、亡くなったAさんに何があったのか事実を相当程度に明らかにすることができ、その影響も考えることができる。前章までに詳しく述べた11月4日当日のX教諭の指導については、本委員会が関係生徒たちから直に聴き取りをして確かめられたこともあるが、その多くはすでに当該中学校や市教委の記録によって明らかだった。

放課後、AさんはX教諭に呼び出され、わけが分からないまま、何を言ったか紙に書くよう言われ、他の4名の生徒と一緒に「Bが学校に来られなかったらお前たちの責任だぞ。」と言われ、謝罪を余儀なくされる等して、最後は涙するほどの指導を受けたのである。その上の、突然の家庭訪問だった。そのような事実経過に照らせば一連の指導の影響も十二分に考えることができたのである。

ところが、当該中学校の基本調査報告書では、そうした重要な事実、つまりX教諭の指導がどのようなものであったか触れられていない。

例えば「全教職員からの聴き取り」という項目の中で、「事故の直前にAに対するいじめではないかと思われる件で事情を訊かれたり指導を受けた

りしていた事実があった。」との記載がある。そこにいう「指導を受けたりしていた事実」とは表面的なことに過ぎない。その前の「事情を訊かれたり」というのは事実とも言えない。生徒から事情を聴き、生徒の言い分にも耳を傾けるような「指導」であったなら、呼び出されたことへの不満はなお残るとしても、Aさんが涙するようなことは決してなかっただろう。報告書の経過についての記述も、「17：15頃」「指導を終え」「退出させた」から始まっていて、その前がない。当日の「指導」がどのようなものであったか、その概要さえ示していない報告書は、基本調査の務めを果たしていない。

関係の深い5名の生徒たちからの聴き取りは、1年部以外の教員が担当して行われた。生徒1名に教員は2名であたった（延べでは10名になるが、実際は4名の教員が2名で一組のグループを二つ作って、各2～3名を担当した）。所定の用紙（A4・1枚、両面）にあらかじめ記されていた計15～17の質問項目に沿って尋ね、生徒の答えを記録していく進め方だった。

聴き取りは、時間にして最短20分、最長46分、5名に対して計145分をかけて行われた。結果が各用紙に記されていて、どれも貴重な情報である。BさんやCさんについての記録は、びっしり書き込まれていて何箇所も記入欄をはみ出すほどで、多くの情報が得られたにもかかわらず、基本調査報告書への反映はごくわずかであった。

「関係の深い5名からの聴き取りでわかったこと」として記されているのは、「Bが学校に行きづらくなった件で9月15日及び11月4日の指導について、特定の生徒にBやX教諭に対する不満を話していたこと」という2行のみであった。

これは、前の「指導を受けたりしていた」に比べると、X教諭の指導に問題があったかもしれないことをうかがわせるものである。

しかし、Aさんの不満の内容がまったく示されていないし、関係生徒たちからの聴き取りによって他にも多くのことが判明していたにもかかわらず、X教諭の指導の方法について何ら触れるところがない。やはり、事実を明らかにするために「情報の整理」を行う基本調査の課題に応えたものとは言えない。

文科省背景調査指針は、「もし子どもへの指導や安全配慮で欠けていた部分があるのだとすれば、速やかにそれを把握し、事実に向き合うことが必要となる。」とも述べている。そして、その総論において「背景調査は、『基本調査』と『詳細調査』から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、(中略)学校及び学校の設置者(公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会[以下略])が主体的に行う必要がある」と述

べている。

「主体的に行う」とは、他から言われ指摘されたから仕方なく行うということではなく、自分の意思・判断に基づいて能動的に行うことである。遺族や生徒、保護者たちの要望や希望に応えられるよう、また再発防止のためにも、どのような調査が求められているか、自分事として意識して行うことである。どうしたら事実を明らかにすることができ、その影響まで考えられるようになるかを心して行うことが重要である。

すでに明らかにしたが、X教諭の日常の生徒指導は少なからず体罰や暴言を伴う威圧的な指導も多く、本事案に関わる指導の最中にもCさんへの暴力や暴言があり、5名の生徒には「お前たちは責任を取れるのか」といった言葉まで発している。

それゆえ学校側はいっそう他人事ではなく、我がこと、自分事として本事案の基本調査に取り組みねばならなかったはずである。

しかし、「指導を受けたりしていた」とか「不満を話していた」とか、当該中学校は本事案を他人事のように捉えているように思われ、本事案を自分事として捉える主体性や意識が当該中学校や市教委には見受けられず、文科省背景調査指針の目指す基本調査の方向性からは乖離していたと言わざるを得ない。

5名の関係生徒たちからの聴き取り記録がわずか2行しか基本調査に反映されなかったことがその好例で、そこに問題の所在が見えている。

市教委の例もあげておく。当該中学校の全教職員対象の聴き取りは市教委学校教育課の課長、補佐、主幹が担当して行なわれた。

問題は、全31名への質問項目がすべて同じで、時間もだいたい10分前後という（最短3分、最長16分）の調査の仕方である。

まず、質問項目は、聴き取り対象者によって異なってしかるべきではないだろうか。校長と一般の教職員への質問とまったく同じでは、学校の組織的な問題の把握が困難になる上に、事実を明らかにするためには、X教諭の情報が特別に重要だったにもかかわらず、やはりそれに見合う聴く側の用意やアプローチがなかった。

他にも「1年部教員に対して」、「1年部学年主任Y教諭に対して」というように、意識的な聴き取りが行なわれてしかるべきだったがなされなかった。自分事として捉えず、文科省背景調査指針により基本調査では「全教職員から聴き取り」を行うことになっているから、行う他ないといった非主体的な調査では、何も明らかにすることができない。

いくら基本調査とはいえ、このような形ばかりの調査では、自殺の原因や背景要因に迫ることができるとは考え難い。

基本調査報告書には、本事案の「発生の状況と経緯並びに事後の対応」

について述べた後に、「事故の原因を特定することができなかった」と一種まとめ、あるいは結論のような記述がある。「特定する」とは、「あれ」や「これ」やといろいろある中で、特に「それ」と指定したり断定したりすることである。

そうすることが「できなかった」ということだが、報告書には「それ」に限らず「あれ」や「これ」も含めて、「事故」の原因について検討を行った形跡が見当たらない。そもそも事故の原因について特定することが「できる・できない」の前提を欠いているのである。そうであるにもかかわらず、そのような文言を用いて、基本調査を収束させるのは務めを全うしたとは言えない。そうした基本調査報告書の作成を指導・支援した市教委の姿勢も問われよう。

## 5 学校の不適切な指導を生徒のせいにして正当化しようとしたこと

当該中学校は、上記で紹介したような基本調査報告書をまとめ、市教委に報告し了解を得た後、遺族に報告、説明に向かう。本節では主にその後の当該中学校と遺族のやり取り等で確かめられる問題点を扱うが、その前に時系列に少し戻る。

Aさんが亡くなって5日後の11月9日、両親は関係生徒二人の母親も一緒に学校に赴き、当日の指導や家庭訪問について説明を求めた。校長室での質疑について当該中学校の記録がテープ起こしをされて残っているが、別に手書きのメモも市教委の資料の中にある。そこには面談が終わってAさん両親らの退出後の様子も、具体的には校長が発した言葉も記されている。「校長 だから、早く行って説明をするべきだった。タイミングを逸した。後手後手にまわっている！」

遺族からではなく、学校のほうが早く出向いて説明すべきだった、と。校長は校長で、一生懸命だったことがうかがえる。しかし、そうできない事情があったのだろう。基本調査が終わるまでは軽々に話してはいけないという市教委又は県教委からの指導に従わざるを得なかったように思われる。文科省背景調査指針にある「遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う」ことは守られなかったと言わざるを得ない。

11月11日、校長はX教諭と一緒に遺族宅を訪問した時、焼香後、「Aさんの場合はいじめではないが、全体として指導が必要だった。」との考えを述べた。その日の当該中学校からの報告がまとめられている市教委の記録には、次のような遺族とのやり取りが記されている。

「・なぜ、うちだけ家庭訪問をしたのか。  
→ 心配になって、もう一度話をしたかった。」

・いじめにつながることでないので、彼を励ます意味で訪問したんだと思う。(校長)」

上の行がX教諭, 下が校長の答えである。「いじめにつながることでない」という校長の認識は後に変わっていくが、この時点での校長の認識は、一夜にしていじめと断定した市教委の認識とは違っていたことになる。

前節で述べた11月30日付けの基本調査報告書の作成過程についても少し述べておく。本委員会が調査を開始して相当期間が経過してから、本委員会の求めに応じ市教委より多くの電子データの提供があった。その過半はすでに提供されていた「紙資料」と同じだったが、初めての、しかも重要な資料も少なくなかった。その中に、すべて違うフォルダに入っていたのだが、前節で紹介した以外の、基本調査報告書のファイルが複数あった。各電子ファイルを最終更新日時順に並べると①11月24日 10:57 ②11月28日 11:14 ③12月1日 12:47 ④12月7日 14:19 である。④が最新で、前節で紹介したものである。日付は11月30日だったが、まとまったのは実は1週間後の12月7日だったことが分かる。

これら4つの推移の中で、①から②への改訂により、前節で見たようにわずか2行、そして他人事のような記述の仕方でも、亡くなったAさん自身がX教諭の指導に不満を感じたことをうかがわせる文言が入り、以後引き継がれる。

その他は、報告書の基調はもちろん、分量もほとんど同じで変わらない。変わったのは部分的な表現の変更がいくつかあるだけである。

③から④への変化を紹介すると、家庭訪問の経緯について「Aが思いつめる子なのが気になり」→「Aのことが気になり」、同「祖母の前で」→「祖母の立会いのもと」、指導の経緯について「Aを含め、5人の生徒がBに対してちょっかいを出しており」→「嫌がらせをしております」等である。少しの表現の違いだが、その文意の違いは少し以上かもしれない。

さて、そうした「修正」を行い確定したのが、ファイルの最終更新日時でもある12月7日 14:19頃ということになるかもしれない。その直後に、校長は教務主任を伴い15時から、遺族宅にて説明を行う。冒頭、校長は「本当に遅くなったんですけども、県教委のほうからもお許しが出来ましたので、報告させていただきます。」と始めている。本章の3でも少し述べたが、当該中学校・市教委の事後対応はこのように県教委の指導の影響があったと推認できる。

校長は口頭で、基本調査報告書だけでなく、報告書ではその経緯に触れていない9月15日や11月4日当日の指導についても、用意した資料を読み上げながら説明した。同日の当該中学校の記録には、「校長の考え等の

説明」のところで、「・気になる点が3点あったものの、はっきりとした原因を特定することはできなかった。・しかし、学校での指導からの流れがあることは、書置き等からも推測できる。・大変申し訳なく、残念な気持ちである。・かばうわけではないが、X教諭は適切な指導を行っており……」等と記されている。

二つ目の「学校での指導の流れがある」あたりから、あるいは校長も「学校の責任」をそれなりに考えていると受け取る向きもあるかもしれないが、それは違う。

校長はその日、調査からAさん自身がいじめられていることは一つも見つからなかったが、遺書から見るとBさんに対することで「非常に思いつめて亡くなったのかなあ」といった見方を示している。そうした遺書についての理解は、文面だけにとらわれた皮相なものであることは、第4章において詳しく述べた。

さらに、11月11日に「いじめにつながることでないので」と発言していたにもかかわらず、上記の「かばうわけではないが」という表現から、Aさん自身がいじめた側であるという認識に変遷しつつあることがうかがえる。校長の考え方は、先の11月11日時点とは変わってきて、本章の2で述べた市教委の「いじめた側」、「加害者の一人」という考え方に次第に近くなってきている。

当該中学校の記録には、校長説明後の遺族との質疑についても以下のよう

「父：この調査結果は他の保護者にも報告するのか。

校：説明してよければ説明してもよい。

父：私たち（遺族）に聞きにくる人もいるが、答えようがない。報告してもらってもかまわない。

校：B君、X教諭のことを考えると、詳細を話すことに関してははばかれる。

父：ある程度（おおよそ）は開示してもらいたい。

校：委員会に相談してみる。」

これは当該中学校がまとめた要旨だが、中ほど「はばかれる」のところについて、録音記録では、校長は「あまり詳しく言うとB君とX教諭が窮地に陥る」と述べている。本章の3で述べたように、Bさんが傷ついたのは当該中学校が確かな情報を提示せず、保護者や生徒たちと情報を共有しなかったところに、憶測が飛び交ったからである。きちんと説明すれば、Bさんが悪くないことは誰にでも了解してもらえる。

この日、校長が読み上げた当日の指導の経緯は、「(前略) A君は、自分が何をしたのか思い出せない様子のように見えた。X教諭は、本当にA君はB君に対してちょっかいを出したのだろうかと思えるほどの様子であった。しかし、B君はA君に嫌がらせをされたと訴えていたので……」というものである。問題は、「しかし」以降である。そこには無意識の正当化があるのではないだろうか。

そもそもBさんはAさんから嫌がらせをされたとは訴えていない。しかし、紙に書いている。それは、書かされた、書かざるを得なかったと解するのが相当と思われる。Bさんは本委員会の「A君には何か嫌なことをされたっていう気持ちがあったのかな？」という問いに、「された気持ちというか、遊びみたいな。」と答え、本委員会の聴き直し「遊びみたいな？」に「多分。」と答えた。

Bさんの立場になって考えてみるとどうだろうか。9月15日もそうだったが、発端はいじめや嫌がらせではなかった。1時間目の授業時間中に当てられた時にクラスの反応を気にして元気をなくしていたBさんに、休み時間、支援員が「大丈夫よ」と優しく言葉をかけたところ、涙が溢れてきたというものだった。X教諭の対応としては、その時のBさんの気持ちを聴き受け止めれば、それで十分だった。

にもかかわらず、X教諭は一方的に嫌がらせがあったと思い込み、不要な指導を行った。11月4日の指導の発端はわずか一日の登校しぶりだった。1日休んで、休日(祝日)をはさんでまた登校してきたのだから、「心配なことがあれば先生が話し相手になってもいいよ。もしものときは先生たちが君を必ず守るから大丈夫だよ。」といった安心感をもってもらえるような対応をすれば、ひとまず十分だった。

ところが、X教諭が話を十分に聞かずに、登校しぶりの原因・理由は嫌がらせに違いないと思い込み、どんな嫌なことをされたか書くように、ちょっとしたことでも書くようにと言ったら、どうだろうか。たとえわずか1日でも欠席したことの後ろめたさもあったであろうBさんが、その事情を少しでも理解してもらえたらと思っただけで、CさんやAさんとの会話のやり取り、その一端を記すことは、十分に自然なことではないだろうか。

Bさんは決して自分のほうから、どうにかしてほしいと訴えていたわけではない。そうであるにもかかわらず、X教諭は自分の教育的「善意」を疑わず、自分が書かせ、自分が不適切な指導をしておきながら、その結果を「書いた」(書かされた)Bさんのせいにしてしまったのではないだろうか。Bさんが困っていたから、訴えていたから、仕方がなかったのだと。同じことは、亡くなったAさんへの対応についても言える。最初は何のことか分からないようだったが、最後はAさんも認めたので指導し、Aさん

も謝罪したのだと。しかし、認めさせ謝罪させたのは自分ではなかったのか。

ところで、そうした問題はX教諭個人にとどまらない。校長にしても、読み上げた先の「しかし、B君が訴えていたので…」のように同じである。X教諭は当日指導することを学年主任のY教諭に伝えていたし、校長・教頭もどのような経緯かは分からなくてもCさんらが指導されていることは自分の目で見て知っていた。学年主任や管理職は、関わろうと思えば関わることができたのに何もしなかった。

そして、校長は日常的にも、生徒指導主任でもあったX教諭について「彼の指導というのはお手本になるような指導」だと高く評価し、学校経営上とても頼りにしていた。そうであるにもかかわらず、先の「あまり詳しくいうと、X教諭が窮地に陥る」といった見方は、問題を矮小化している。問われているのは、学校全体の生徒指導の在り方であり、市教委の見方・捉え方である。

## 6 「生徒の立場」に立って考えていないため問題の核心が見えていないこと

前節に引き続き、当該中学校と遺族のやり取りを確かめながら問題点を深めたい。

平成27年12月8日、校長とX教諭が遺族宅を訪問した。焼香後、母親(父親は小学校PTAのため不在)に対しX教諭から「あの日のことは、本当にすみませんでした。」と謝罪の言葉があったという。当該中学校の記録では、「(X教諭)自分の言葉が足りずにお母さんには、いやな思いをさせているようですが、今回の件に関しては、責任を感じています。申しわけありません。(母)(無言)」とある。このX教諭の「自分の言葉が足りずに」とは、家庭訪問の時のことである。

その後、12月18日、父親は学校に赴き、校長やX教諭に11月4日当日の指導について、改めて説明を求めている。その時の当該中学校の答えには、評価できるものもある。例えば校長は、亡くなったAさんのことについて次のように話した。

「彼は誰からも好かれて、先輩からも好かれているんだけど、彼が結構、遊んでいた子どもというのは、こんな言い方をしてはいけないかもしれないけど、若干いじめの対象になっていた子とか、そういう弱い立場の子どもというか、と結構仲良くしていたのが見えてくるんですよ。だから、彼はすごく、そういう意味で、弱い立場の子どもを助けようという思いが、彼自身にあったんじゃないかなと思いますね。

だからB君に関しても(中略)なんとか助けてあげたいという思いもあ

って、やっぱり気かけながら、ずっと守ったり、一緒に誘ったりとか、遊んであげたりとかいうようなことを、彼自身の気持ちの中で、そういうのがあったんじゃないかなと思うんですね。それを彼の気持ちを類推するんじゃないけど、よもや自分がいじめをしているほうで呼ばれるとは、彼自身は思ってなかったんじゃないかなと。調査書で見えてくるのは、なにかそんな感じがしている。はっきりは分からないですけど、気持ちを考えると、なんとなくそんな感じがしてならないんですけど。」

Aさんの気持ちを考えたこの捉え方はおおむね首肯できる。そのことは基本調査の際の教職員からの聴き取りでも分かり、確かに亡くなった当日もAさんは「給食でB君の分をもって運ぶのを手伝っていた。」とか「昼休みにB君がいたところに、声をかけに来た。」とか、優しい気遣いがあった。

この点、校長はとても重要な、事実即した認識を示している。Aさんにしてみれば、まさに万が一にも自分にはないと思っていたことが現実になり、放課後の指導だけでなく家庭訪問まで受けることになる。そうした経緯の理解に関連して、X教諭の認識にも注目されるものがある。X教諭は父親に対して、次のように述べた。

「自分がもう本当に直接関わっている流れの中で、Aがこういうふうになったということで、何というか」、「自分が出した言葉の何がよかったのか、よくなかったのかというのは、そういったことも、ひたすら考えますし、家庭訪問に行ったことがよくなかったのかなとも考えますし」、「それがAにとってみたら、お父さんがさっき話をしたじゃないですけど、僕はそんなつもりでやってないのにとか、なんで先生、また来るのとか、そんなふうに思わせてしまったんじゃないかというのものもあるし」。

「そんなつもり」もなにもなく、そもそもAさんはX教諭から「指導」を受けなければならないようなことはしていない、という根本的なところまでを理解してはいないが、家庭訪問のことを「Aにとってみたら」と考えようとしたのは、当然のこととはいえ評価できる。しかし、X教諭の認識もここまでである。

校長の認識の問題に戻る。紹介したようにX教諭から呼ばれたことをAさんの気持ちになって考えられたのであれば、その先も同じく考え確かめていけば、X教諭の指導の問題も明らかになるはずだが、校長はその前で思考を止めてしまった。父親の「基本調査報告書には指導のことが載っていないが、二人目三人目を出さないためにも、載せるべきではないか」との問いへの答えが、次のようなものだった。

「X教諭の指導の結果そうなったかもしれないが、一般的に教え子の命を絶つまでの指導があっただろうか。どう考えてもそれは出てこない。例えば荒い言葉で威嚇したとか、あるいは体罰を加えたとか、それから本人が気にしているのに何回も何回も繰り返し指導したとかいうようなことがあれば、それも見えてくるんだけども（それはない）。私だったらもっと厳しい指導をしていたかもしれない。事実関係としては、それ（X教諭の指導）が引き金になったかもしれないが、そうだったら私などは何十人何百人もの子どもたちを失っていたかもしれない。そういう事実はないのだから、市教委のほうにはそういうふうに（指導のことは載せない）と伝えた。」

より重要なのは前半だが、まず後半について考察する。校長は、自分の経験を基にX教諭の指導とAさんの自死との関係を否定する見解を示している。12月7日に校長は遺族宅で「私の35年の教員経験でこういうことが原因で亡くなった子どもは一人もいないんです。」とも話した。問われているのは、校長の過去ではなく、いま現在である。たとえ「かもしれない」といった程度でも、つまりほんの少しでもそう思うのであれば、すでに紹介した文科省背景調査指針にあるように「子どもへの指導で欠けていた部分」を把握し、向き合わなくてはならない。

さて前半はどうであろう。①荒い威嚇的な言葉「責任をとれるのか」、②体罰、Aさんに対してはなくても「先生と目を合わせるのが怖い」というほど日常的に行われ、当日もCさんに対して行われ、そして③Aさんにとって納得の行かない指導が何回も繰り返しあったではないか。

再びX教諭の話に戻る。先に注目した発言の前後に問題が潜んでいる、本人も気づかない、本事案の核心の一端を示す発言がある。

「もっともっと子どもたちには伝えたいことがある。」「僕の捉えるAの性格を考えたとき、しっかりと受け止めてくれて日記にも書いてくれる子なので、しっかりと捉えてくれるだろうと。要は重く捉え過ぎないかというのがあって、彼が、よしまた頑張っていくぞという気持ちになるためには、お母さんとも話したほうがいいし、こういうことの指導がありましたという報告も兼ねて（家庭訪問をした）。」「僕自身が伝えたいことを子どもたちに伝えるためには、もっともっと言葉が必要だったんじゃないかなって思う。自分があの時に話した言葉すべて、もう覚えているわけではないので、もっともっと子どもたちに、もっと前向きな気持ちにさせる、なにか話し方とかもあったんじゃないのか、どうすべきだったのか、もっとこう

いう話をしてあげれば、子どもたちが今回あったことはよくなかった（けど）、次（は）こういう気持ちで友達と楽しく過ごせるようにしていこうと、そんなことを何度も何度も考えて……。」

X教諭は、とても教育熱心、一生懸命で、生徒思いの教員でもある。例えば学級通信一つとっても、毎週欠かさず発行し、記事もびっしり、生徒のことを思って、生徒はかくあってほしいというメッセージで埋め尽くされている。いま紹介したX教諭の話からも「もっともっと」といった一生懸命さが伝わってくるかもしれない。

しかし、ただ熱心であれば、一生懸命であればいいというものでもないだろう。いくら「生徒のため」を思っているとしても、その思いが一方的なもので、「生徒の気持ちや立場」を考えないものであれば、その指導は「生徒のために」なることはない。

先の「Aにとってみたら」といったところを除くと、X教諭の言葉は自分から生徒らに一方的に伝えたいことばかりで、「生徒の立場」に立って考えたものがない。9月15日の日記にしてもAさんはまったく納得していないのに「しっかり受け止めてくれた」とX教諭は思い込んで疑うことを知らない。当日放課後のAさんの涙にしても、自身の不適切な指導の結果であるにもかかわらず、「要は重く捉え過ぎないか」などと勝手な心配をしているだけで、「重く」はなくてもAさんに非があるという見方を見直そうとはしていない。

X教諭は「言葉足りず」を母親に謝ったが、否、言葉は足りないどころか十分すぎるほどだった。9月15日、同月18日そして11月4日当日放課後というように、X教諭の言葉により、Aさんは繰り返し、自分の在り方を一部ではあっても否定され続けてきた。その上の家庭訪問である。その時の言葉がどれほどAさんを追い詰めるものであったかは、第3章及び第4章で詳しく考察したところである。

X教諭に言われずとも、Aさんにはもともと頑張る、前向きな気持ちがあった。X教諭の言葉は、そうしたAさんを追い詰めた。それは、いま紹介した「もっと伝えたい」、「もっと前向きな気持ちにさせる」といった勝手な思いや押し付け言葉と同じものである。

ところで当該中学校の基本調査報告書には、とても重要な記述がある。他の大事なことはほとんど伏せているにもかかわらず、家庭訪問時のX教諭の言葉については隠すことなく、ある意味とても堂々と記している。「『いやな思いをしている人もいるが、誰にでも失敗はあることなので、改善することができればいい。部活も勉強もよく頑張っているのだから、これまでの自分を貫いていけばいい。』というような励ましの言葉をかけた」と。

この記述について、報告書を取りまとめた校長はもちろんのこと、受け取った市教委のほうも、不都合とはまったく思わなかったのだろう。それどころか、家庭訪問を行ってまで励ましたことは良いことだと評価したからこそ、最初の案から一字一句変わることなく記載され続けてきたものと思われる。

しかし、それが「励まし」だったから善いとは決してならない。むしろ「励まし」(のつもり)だったからこそ、いっそう衝撃が大きかったというべきである。第3章及び第4章でも述べたように本事案はAさんの部活や勉強への姿勢とはまったく関係のないことである。Aさんにとっては「部活や勉強」のことが評価されればされるほど、友人関係での自分の在り方がいっそう強く否定されることになる。

Aさんの立場に立って考えてみたらどうだろうか。放課後の「指導」だけでも納得の行かなかったところに、さらに追い打ちをかけるように、自らの行為を「失敗」とみなされ「改善」を求められることがAさんにとってどれほど理不尽なことと感じられたらどうか。校長や市教委にはそうした視点がみられない。

その点は当事者だったX教諭も同様である。確かに、X教諭としては、迷いながらもよかれと思って家庭訪問をし、同じくよかれと思ってAさんに「励まし」の言葉をかけた。X教諭の「善意」を本委員会では疑うものではない。

X教諭に「悪意」があったわけではもちろんなく、あったのは「よかれ」と思った「善意」である。だが、相手の気持ちや立場を考えない「善意」ほど怖いものはない。本事案は、生徒の気持ちや立場を考えない教員の勝手な「善意」が招いた悲しい出来事とも捉えうる。

この家庭訪問については、本委員会の聴き取りの際、同僚教員の中から「X先生は放課後の指導だけで終わらせないで、家にまで行ってフォローしようとした。さすがだ。」といった評価する声が複数あった。このような発言からも分かるように、これはX教諭に限らない問題であることは明らかである。当該中学校の少なくない教員に共通する問題といってもよいかもしれない。本事案について、やはり「Aさんの立場」に立って考えることができていない。

一般に、教員は「生徒を指導して当然」、「指導しなければいけない」といった上からの目線で子どもを見がちであることが少なくない。

そして、「指導」という言葉は、教員と生徒との関係に内在するある種の一方的な権力関係を浮き彫りにするが、指導の権力性について教員が自覚していることはほとんどない。

しかし、「子どもの立場」で考えた場合に、そうした「指導」には大きな

問題があることに気づくのではなからうか。

本事案が生徒指導の方法に問いかける問題はとて大きなものがある。教員も人間である。当たり前のことだが、失敗は避けられない。生徒指導がうまくいかない、失敗することもある。

指導がうまくいかななくても、なお従前どおり「生徒のために」教員の視点から「もっともっと」「励まし」や「フォロー」の言葉をかけ続けることが大事なのだろうか。

それとも目線を変えて、「生徒の立場」に立って、これまでの生徒指導の方法を見直してみる。生徒に「励まし」の言葉を百回掛けるよりも、たったの一回でも「先生の見方や対応はおかしかったかな？」と生徒の考えや意見を聞いてみる。

そこにこれからの時代に求められる新しい生徒指導の重要な契機があるように思われる。

「生徒のために」をいくら思っても、それだけでは過ちを繰り返す危険性が高く、「生徒の立場」で考えないと本事案の核心も見えてこない。

## **7 市教委アンケートから判明した事実・課題**

### **(1) 市教委アンケートの実施**

12月25日に遺族が要望し、その後の調整を経て、本事案に関する当該中学校全生徒を対象にした市教委のアンケート調査が平成28年1月8日～15日に行なわれた（無記名の調査用紙を厳封してもらって回収）。本章の3で述べたように、保護者にも生徒たちにも当日放課後の指導や家庭訪問については知らされていないこともあり、Aさんに何が起きていたのか、新しい事実の把握はもともと難しかった。それでも、呼び出されて一緒に指導を受けた友人の一人が「どうして自分が呼ばれるのかと言っていた。きつい指導を一方的にされてAさんは涙を流してとても悔しそうだった。」と記していたこと等、貴重な情報があった。9月15日のことと思われるが「Aはいじめたりしていないのに、先生におこられたりしてイライラしていた。いじめてるとか見たことがない。普通にみんなと同じ生活をして、同じようなことでふざけてるつもりでいじめておかしいと悩んでいた。」との記述もあった。

また直接Aさんが亡くなったことに結びつく情報は少なくとも、Aさんへの当該中学校の対応の背景が分かる情報は数多くあり、とても貴重なアンケートであった。市教委アンケートから分かったことをいくつか記しておく。

## **(2) 生徒の言い分を聴き、しっかり確かめてからにしてほしい**

「学校や先生について思っていることや言いたいことがあれば書いてください」との問いに、教員の指導方法への不満が数多く記されていた。その一つは、生徒の言い分も聞いてほしい、注意する前にしっかり確かめてほしいというものである。

「怒るときは生徒の話も聞いてほしい」、「先生たちはもう少し周りを見て注意してほしい。注意する前にしっかり確かめてほしい」、「叱る前にちゃんと話を聞いてほしいです」、「怒る前にちゃんと話を聞いた方がいいと思います」、「先生が怒るときに両者の意見をしっかり聞いてほしいです」等である。

一方的に決めつけてしまう教員の指導がいかに問題の多いものであるか、前節でも述べたが、生徒の立場に立って考え直すことの重要性が示唆される。

## **(3) 暴力、暴言はやめてほしい**

生徒たちの不満の二つ目は、指導の方法以前の問題である教員の暴力、暴言に対してである。

「いきなりキレて、叩いたりするのはやめてほしい。言葉で説明してほしい」、「暴言、暴力があるのでやめたほうがいい。生徒の気持ちを聞いてほしい。」、「先生は、自らの思いどおりにしなければすぐ怒る。暴力をふるう先生が、何人もいる。生徒の気持ちを少しもわかっていない。」、「すぐに暴力をふるわないでほしい。生徒によって態度が変わる（ひいき）。校則がきびしすぎる。生徒と同じ目線でみてほしい。」、「入学時より荒い口調や暴力で指導を受けている。」、「(A君は)担任の先生が女子にも暴力をふるうことを怖がっていた。」等と記されていた。

第3章で詳しく触れたが、X教諭や1年部学年主任Y教諭の暴力、暴言は特にひどかったという。

## **(4) 先生のいじめだ**

三つ目は、上記(2)、(3)の二つが合わさったものである。

「先生が生徒にする嫌がらせも生徒が嫌がっていればそれもいじめだと思う。指導の方法も口調も荒く手をあげることも多いので気分が悪くなる」、「友達が先生(Y先生)にいじめられるのを見るのが、とても不愉快な気分になる」との記述があった。

現在のいじめ防止対策法はもとより、過去に文科省の示した定義に照らしても、「先生の生徒に対する嫌がらせもいじめだ」と言っているのではないだろうか。本事案は、学校がいじめ対応が適切であったかどうか

中心的に問われるものでない。しかし、生徒間のいじめに適切に対処しようと思うのであれば、真っ先に教員による「いじめ」をなくさなければならぬ。そのことを教えてくれた事案でもある。

#### (5) X先生は優しく良い先生です

アンケートにはX教諭のことを肯定的に評価する記述もあった。

「X先生は優しくて生徒のことを思ってくれて、とても良い先生だと思います」、「X先生は、すばらしい先生です」、「■■■■の先生は、生徒の心のケアをしようとしてくれているのが伝わって、すごく頼りになりました。A君が亡くなったことを信じられずにいて悲しかった時期も先生方は今までどおりに接してくれて、特にX先生が朝から『おはよう』とあいさつしてくれたので『前を向こう』と思いました」等である。

本委員会の生徒からの聴き取りの際も、X教諭について「怒ったときは怖いけど、いつもは優しい生徒思いの先生です。」といった答えが複数確かめられた。例えば「部活や生徒会活動で困っていたとき、相談にのってくれて、いいアドバイスをもらえた。」とか、「勉強についても、いつも頑張っていたら疲れるから、休むときは休まなきゃと言ってもらえた。」等と具体的な話も聞くことができた。

X教諭が生徒と良い関係を築けているときは、生徒の気持ちや立場になって考えているときであろう。ところが、そのことを忘れては、どんなに「生徒のために」を思っている、いやその思いが強ければ強いほどいっそう生徒にとっては押し付けとなってしまい、本事案のような悲しい出来事を招くことになる。

#### (6) 一人の保護者からの手紙

市教委アンケートは生徒対象に行ったものだが、一人の保護者からの手紙が1通、同封されていた。その中ほどをそのまま紹介したい。

「今回の出来事は、いつ、誰の身に起きてもおかしくないことです。■■■■中学校では、未だに教師による生徒への暴力的な指導が行なわれています。時代錯誤もいいところです。私たち親が育ってきた時代とは、明らかに今は違うことを教師はわかっていない。『たたかなきゃわからない』そんなことを言う教師は勉強が足りない。子どもたちに伝わる言葉を選んで。ヤクザと紙一重のような言葉を子どもたちに浴びせないで。自分の勉強不足を認めてください。今の子どもたちにあった教育方針を見つけてください。残された子どもたちが一番わかっています。Aの身に起こったこと。何が原因であるということ。子どもたちにもはっきり

伝わるように説明していただきたい。大事な友達を亡くし、胸の中に大きな傷を負っています。しっかりとした区切りがないと、子どもたちも再スタートができません。早急に解決に向かいますようお願いしております。」

### **(7) 生徒たちから「原因を知りたい」という声が多数寄せられていた**

先に一人の保護者の声を紹介したが、生徒たちからも「原因を知りたい」という声が当然ながら多数寄せられた。

「Aは当日までいつもどおりだったのでなぜ亡くなったのか不思議ではありません。みんなと仲良くて優しかったです。」、「一つでも多くの原因を見つけるためには、私たちの力も必要だと思います。自分自身も少しでも原因を知りたいです。力になることがあるのならば、手伝いたいと思っています。」、「今、思っているのはA君はなぜ亡くなったのかです。学校では平凡に普通に過ごしていて、まさかこうなるとは思いもよらない切なくて悲しい出来事でした。」、「あの日、一体何があって、このようなことになったのかすごく気になっている。未だに信じられない。」、「サッカー部でゴールキーパーを頑張っていたのが印象です。私も早く原因を知りたいです。」、「早く真実がわかるといいです。」、「Aさんがこのようなことになり、本人がどれだけ苦しかったのか。一人でこんな風に命を終わらせてしまったこと、とても悲しく思います。真実が分かることを祈っています。」等である。

こうした生徒たちの当然の要望に当該中学校は応えてほしいものだが、次に触れる1月29日の臨時PTA全体会もそうした場にはならなかった。

## **8 1月29日の臨時PTA全体会～校長の説明内容の問題点**

### **(1) はじめに**

本章の3で述べたようにAさんが亡くなった翌日11月5日の臨時保護者会では、「現時点でわかっていること」について説明はなかった。まず「現時点」での説明を行い、「詳しいことがわかったら再度開くようにする」のが当初の方針だったが、そうではなかった。

そうした経緯もある中、当該中学校の基本調査が行われ、報告書がまとめられ、2か月近くも経過してから、翌年1月29日に臨時PTA全体会が開催されることになった。基本調査に関する、保護者への最初にして最後の説明会ということになる。ここでは、その時の校長の説明内容を主な問題としたい。

## (2) 不十分な情報提供

1月29日の臨時PTA全体会は、約1時間の、保護者約6割が参加しての会だった。記録からも「説明会」だったことは明らかで、前年11月5日の会とは異なり、11月4日当日の指導や家庭訪問にも触れることになる。

校長は自身の「1月29日 臨時PTA全体会 口述書」(A4・4ページ)も用意して、ある一つの記録ではちょうど30分間説明を行ったことになっている。それなりの時間ではあるが、そのほとんどが口頭だけの説明では、参加者にとって概要の理解も難しかったのではないだろうか。資料はA4・1枚裏表、聴き取り調査の際の質問項目を記したものだけだった。それでも、参加者にしてみれば、一方で子どもたちはどんなことを聴かれたのだろうかということが気になりつつ、他方では校長の説明を聞かなくてはいけないということもあり大変だったと思われる。

ところで、校長口述書の最後は、「以上、基本調査等の結果を説明させていただきましたが、今の説明では分かりにくい点多々あったかと思えます。どうしても、基本調査の結果を詳しく知りたい方には、情報管理をしっかりとさせていただくことを条件に校長室で開示したいと思えますので、事前に連絡してください。」と締めくくられている。自らも「分かりにくさ」を認めているながら、「どうしても知りたい方」といって、保護者を情報から遠ざけようとしている。

この「情報管理をしっかりと」とは、具体的には次のような誓約書に一筆することでもあった。誓約書には、「今回の、A君の事故に係る情報の流失により御遺族や関係の生徒等が心を痛めたり、学校自体の混乱により、生徒の教育活動に支障が出たりすることが心配されますので、基本調査の結果で知り得たことにつきまして、情報の管理に十分留意し、口外しないことを約束します。」と記されている。「情報の流失」ではなく、「情報の公開」を行わないことが関係者の心を傷つけたのである。唯一の配布資料、質問事項を記しただけの、たった1枚のプリントもその場で回収された。保護者と極々基本的な情報さえ共有しようとしなかった当該中学校は、「開かれた学校」には程遠いと言わざるを得ない。

## (3) 校長がいじめと認識し、いじめを前提とした説明をしていること

校長口述書には、他にも問題点が少なくない。一番大きい問題は、「A君がいじめをした」という認識をはっきりと記していることである。「たぶんA君も含めこの中の何名かは、本人たちは、からかいであったり、ふざけであったり、ちょっかいを出した程度で、自分がいじめをしたという認識はなかったものと思われます。」とある。

前節で市教委のアンケートについて紹介したが、本章の2で述べた本事案についての市教委の誤った捉え方が地域に広がった結果でもあろう。当該中学校の生徒の中にもそうしたものが出来てきた。例えば、アンケートに、「友達をいじめていた」とか、「誰かをいじめていて、そのことが問題になって、自分が責任をとって……ということを知りました」という答えがある。このあたりは亡くなったAさんの尊厳、名誉にも関わり曖昧にできない。

すでに述べたように、Aさんの言葉はいじめに該当しないのはもちろん、からかいでもちょっかいでもない。

校長口述書の表現で言えば「ふざけ」に近いかもしれない。Aさんの認識では友達3名がふざけ合っていた中でのちょっとした言動に過ぎない。

だからこそ、担任から「Bに何を言ったか、書け」と言われても、その言葉は出てこず、「自慢話のとき、『だから何』と言った。話を最後まで真剣に聞いていなかった。」としか記せなかったのである。

しかし、そもそもAさんがBさんの話を最後まで聞かなかったことが指導を受け、謝らなければならないことなのか。校長口述書ではこの部分について、「謝らせる事は、謝らせ、B君も勘違いしたことは謝らせ、特に行き過ぎた指導や問題点はなかったものと考えています。」が結論になっている。

悪いことをしていないAさんを指導しておきながら、どうして「行き過ぎ」はなかったと言えるのか。Aさんを謝らせただけでは足りず、その言葉の意味が分からなかったBさんにも謝らせる。当該のX教諭は言わずもがな、そうした指導の方法を校長もまったく疑っていない。

つまり、教員の判断や思いはいつも正しく、それに生徒らを従わせることが生徒指導だと思い込んでいるようにも思われる。生徒の気持ちや立場を一顧だにしない、生徒に有無を言わせない指導には大きな問題があると云わざるを得ない。

#### **(4) 家庭訪問時のX教諭の言動を正当化していること**

また、校長口述書によれば、「家庭訪問の際のX教諭の言動について問題はなかったか？」について、警察署の話からX教諭と祖母の発言に矛盾点がないので、問題はなかったと言いたかったようである。

「最近になって、家庭訪問の際、X教諭がA君の事故につながるような発言をしたのではないかといううわさが流れているという情報提供がありましたので、再度1月19日に、奄美署に出向き事情聴取された担当の職員に確認しましたが、事情聴取した内容は話せないが、X

教諭とおばあ様の事情聴取の内容に矛盾点はなかったとあらためて確認できました。」とも記している。これは矛盾点がないというだけのことで、それゆえ家庭訪問には問題がなかったとはならない。

ところで、そのうわさとはどのようなものか。本委員会の聴き取りの際の校長の話では、「家庭訪問の際に、A君に対して死ねと言った。」とかいようなものなのだが、それはまさに根も葉もない憶測に違いない。

現に市教委のアンケートには、そうしたものはなかった。Aさんに対しては「いじめをしていた。」だけでなく、「家庭に問題があった。」などと、事実と反する回答があった。しかし、X教諭に対してのうわさはなかった。

一方で、市教委のアンケートでは、「先生がAに何を言ったのか気になる」という回答がある。家庭訪問の時のX教諭の言葉は知らされていないし、その後亡くなったのだから「気になる」のは当たり前である。

また「A君の家にだけ説教をしに行った。」という回答もある。これは当該中学校にしてみれば、基本調査報告書の表現のように「励まし」に行ったのであって「説教」ではないため、そのような回答は学校側にとっては「憶測」の一つということになるかもしれない。

しかし、X教諭の主観では「励まし」であったとしても、「誰にでも失敗はあることなので、改善することができればいい。」というX教諭の発言は、AさんのBさんに対する言動を一方向的に「失敗」とみなした上で「改善」を求める言葉かけに他ならない。

また、校長口述書には、「今回の基本調査で、事故の原因を特定することはできないとしましたが、しかしながら、Bさんに係る指導が、今回の事故の引き金になった可能性があります。」との記述もある。これはそれだけの記述で、続く説明もない、唐突な印象の一文である。

先に紹介したように、本当に「特に行き過ぎた指導や問題点はなかった」というのであれば、当該中学校の立場からは必要のない記述である。そうであるにもかかわらず、やはりそのように書かざるを得なかったほど、本事案に至る当該中学校の指導には問題があったということではないだろうか。

#### **(5) 実際には十分な検証がされていないこと**

校長口述書には、「今、職員会議で、今回の事故を検証しておりますが、今後、本校の教育を再検討して、しっかり改善を図って参りたいと思っています。」ともある。

しかし、職員会議で、質問はあっても意見の交換が活発になされたとは聞かない。そもそも検証の前提になる情報の共有が職員間でもなされ

ていないようであった。基本調査の聴き取りの結果がパソコンで打ち直され印刷物として回されても、うわさレベルの情報とほぼ確かであろう情報との区別がなされていない。正確な事実が与えられない状態では、検証を行いようがないのではないか。

前節で紹介した市教委アンケートは、生徒たちの声が多数あり、「本校の教育の再検討」と「改善」にとって、格好の契機になるものと思われるが、この情報についても職員間で共有されていない。本委員会の聴き取りの中で確かめたところ、教務主任にすら知らされていないという。当該中学校にはアンケート結果を真摯に受け止めて、改善を図ろうとした姿勢はうかがえない。

## 9 次年度に至るまでのその他の問題点

### (1) 市教委指導主事らのアンケートから分かること

時間は前後するが、臨時PTA全体会以前の市教委の動きについて少し触れる。学校教育課の主幹を中心に、当該中学校を主にサポートした指導主事ら5名のスタッフに対して本事案に対する対応を振り返るアンケートが行われた。そして、1月26日付けで、「          中学校の有事に対する関係機関の対応等について」と題する資料が作成されている。そこには、当該中学校、市教委それぞれにおいて、事前・事故直後・事後にどのような課題があり、対応策はどうあるべきかが記されており、注目される。いくつか紹介したい。

例えば事前の課題として、「日頃の学校生活の中で、児童生徒が教諭に対して、気軽に相談できるような態勢ができていないのではないか。」とあり、対応策としては「児童生徒が教諭に対して、心を開いて話ができるようにするために、教諭の接し方や信頼関係の構築を目指した研修会を実施する。(教諭の資質向上)」と述べられている。

学校の「生徒指導態勢及び生徒指導部会の在り方」については、「生徒指導態勢の在り方を検証し、担任や生徒指導主任だけに負担がかからないように学年や生徒指導係などチームとして取り組む。」「これまでの生徒指導部会の中身を再検討し、生徒個々のより具体的な情報の共有及び職員全体への周知ができる態勢を構築する。」とある。

それぞれもっともな課題認識、対応策だと思われる。

事故直後のことについては、「今回は生徒指導主任自体が事故の当事者であったため、校長の指示を受け、迅速かつ具体的なアクションがとれなかった。」「有事の際(特別な場合)の生徒指導態勢の在り方を職員で考えておく必要がある。」とか、「生徒指導主任等が関係者であった場合の学校の指導態勢の確立。」「生徒指導主任に代わって、この件について

統括する役割と窓口をつくるべきである。」といった意見も記されている。

本委員会の聴き取りから判明したことだが、9月15日や11月4日当日の指導内容についての当該中学校の記録はすべて生徒指導主任でもあったX教諭自身が作成したものである。X教諭が行った指導なので、X教諭から経緯や事情等の話を聞くのは当然としても、資料作成者が校長、教頭等の管理職ではなく、X教諭自身であったことは驚きである。「態勢の確立」が難しかったとはいえ、大いに疑問なところである。本事案に関わる当該中学校のもっとも重要な記録資料は、事案の「当事者」、「関係者」によって作成されたものであることを理解した上で、その内容を受け止めなくてはならない。

市教委の指導主事らは、市教委自体の課題についても少なからず指摘している。

「生徒が死に至った原因について、どのように解明したら良いかを検討する場が必要ではないか。これは一人の記述ではあっても、市教委はその解明どころか、場の設定にさえ行き着かなかつたことを示している。情報共有の課題については、次のようにほぼ5名全員から指摘されている。

「市教委内の事後の情報共有をする機会が少なかった。」「学校へ赴いて待機し、対応の支援を行ったが、市教委内での共通理解が十分ではなかったのではないか。」「教育委員会全体で情報を共有する場を設ける必要があつたのではと思います。」「課内、教育委員会内の情報交換不足。」「事案に対して、教育委員会全体の動きが明確でないため、組織化できていない。」「事案後、2回の報告があつたが、職員は、事故後どのようになっているのか、日が経過するつれ疑問視する状況であつた。」等である。

情報の共有が十分に行われなかつたのは当該中学校だけでなく、市教委もそうだったことが分かる。

## **(2) 教員評価「自己申告書(校長用)」の問題点**

平成27年度の奄美市の教員評価「自己申告書(校長用)」の「総合的自己評価」、「最終時」の欄に、当該中学校の校長は「何故このような事故が発生したのか、かけがえのない生徒を亡くし残念でならない。職員は、誠実に懸命に頑張っており、何の責任もないと考える。すべては、学校経営の失敗であり、学校長として責任を痛感している。御遺族、保護者や地域の方々や教育長先生をはじめ教育委員会の先生方にたいへんご迷惑をおかけし、どのようにお詫びをしてよいか、途方に暮れている。」と記している。

校長は臨時PTA全体会の口述書に「A君の死を無駄にせず」とも記していたにもかかわらず、これでは何がどういけなかったのか分からず、本事案から誰も何も学ぶことができない。これを受け取った市教委教育長も、同自己申告書の「指導・助言欄」に、「生徒指導上の難題にも果敢に取り組み、学校の正常化に努めてきた。学力向上や生徒指導等については、次の校長にしっかりと引継ぎをし、取り組ませてほしい。33年間御苦労様でした。」と記すだけであり、不十分なものであると言わざるを得ない。

## 10 次年度以降の問題点（詳細調査への対応等）

校長は平成28年3月末、定年退職し、同年4月より■■■■校長（以下「Z校長」という。平成30年3月末、定年退職。）に代わった。以降は、Z校長の遺族への対応等に確かめられる問題を扱う。

一番大きな問題は、平成28年8月16日に、Z校長が父親に対して「詳細調査」の再考を求めたことである。その4か月近く前の4月26日に、両親はすでにZ校長に対し、詳細調査の実施を市教委に要望した旨、伝えていた。5月19日には、遺族側代理人から市長あてに正式に要望書が提出され、6月30日には市側代理人との協議も開始されていた。その後、市及び市教委関係者の検討も進んでいる中で、Z校長は父親に対して「第三者委員会の設立をお願いすることを再考できないですか。」と要望したのである。Z校長は前日の8月15日に焼香のため遺族宅を訪問したが、父親が不在だったため「明日も出勤しているので、電話をいただきたい。」旨伝え、翌日父親が当該中学校に出向き面談した際に、再考を促そうとしたのである。

このことについては、文科省背景調査指針についての理解が不十分であったことを指摘しなくてはならない。すでに述べたように背景調査は「基本調査」と「詳細調査」の二つから構成されている。前者が「全件調査」となっていることに比べると後者は「すべての事案について移行することが望ましい」となっていて必ずしも義務的でない。そこから、「遺族の要望がある場合」は行うにしても、そうでない場合は行わなくてもよいと受け取ったのかもしれない。

しかし同時に「少なくとも次の場合は詳細調査に移行する」として、その最初に「ア）学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合」を挙げているのである（「イ）遺族の要望がある場合」は2番目である）。本事案は、当日X教諭の指導があり、家庭訪問の直後に亡くなっているのだから、明らかにア）の場合に該当し、本来遺族の要望いかににかかわらず詳細調査を行わなくてはならないケースである。

文科省背景調査指針についての不十分な理解以上に、なぜ再考を求めなかったのか、そこにより大きな問題があるかもしれない。Z校長は父親に対し、心配事をいろいろと述べた。「(第三者委員会の設置となると)全部周知、公になる。マスコミもくる。」「学校にもAさんのところにも。」「もしかしたら実名が出るかもしれない。」「金目当てじゃないかとか(言われるかもしれない)。」「(保護者から)臨時のPTA総会を開いてくれ、Aさんから直接聴きたいと(いうことになるかもしれない)。」「第三者委員会が調べても(Aさんにとって)釈然としないような案が出ないとも言えない。」「(調査が始まると)一番難儀するのはAさんご自身、ご家族。」「学校は混乱する。」「子どもたちは動揺する。」等の言葉を遺族に畳みかけた。そのように並べ立ててまで、「遺族の要望」について再考してもらいたかったのはなぜだろうか。詳細調査を通して明らかにされるであろう「事実」と、向き合いたくなかったのだろうかと思える。

Z校長は、いくら再考を促しても父親の気持ちが変わらないことから、次のようにも述べている。「私が今、再三申し上げるのは、学校や教育委員会が調査対象になるのは一向にかまわないんだけど、子どもたちのことがね、それだけ、その一点なんです。他にまったくありません。子どもたちに一切動揺がなければ、それはもうどんなことでも」「もう喜んで協力をするわけでありませうけれどもね。」と。

しかし、子どもたちの思いは、Z校長のそれと違うことは、市教委のアンケートからも明らかである。Aさんはなぜ亡くなったのか、その日何があっただけでなくなってしまったのか、みんなが知りたがっている。Z校長は生徒たちのことを考えているようで、実は生徒の立場に立っては考えていない。

本事案は前の校長の時に起こったことだが、未解決の事案として継続していたことは言を待たない。新しい校長として積極的に「詳細調査」に協力し、事実を明らかにして、再発防止の取り組みにつなげていくことが本来期待されていたことである。ところが、積極的な協力を行わなかったどころか、文科省背景調査指針を無視して、「詳細調査」への移行を思い止まってもらおうとしたことは、とても大きな問題である。やはり本事案を他人事と捉えていて、我がこと自分事として受け止めていない。

他方で、本委員会の調査は、Z校長の協力があっただけで行われてきたこともまた確かである。特に平成29年8月1日(夏休み期間中の出校日)には、3年生(在籍者71名中、欠席者6名を除く65名)に対して、直接本委員会委員長から調査のお願いをする機会を作っていた。前日の7月31日夜には、保護者の方々(17名)にもお願いし説明する場を設けていただいた。そうしたご協力には改めて感謝したい。しかし、調査が進む

中でとても残念なことがあったことも指摘しないわけにはいかない。

その一つはZ校長が、本委員会の調査に応じた教員から、調査委員会からは何を聞かれ、この聴き取り調査にどのような感想・印象をもったかを報告させていたことである。本委員会は、A4用紙1～2枚のレポート計5名分を市教委から入手することができた。Z校長がどのような意図で教員に報告を求め、またこのレポートをどのように活用したかは本委員会の知るところではない。

しかし、Z校長のこのような行為が同じく聴き取りに応じ、また応じようとしていた同僚教職員に対して影響がなかったとは言えないだろう。本委員会の設置規約第7条第3項には「教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員その他本市の職員は、第1項に定める調査に協力する」との規定がある。Z校長のこの行為には問題があると言わざるを得ない。

## 11 小括

以上、当該中学校及び市教委の主な事後対応の問題点を見てきたが、まとめると以下のとおりである。

- (1) 明確な判断材料がないにもかかわらず、市教委が一夜にして経緯を「いじめ」と断定したこと
- (2) 翌日の臨時保護者会で、その段階で分かっていることを説明せず、情報共有がなされなかったために憶測を呼んだり、言われなき中傷がなされたこと
- (3) 学校が行った聴き取り調査で多くの事実が明らかになっているにもかかわらず、重要な情報が基本調査報告書に記載されなかったこと
- (4) 市教委が行った全教職員対象の聴き取り調査が短時間で、聴き取り内容も画一的で、原因・背景要因を明らかにするには不十分であったこと
- (5) Aさんがいじめを行ったと認定し、学校の不適切な指導を正当化しようとしたこと
- (6) 生徒の立場に立って考えていないため、教育的「善意」に基づく行為が生徒を傷つけるはずはないと思込み、事実に向き合おうとしなかったこと
- (7) 市教委アンケートで、Aさんに対する学校の対応の背景がわかる情報が数多く寄せられたにもかかわらず、その情報が活かされなかったこと

- (8) 臨時PTA全体会の説明は不十分で、Aさんの行為をいじめと認識し、いじめを前提とした説明をし、かつX教諭の家庭訪問の際の言動を、合理的根拠を示すことなく正当化していること
- (9) 本事案に関する情報の共有・検証が十分になされなかったこと
- (10) 本事案の原因・背景要因，事後対応の課題を一定程度認識しながらも，それ以上踏み込んだ調査，再発防止策を行っていないこと
- (11) 遺族からの詳細調査の実施要望に対し、「(調査が始まると)一番難儀するのはAさんご自身，ご家族」等の発言し，詳細調査の再考を促す等文科省背景調査指針に反する対応を行ったこと
- (12) 本委員会の調査に応じた教員に、「何を聞かれ，調査にどのような感想・印象を持ったか」を報告させ，他の教員も見ることができるようにする等，調査妨害と判断されても仕方ない対応を行ったこと

(1) から (12) のとおり，事後対応の問題点を列挙したが，当該中学校・市教委ともに事実をしっかり向き合い，明らかにするという姿勢が見られなかった。

特に，文科省背景調査指針にある「子どもへの指導で欠けていた部分」を把握しようとしなかったことは重大な問題であると言わざるを得ない。

このままでは再発も危惧されるので，次章で述べる本委員会の再発防止に関する提言に，真摯に向き合っていただきたい。

## 第7 本委員会の再発防止に関する提言

本委員会は、Aさんが死を選択せざるを得ない状況に追い詰められた経過を考察した結果、当該中学校における生徒指導を中心とした生徒への関わり方に大きな問題があると考えた。また、本事案発生後の当該中学校及び市教委の対応を見ると、「自らに不都合なこと」や「指導で欠けていた部分」も含めて、Aさんが亡くなるまでの経過と事実と誠実に向き合おうとした姿勢は感じられなかった。

その結果、Aさんの遺族の悲憤を招き、Aさんの遺族のみならず当該中学校の保護者や生徒の不安や不信感を生んだと考えざるを得ない。

本事案のように、未来ある生徒が自ら命を絶つという悲しい出来事を繰り返さないためにも、本委員会としては以下のとおり提言を行う。

### 【提言1】市教委は本事案の発生及び事後対応について主体的な検証を実施し、結果を市のWebサイトに公表すること

市教委及び当該中学校の関係者等が、本報告書を読んで、指摘された問題点を受け止めて各自振り返ることはもちろん不可欠である。しかしながら、それだけにとどめてしまっては教訓とはならない。

本事案は、学校の不適切な指導が原因で発生したものである。この事実を真摯に受け止めて、何が問題であったのか、どの時点で何をどのようにすればよかったのかを、当事者の立場で主体的に検証することなしには今後同様の事案を防ぐことはできない。

本委員会が調査を開始したのは、本事案発生から1年半も経過してからだが、その時点においても、本事案に関する多数の貴重な資料が残っていた。市教委は、これらの資料を今一度見直し、当該中学校の教職員とともに、鹿児島県教育委員会の支援を仰ぎながら、自らの視点でAさんが自殺をするまでの経過と事実を振り返り、本事案に関する事後対応も含めた検証を行い、その結果を市Webサイトに公表すべきである。

本事案は当該中学校に特殊な問題ではない。一人ひとりの児童生徒を尊重することが十分にはできていない生徒指導が他校にも少なからずあるのではないだろうか。市教委は、各学校に対して指導・助言を行う責任を有している。それゆえ、市教委は本事案を他人事ではなく自分事として受け止め直して検証し、その結果を奄美市内の小・中学校の教職員、保護者及び広く市民と共有できるようにすべきである。

## **【提言 2】市教委は文科省に「自殺した児童生徒が置かれていた状況」について修正報告を行うこと**

毎年、各学校設置者は、児童生徒の自殺が発生した場合、文科省に自殺した児童生徒の学年、置かれていた状況等を報告することとされており、その結果が文科省より「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の一部として数値が公表されている。

「自殺した児童生徒が置かれていた状況」については、「家庭不和」、「学業等不振」、「進路問題」、「教職員との関係での悩み」、「いじめの問題」、「その他」等いくつかの項目が示され、いずれに当たるかを報告することになっている。しかし、「不明」という項目も設けられており、児童生徒の自殺の半数以上が「不明」として報告されている現状にある。

Aさんの自殺については、当該中学校の基本調査において、原因は特定できなかつたと報告されていることから、平成27年度のこの調査に対して「不明」と報告されている。

しかしながら、本委員会の調査の結果、Aさんは、当該中学校における指導及びその後の家庭訪問時の対応が原因で自殺をしたことが明らかになった。そのことを踏まえ、市教委は、Aさんの自殺については、「教職員との関係での悩み」及び「その他」として「教職員からの指導」と具体的に記載して文科省に修正報告をすべきである。

Aさんが亡くなった理由を正確に公的な記録に残すことは、市教委及び当該中学校が事実に向き合うためには不可欠であり、また、Aさんの名誉にも関わることである。必ず修正報告をされたい。

## **【提言 3】学校において教職員は「生徒の立場」に立った共感的子ども理解に基づく生徒指導・生徒支援を実現すること**

当該中学校で行われていた生徒指導の方法、守ることが目的化した厳しい校則やルール、いじめを撲滅、追放しなければならないという意識に基づく厳格な対応は、当該中学校が掲げた「自尊感情」を高める積極的な生徒指導や「生徒理解」とは程遠いものである。

前章までに繰り返し述べたとおり、「生徒の立場」に立った指導が必要である。

児童生徒には、一人ひとりの特性や性格、環境をはじめとする多様な背景が存在する。生徒が問題行動を起こした場合でも、それらの背景要因を探り、なぜそのような行動を起こしたのかを把握をし、共感的に理解する努力を怠ってはならない。

例えば、いじめに対する指導においては、一方的にいじめの表面的

な「現象」だけを取り締まるような対応をすることは、根本的な解決にはならず、かえっていじめの深刻化を招く。文科省いじめ防止基本方針においても、「いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。」「いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。」と明示されている。文科省の通知や法令を正しく理解し、これらに則った対応をすべきである。

そして、生徒指導提要やいじめ防止対策推進法等で示されているとおり、対応においては、個々の教員の判断や力量に任せることなく、学校全体が組織として生徒に対する指導、支援に当たることが必要である。対応後の事後報告ではなく、事前に情報を共有し、協議し、チームで動いていくことが必要である。各学校の委員会やいじめ防止のための組織等が形骸化していないか今一度見直すべきである。

市教委は、研修等を適宜実施し、校長、教頭をはじめすべての教職員は、子どもの発達やいじめのメカニズム、関連する法令や通知等に関する基礎的な知識を身につけ、一人ひとりの生徒を理解して支援する姿勢をもつべきである。

教育現場では「生徒指導」という言葉が当たり前のように使われているため、本報告書でもそれによったが、「指導」という言葉には、上の立場から教え導くという要素が入る。特に教育現場では、「指導」の名のもと、発達途上の生徒を上の方の立場の教員が従わせるという考えがあるように思われる。しかし、本当に教員が生徒を理解し、生徒の自尊心を高め、生徒が自己実現をするためには、どのようにしたら生徒をそのように支援することができるかという発想が必要である。教えて指し導くだけでなく、一人ひとりの生徒の成長発達を支える姿勢が求められる。

つまり、「生徒指導」という発想から「生徒支援」という発想への転換が必要である。本委員会は「生徒支援」の実現を提言する。

また、多くの校則やルールは、学校側の「生徒の管理」のニーズから発生したものである。画一的な校則等による生徒の管理は、学校教職員にとっては都合のいい方法かもしれないが、生徒のストレスを増大させ、時には問題行動を誘発する要因にもなり得る。そもそも校則等を定め、これを生徒に守らせることについて、直接的にこれを根拠づける法令は存在しない。一定の校則等のルールを作ることは、学校長の教育的裁量の範囲内であるが、法令に明確な根拠のないまま子どもたちの基本的人権を制約するものであるから、制約するための合理

的な理由，必要性・相当性が求められる。生徒に合理的な理由や必要性が説明できない場合や校則等に違反した場合の取り扱いが相当性を欠く場合には裁量権の逸脱にもなることを銘記し，生徒や保護者の意見も取り入れながら校則やルールを見直すべきである。

#### **【提言 4】学校において教職員は体罰（暴力）及び暴言その他生徒の尊厳を害する行為を行わないこと**

当該中学校においては，市教委のアンケートや本委員会の生徒に対するヒアリングの結果，教職員の叩く，蹴る，腕立て伏せを100回させる，自分で自分の頭にげんこつをさせる等の体罰（暴力）や暴言，その他生徒の尊厳を害する行為が行われていることが確認された。

言うまでもなく体罰（暴力）は法律で禁止されており，暴言も人権を侵害する行為である。こうした行為は違法であり絶対に許されない。

そうであるにもかかわらず，残念ながら，学校現場では，一般社会では許されないこれらの行為が，指導や懲戒の名のもとに正当化されるという価値観が未だ払拭できていない憂慮すべき現状にある。

小学校に比べると中学校においては，未だ指導の名のもとに，大声を用いての叱責や指導，生徒一人ひとりを尊重しない乱暴な言葉遣いが容認されやすい傾向がある。時に，本音としては体罰等の有形力の行使さえ容認される傾向がある。しかし，こうした手法は，短期的な効果を発揮することがあるかもしれないが，それは生徒を押さえつけただけで，共感を得られず，生徒の自尊感情を高めることにも反していて，問題が大きいことは言を待たない。

実際に，教員の厳しい叱責や体罰を目撃した生徒の中に，不安が強まり登校困難になったり，不眠や悪夢等の再体験症状といったトラウマ反応を示し，医療機関を受診するものが稀ならず存在する。

教職員においては，今一度子どもに対する体罰，暴力，暴言等が絶対に許されないものであることを自覚し，自らの言動が生徒の尊厳を害していないか立ち止まって考える必要がある。

市教委は，学校評価の際に「教員の体罰や暴言，生徒の尊厳を損なう言動はなくなったか」の項目も設け，アンケート等を活用して，児童生徒の声が反映するように，各学校に対して指導・助言を行うべきである。

#### **【提言 5】生徒の不登校は「問題行動」とは捉えずに共感的理解に基づく支援を行うこと**

当該中学校においては，教職員は，不登校ゼロを目指し，不登校は

解消しなければならないという意識が強かったようである。そのことが、本事案にもつながった。

しかし、文科省の「不登校に関する調査研究協力者会議」の最終報告(平成28年7月)には、次のように新しい観点も提示されており、不登校への対応は今後変えていかななくてはならない。

「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を『問題行動』と判断してはならない。不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立にもつながることが期待される。」

つまり「学校に行きたくても行けない」現状に苦しむ児童生徒とその家族に対して、「なぜ行けなくなったのか」といった原因追及は意味がなく、また「どうしたら行けるようになるか」といった方法を論ずるだけでは不十分で、不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもって、当該生徒の社会的自立につながるよう支援していくことが重要である。

文科省は、調査研究協力者会議の報告を受けて、平成28年9月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」と題する通知を発している。基本的な考え方として、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」が最初に記されている。学校の取り組みとしては、「不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。」等、多くの課題が提起されている。

市教委及び奄美市内の小・中学校は、学校の在り方、市内小・中学校における不登校の児童生徒に対する対応を見直すべきである。

## 【提言6】本報告書を公表し活用すること

本報告書は、Aさんという一人の人間の、生まれて、生きて、自殺へと追い込まれ生涯を終えた、命の記録である。

この報告書に記された事実を基に、児童生徒の命を守る術を学び、次の命のためにどう活かすかは残された私たちの役割である。Aさん

のことを忘れないためにも、また児童生徒の命を守るための学びの資料という観点からも、遺族の意向を踏まえた上で、奄美市のWebサイトに掲載し、いつでも誰でも閲覧ができる状態にする等して、本報告書を広く共有すべきである。

なお、本委員会は、調査結果の報告の際に、本報告書の原本の他、「公表版」を作成した。この「公表版」は、遺族の意向を踏まえた上で、個人情報等の人権的配慮を行い作成した。したがって、奄美市が本報告書を公表する際には、この「公表版」を活用し、いたずらに非公表部分を増やす等して、本報告書の活用を妨げることのないように留意されたい。

また、市教委及び奄美市内の小・中学校においては、各学校に最低1冊は常備し、教職員がいつでも閲覧等できるようにした上で、教職員研修会、職員会議、いじめ防止基本方針の策定、生徒指導の手引きの改訂、その他の場面で本報告書を活用してほしい。

最後に、本章で述べた各提言を着実に実行するため、具体的な年次計画を作成し、その進捗状況を定期的に確認、公表するシステムの構築を要請する。すでに兵庫県加古川市においてこうした方法が行われており参照されたい。

## おわりに

本事案では、生徒指導の在り方が大きな問題となった。

生徒指導は、学校教育の一環として行われていることは言うまでもない。そして、学校教育は、目標をもって行われなければならない、そこでいう最終的な目標は、生徒がどのように成長、発達して、社会に出る時にどんな大人になってもらいたいかということだろう。当該中学校の「          の教育」には、教育目標として、「心身ともに健康で、心豊かな人間性と確かな学力を備え、積極的に自己実現に努める生徒を育成する。」と掲げられている。そのためには、どんな働きかけが適切か考える必要がある。そこで重要な視点は、これまで繰り返し述べたとおり「生徒の立場」に立った指導である。指導を受けた生徒がどんな気持ちになるのか、どう受け止めるか、どんな効果をもたらすのか考えなければならない。

ところが、当該中学校で行われていた生徒指導はどうであろうか。体罰（暴力）・暴言、その他生徒の尊厳を傷つける言動、守らせることが目的化した厳しい校則、事実の確認を十分に行わず、生徒の言い分に耳を傾けない指導、これらは自ら掲げた教育目標に向けた生徒指導や「生徒の立場」に立った生徒指導とは到底言えないものである。そこで見られる教員の態度は、生徒に目標にしてもらいたい大人のモデルとは言えないのではないだろうか。

そして、このような「生徒の立場」に立たない生徒指導が行われた場合、たとえ激しい暴力や暴言を伴わなくとも、生徒を死に追い詰めることを知らなければならない。教育的「善意」をもって行われた「生徒のため」の行為が生徒の心を傷つけ取り返しのつかない悲しい出来事を招くこともある。本事案は、決して特別なことではない。

Aさんは、添付した二つの作文からも分かるように、命を大切にし、生きていくことに感謝する子どもだった。また、相手を思いやる気持ち持ち、前向きで諦めない気持ちをもった子どもだった。そんなAさんが死を選択せざるを得ない状況になったのである。

子どもは、子どもの権利条約でも謳われているように、大人と同じく一人の人権享有主体であり、憲法上の基本的人権が保障されている。「最善の利益」が考慮され（同条約第3条1項）、成長発達する権利（同条約第6条2項）、意見表明権（同条約第12条2項）、品位を傷つける取り扱いを受けない権利（同条約第37条1項）を有している。

生徒にも当然人権が保障されていることを念頭に置きつつ、改めて教育とは何か、生徒にとって望ましい生徒指導はどのようなものかを見直すべきである。

また、提言でも述べたとおり、「生徒支援」という発想への転換が必要である。学校教育に関わる大人には、このような「生徒支援」の発想をもっていただくよう強く願う。

さらに、事後対応においては、事実に向き合うという視点を軸に考察した。本事案発生から間もない時期に、当該中学校の関係者及び市教委は、Aさんが担任の指導、それに続く家庭訪問の直後に亡くなったことを把握していた。しかし、当該中学校の基本調査は、Aさん自身に何か要因がなかったのかという視点を中心に調査が行われた。しかし、Aさんは直前に担任から指導を受け、さらにそれに続く家庭訪問を受け、直後に亡くなっている。原因あるいは背景要因を調査するのであれば、本事案においては、指導及び家庭訪問という行為をした側に問題がなかったかという視点でも調査すべきであった。そして、そのような視点を欠いたまま調査が行われ、その視点が市教委にも引き継がれ、「いじめた側」の「加害者」が責任を感じて自殺したといった誤った説明がなされた。これはAさんの名誉に関わることである。しかも、遺族には、原因は特定できなかつたという報告がなされ、指導や家庭訪問時の問題点が明らかにされないまま、遺族や当該中学校の生徒や保護者の不信感を生み、現在に至っている。そこには、たとえ不都合なことであっても、事実に向き合うという姿勢が見受けられなかつた。

Aさんが亡くなってから3年が経過した。事実が明らかにされず、亡くなった原因の考察がなされないまま過ごしてきた遺族がどんな思いでこの3年間を過ごしてきたのか、当該中学校関係者や市教委には、本報告書を受けて、今一度考えていただきたい。

最後に、本委員会の調査は約1年半の時間をいただいた。その間、辛抱強くお待ちいただき、調査にご協力いただいた遺族、Aさんの同級生やその保護者、その他関係する皆さんに深くお礼を申し上げます。また、当該中学校の教職員や市教委等の協力なしには調査はできなかつたものであり心から感謝したい。

本委員会の調査はこれで終わるが、当該中学校や市教委においては、ここからがスタートである。再発防止の提言でも述べたとおり、本報告書をぜひ活用して、本事案を振り返り、検証や再発防止の取り組みをしてほしい。例えば、本報告書について市民に説明会を行うこと、市教委や教職員間、あるいは地域の保護者、有識者らを交えた意見交換や協議の場を設けること、提言内容を実行し、児童生徒にとっても教職員にとってもより良い学校を築くために、新たな組織を立ち上げること等が考えられる。検証や再発防止の取り組みの際には、本事案を調査、分析、考察した本委員会も協力を惜しまない。

本事案を風化させることなく、Aさんが遺した想いを真摯に受け止め、一人ひとりの生徒がかけがえのない存在として尊重される学校を築いていただき、同じ過ちを繰り返さないことを切に願う。

以上

平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する  
第三者調査委員会設置規約

(設置)

第1条 この規約は、文部科学省設置児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議平成26年7月1日付「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（以下「指針」という。）に基づき、平成27年11月4日に奄美市立中学校に通う生徒が自殺した件（以下「本件自殺」という。）について詳細調査を実施し、もって、関係者が事故に向き合い、再出発に踏み出す足がかりを作るとともに、今後の自殺事件等の再発を防止するため設置する平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本件自殺について、本件自殺に至るまでの事実経過並びに本件学校及び学校外における事実及び背景を含め、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 本件自殺に至るまでの事実経過に関して、本件学校の本件生徒に対する対応及びその背景を明らかにすること。
- (3) 前2号で明らかになった事実を踏まえて、本件自殺の原因について考察すること。
- (4) 第1号及び第2号によって明らかになった事実に対して、本件学校及び市教育委員会の本件自殺の前後における対応について適切であったかを考察すること。
- (5) 前各号によって明らかになった事実経過及び考察から、本市の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた今後の再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。
- (6) 前各号についての結果を元に、人権的配慮を行った上で、調査結果を公表すること。
- (7) 前各号について市長及び本件生徒の保護者（以下「本件遺族」という。）に対する報告を行うこと。

(組織)

第3条 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、本件学校、奄美市教育委員会、奄美市（以下「市」という。）及び本件遺族並びに関係生徒やその保護者と利害関係を有しない者であって、法律、精神医学、心理、教育等に関する専門的な知識経験その他いじめや生徒の自殺に関する調査及び審議を行うために必要な知識経験

を有する別紙推薦団体から推薦された者とし、本件遺族と市が同意の上で必要と認められた者を市長が委嘱する。

- 2 委員の人数は7名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第10条第1項の報告が終了した日までの期間とする。
- 4 市長は、委員を委嘱したときは、速やかに委員の氏名を奄美市公式ホームページにおいて公表するものとする。
- 5 市長は、委員の委嘱後、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族との利害関係が明らかになるなど、当該委員による中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるとき、その他必要があると認めるときは、当該委員の解嘱を求めることができる。
- 6 本件遺族は、委員について中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるとき、市に対して、その理由を示して当該委員の解嘱を求めることができる。
- 7 委員には市が定めるところにより謝金及び旅費を支給する。

(委員の役割等)

第4条 調査委員会の委員は、調査方針を決定し、第7条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすとともに、その調査権限はすべて調査委員会に専属するものとする。

- 2 調査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 調査委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査委員会の中立性、公平性)

第5条 調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公平に調査及び審議を行い、合意形成を諮るものとする。

(会議等)

第6条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、1回目の会議についてはこの限りではない。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議は原則として非公開とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、奄美市情報公開条例(平成18年奄美市条例第19号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審

議する場合にあっては、調査委員会の委員長が会議に諮って必要と認められるものに対して会議の全部又は一部を公開することができる。

- 5 調査委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 7 調査委員会は、議事録その他の記録について、前記4項に準じ公開することができる。
- 8 調査委員会の会議の議事は、出席した委員の合議により決する。

#### (調査)

第7条 調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務（以下「所掌事務」という。）を遂行するために必要があると認められる場合は、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員（過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。）及び本件生徒の親族並びに本件学校の生徒（卒業生、転校生等を含む。）及びその保護者等本件生徒と関わりを有する者（以下、これらすべてに対し「調査対象者」という。）から、事実関係や意見等に関する陳述、説明等（本件学校その他関係する現場における説明を含む。）を求めること。
  - (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。
  - (3) 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。
- 2 調査委員会は、前項の調査を行うにあたり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
- 3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員その他本市の職員は、第1項に定める調査に協力する。

#### (調査員)

第8条 調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、本件事案の調査に必要な学識経験者その他専門性を有する者で、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族と利害関係を有しない者（過去の職員及び関係

者を含む。)のうちから、全委員の了承を得て、委員長が市に推薦し、市長が委嘱する。

3 第3条第5項乃至第7項の規定は、調査員について準用する。

4 調査員は、調査委員会の指示により、調査委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに調査委員会に報告する。

(当事者からの意見聴取)

第9条 調査委員会は、本件学校及び市教育委員会並びに本件遺族から意見表明の申し出があった場合は、意見を聴取しなければならない。

(報告及び公表)

第10条 調査委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときには、報告書(以下「本件報告書」という。)を作成し、市長及び本件遺族に対して報告し本件遺族からの質疑に応じるものとする。

2 調査委員会は、調査及び審議の過程において、適宜、調査及び審議の状況を本件遺族に報告し本件遺族からの質疑に応じるものとする。なお、報告の内容、時期、方法等については、調査委員会の主体的な判断のもとで行うものとする。

3 調査委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

4 市長は、第1項の報告を受けたときは、速やかに議会及び教育委員会に対して報告する。

5 市長は、本件報告書を速やかに公表する。但し、その公表方法については、調査委員会及び遺族の意向や助言を踏まえた方法による。

6 市長は、前2項の報告及び公表に際して、遺族の意向を第一優先とし、関係者のプライバシー保護等のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。

7 市長は、本件報告書を公表したときは、市長の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては、教育委員会に対し、当該措置を講ずるよう要請する。

8 本件報告書の内容に明らかな事実誤認、調査の不十分など重大にして看過できない過誤が発見されたときは、遺族は調査委員会に対し、過誤の具体的な内容を摘示して、再調整、報告書の訂正、削除、付加その他相当な措置を求めることができる。

(資料の管理)

第11条 調査委員会が第7条の規定に基づく調査によって取得、収集した一切の調査関係資料で、調査委員会及び調査員が作成に関与した資料(以下「調査資料」という。)については、本件遺族と市との合意に基づいて、その取り扱いを定める。

(庶務)

第12条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

2 総務部総務課は、調査委員会の指示により、中立性及び公平性に配慮し、議事録の作成、資料の管理、保管、予算管理、会議場所の確保、委員との連絡調整、その他委員長が必要と認める事務を取り扱う。

(守秘義務)

第13条 委員及び調査員は、調査委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(予算)

第14条 調査委員会の運営に必要な経費は、総務部総務課において適切に管理、執行する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(その他)

第16条 この規約は、市長が本件遺族の同意を得て、制定する。ただし、第1回の調査委員会の開催後においては、調査委員会が規約の改正その他の管理を行う。

附 則

この規約は、平成29年3月3日から施行する。

以 上

調査委員会の委員の推薦団体先候補

- 1 鹿児島県弁護士会
- 2 日本弁護士連合会
- 3 日本教育法学会
- 4 一般社団法人日本児童青年精神医学会
- 5 一般社団法人日本臨床心理士会
- 6 特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト

以 上

## 第三者調査委員会 調査資料一覧

資料総数： 285点

## 1 ご家族提供資料：58点

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 本事案発生に関する資料等       | 6点  |
| 事件発生の状況                |     |
| 周辺地図                   |     |
| 自宅平面図                  |     |
| 関係者対応内容 (H27.3-H28.8)  |     |
| 遺書                     |     |
| 祖母と母親のLINE画面           |     |
| (2) 音声の反訳・データ          | 21点 |
| 当該中学校校長・担任との面談時の録音反訳 他 |     |
| (3) 学習の記録              | 17点 |
| ■■■■ (宅習帳)             |     |
| Aさんの数学ノート (一部)         |     |
| 手紙 (お父さんお母さんへのお礼)      |     |
| 作文 (語り継がなければならないこと)    |     |
| 作文 (部活動を通して学んだこと) 他    |     |
| (4) 成績等の記録             | 4点  |
| 小学校通知表                 |     |
| 中学通知表・成績連絡票            |     |
| スポーツテスト個人票             |     |
| 修了証書                   |     |
| (5) 友人等から              | 5点  |
| 寄せ書き                   |     |
| お別れの手紙                 |     |
| 卒業に寄せて                 |     |
| 卒業文集                   |     |
| 卒業アルバム (抜粋コピー)         |     |
| (6) その他の資料             | 5点  |
| 小学校5年生時の名簿             |     |
| 小学校6年生時の名簿             |     |
| 死亡見舞金の給付請求に関する資料 他     |     |

## 2 友人提供資料：6点

■■■■ (宅習帳) 6名分

### 3 学校・教委提供資料：157点

#### (1) Aさんの学校生活に係る資料 6点

小学校時代の作文  
小学校指導要録  
小学校各種記録  
生徒指導要録  
健康診断票  
作文（部活動を通して学んだこと）

#### (2) 本事実前後の状況に係る資料 21点

■中学校自死事案の概要  
事故前後の経過一覧（市教委作成）  
時系列 11/2～（最新）11/17現在  
時系列 教委・校長PCデータ  
■中支援 日毎報告  
H27.11.5 FAX（■中⇒教委）  
H27.11.6 ■中学校の状況報告  
H27.11.9 ■中校長室の記録（手書き）  
9月～11月の経過（X教諭作成）  
X教諭の5名に対する指導について  
11/4 生徒に書かせたもの（関係生徒6名分）  
H27.11.5の全校集会の校長原稿  
臨時保護者説明会（H27.11.5）に関する記録  
Aさんの葬儀でのX教諭の弔辞  
スクールカウンセラー業務日誌  
スクールカウンセラーのカウンセリング関係資料  
■中学校の有事に対する関係機関の対応等について 他

#### (3) 基本調査に係る資料 13点

基本調査報告書  
基本調査報告書（原案と思われるもの）  
基本調査聴き取り記録（教職員から）  
基本調査実施計画  
サッカー部名簿  
サッカー部聴き取り記録  
1年2組名簿  
1年2組聴き取り記録  
関係生徒聴き取り記録  
児童生徒事故報告書（素案）

	再調査の必要のある者	他	
(4)	基本調査以外の事後対応に係る資料		43点
ア	遺族関係		12点
	遺族への対応記録		
	家庭訪問記録		
	校長室の記録(清書)		
	遺族の学校訪問記録 他		
イ	学校・生徒関係		13点
	初期対応で大切なこと		
	当該事案の今後の対応		
	生徒の日記		
	本日の出欠の状況等について(H27.11.18)		
	スクールカウンセラーから生徒への聴き取り記録		
	こころの健康調査票		
	市教委アンケート集計		
	市教委アンケート集計(気になる点)	他	
ウ	保護者関係等		6点
	臨時PTA全体会口述書		
	臨時PTA全体会回収資料		
	関係生徒保護者との話し合い記録	他	
エ	マスコミ対応		5点
	マスコミ初期対応等		
	市教委マスコミ想定問答		
	マスコミに対する想定問答(8月)		
	記者レク想定問答	他	
オ	その他		7点
	臨時校長研修会に関する記録		
	市議会議員への説明		
	議員への説明内容		
	保護者説明会(調査委員会について)		
	3学年PTA対応		
	「調査委員会による聴き取り」報告(教諭→Z校長)		
	「調査委員会による聴き取り」報告(X教諭→Z校長)		
(5)	Bさんに係る資料		5点
	指導要録	他	
(6)	担任に係る資料		5点
	X教諭の学級通信		

- その他の教諭の学級通信
- (7) クラスの概要に係る資料 13点
- 学級編成資料  
 学級編成 (学級別資料)  
 学級編成 補足資料  
 中学校出席記録  
 1年2組の出席状況  
 体力・運動能力調査個人票  
 学校でのテスト成績
- (8) 生徒指導に係る資料 12点
- 生徒指導委員会報告 (H27.4-H29.7)  
 不登校資料 (H22-H28)  
 平成27年度児童生徒の問題行動等調査  
 生徒指導月例報告  
 いじめ実態調査アンケート  
 不登校状況報告  
 教育上配慮を要する生徒について 他
- (9) その他学校の概要に係る資料 36点
- 中学校生徒名簿 (1~3年)  
 校務分掌表 (H27-H29)  
 職員会議議事録  
 自己申告書 校長・Z校長・教頭・X教諭 (H27, H28)  
 職員履歴書  
 教職員の現在勤務地状況  
 平成27年度■■■■中学校行事予定表  
 平成29年度■■■■中学校行事予定表  
 学校経営案  
 部活基本方針  
 いじめ防止基本方針  
 ■■■■中学校危機管理マニュアル  
 「■■■■中の教育」  
 市内4中学校教育課程 (H27, H30)  
 子どもの人権プロジェクト推進校委嘱通知  
 子どもの人権プロジェクトについての感想  
 教員の校内・校外研修参加状況 (H25~H29)  
 学校評議委員会に関する資料 (H27, H28, H29)  
 卒業式のしおり 他

(10) その他の参考資料

3点

子どもの人権SOS等パンフレット 他

**4 委員作成・提供等資料：9点**

書籍「新しい学校事故・事件学」

書籍「指導死」

書籍「子どもの人権をまもるために」

いじめ防止対策推進法「3年後見直し」に関する意見書（日本弁護士連合会）

新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する調査報告書

知覧中いじめ自殺事件に関する陳述書（内沢委員提供）

いじめにどう対処するか（内沢委員提供）

たのしい「生活指導」の課題（内沢委員提供）

スクールカウンセラー記録（餅原委員まとめ）

**5 その他資料：12点**

第三者調査委員会設置規約

調査委員会設置経過

奄美市第三者委員会に係る新聞報道記事

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（H26）

学校事故対応に関する指針（H28）

文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

文部科学省「生徒指導提要」（平成22年3月）

不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（平成28年7月）

文部科学大臣決定「いじめ防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日）

H18.10.18の未遂事故に関する新聞記事 他

**6 聴き取りの記録：43点**

聴き取り音声の反訳

部活動を通して学んだこと

一年

僕は、小学生の頃からずっとサッカーを続けて  
 いている。サッカーが大好きだから、中学生  
 になっても、もちろん部活動はサッカーに入  
 ろうと決めていた。中学生になれば、大好き  
 なサッカーが毎日できるのだと思うと、期待  
 と喜びで胸がいっぱいになった。

いよいよ中学校入学を迎え、僕は迷うこと  
 なくサッカー部に入部した。この一学期でサ

奄美市立

ッカー部に入って変わったことがある。  
 一つ目はあいさつだ。小学校の頃も、練習  
 の始めと終わりにあいさつはしていた。しか  
 し、中学校になると、先生や外部の方が通る  
 たびに、練習を中断して、大きな声であいさ  
 つをする。そのことを母に話すと、  
 「あいさつっていうのは、あなたは大切な人  
 ですよ」という意思表示なんだって。だから、  
 練習を中断して、あいさつをするのかもしれないね。

と言われた。今まであいさつの意味など考えたこともなかった。しかし、部活動と母の言葉を通して改めてあいさつについて考えることができた。僕は、あいさつには不思議な力があると思う。あいさつは人間が生きていく上でとても大切だと思う。人と話をするときは、必ずあいさつから始まる。また、謝るときも、お礼を言うときも、そこにはあいさつがある。あいさつは、相手への思いを伝えるために大切なことなのだと感じた。

奄美市立

二つ目の変化はポジションだ。小学生の頃のポジションは、左サイドバックだ。左ききの僕にとって、このポジションはとてもやりやすく、得意のポジションでもあった。しかし、中学校の部活動では、キーパーの経験者がおらず、僕はゴールキーパーをするこ

とになつた。中学校になると、コートのはさが小学生のときよりも広くなる。加えてゴールやボールのサイズも一回り大きくなる。ただでさえ、

ポジションが変わって戸惑っていた僕は、思  
い描くようなプレーができずに悩んでいた。  
練習も小学校時代よりハードになった。シ  
ュート練習でボールを止められなかったら、  
先輩から、  
「何やっつてんだ。しっかりしろ。」  
と何度も注意を受けた。言われる度に、僕は  
キーパーとしての自信を失っていった。そし  
て僕は段々と、小学生の頃のように、楽しく  
サッカーをすることができなくなっていた。

奄美市立

しかし、そんな時父から、  
「ゴールはみんな守るものだ。お前だけの  
責任じゃない。だからと言って諦めたらだめ  
だ。何点決められようと、絶対諦めたらだめ  
だ。」

と言われた。父のこの言葉を聞いて、僕は、  
自分のプレーを思い返してみた。確かに、シ  
ュートを打たれた瞬間に、このボールは止め  
られないと思うときがあった。考えてみれば  
打たれた瞬間に諦めていた自分がいたのだ。

これでは先輩に注意されるのも仕方がないな  
 と思つた。ゴールキーパーは、ゴールを守る  
 最後のとりでだ。それだけに、僕にはゴール  
 を守る責任があるのだと改めて感じた。それ  
 からは、意識して、どんなシチュートにも反応  
 することを心がけた。すると、先輩からも時  
 々、  
 「ナイスキーパー。」  
 と声をかけてもらえるようになった。うれし  
 い気持ちと認められた気持ちで、やる気と自  
 信がでてきた。

奄美市立

中学生となり、サッカー部に入部して五カ  
 月が過ぎた。たつた半年だが、部活動を通し  
 て、あいさつの大切さ、責任感、諦めない心  
 などこれから生きていく上で必要なことをた  
 くさん学んだ。まだ中学校生活も部活動も始  
 まったばかりだ。これからもきついことや苦  
 しいことを乗り越えながら、新しいことを学  
 び、成長していききたい。

語り継がなければならぬこと

一年二組

僕のひい祖父は、日本のために戦った一人であった。

ひい祖父が若い頃、赤紙が届いてフィリピンに行つたそうだ。写真を見れば、堂堂としていて、男らしかった。

戦場に行つたが、左腕を無くして帰ってきたそうだ。左手に銃弾が貫通し、その後破傷風になり、自ら左腕を切り落としたという。

奄美市立

だが、ひい祖父はどんなときも決して涙を見せることはなかったという。

そして年月がたち、僕が生まれた。ひい祖父はとても喜んでいたという。僕は成長していった。ひい祖父は僕と毎日遊んでくれていつも笑顔だった。とても幸せな毎日だった。

そんなある日、ひい祖父は戦争について語ってくれた。空は米軍の飛行機、海は戦艦、陸上では銃弾が飛びかっていたという。また、絶対には戦争はしてはいいない。戦争をして

も何もいいことはない。今はとてもいい世の中だ。幸せだ。お前は生きていることに感謝しろ。と、ひい祖父はよく語ってくれた。だが、ひい祖父も歳をとり、しや下れなくなっている。僕は、生きていることに感謝するようになった。

あなたは、一分、一秒も大切にしていますか。生きていることに感謝していただけますか。

今、友達と遊んだり、会話をしたりしているのが僕の日常生活だ。あたり前のように感

奄美市立

いるかもしれないが、戦争が起きている頃の時代の人々は、いつ友達や家族がいなくなるか分からないというのが、この頃の人々の日常生活なのだ。今、僕達はお金があれば何でも手に入る。

しかし、お金で買えないものもある。

一つは、命。ひい祖父は、僕に戦争について伝えることで、命の大切さを教えてくれた。戦争に行、た友人も亡くなり、身内も襲撃されたという。戦争に対する怒り、悲しみは、

年  
組  
番  
氏名

はかりしれないものだと思う。  
だから、僕は、大切なものをすべて失うか  
らもう二度とや、てはいけないうと思う。  
二つ目は、愛情だ。ひい祖父は片腕しかな  
いのに、僕をよく抱きかかえていたという。  
そして、僕がふざけて高い所から落ちそうに  
なるときに片腕で支えてくれた。僕にとっ  
ては、両腕以上の愛情を支えてくれたと思う。  
ひい祖父は、僕が六年生の頃の十二月に、  
家族に見守られながら七くなった。僕もひい  
祖父の死に立ち合うことができた。とても落  
ち着いた表情だった。心の中でありがとうと  
言った。戦争に行つてつらい思いもたくさん  
してきたと思うが、僕に話してくれたいこと  
を僕は、語り継がなければならぬ。

奄美市立

